第二次川俣町地域福祉計画

～川俣町重層的支援体制整備事業計画～

～第二次川俣町成年後見制度利用促進基本計画～

～川俣町再犯防止推進計画～

2025年度（令和７年度）～2034年度（令和16年度）

令和７年３月

川俣町

「誰もが笑顔で元気に暮らせるまち かわまた」

本町では、平成 27 年 3 月に、「川俣町地域福祉計画」を策定し、住民一人ひとりの暮らしや生きがい、地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現を目指し、地域福祉の取り組みを推進してまいりました。

しかし、少子高齢化の進行や核家族化、単身世帯の増加など、川俣町を取り巻く環境は変化しており、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域におけるつながりや助け合いの関係性の一層の低下が懸念されています。

高齢者、障がい者、児童などの対象者ごとの制度の狭間で、サービスにつながらない課題をはじめ、8050 問題やダブルケア、ヤングケアラーといった複雑化・複合化した課題が顕在化しており、地域において、このような課題やニーズを受け止める力を高めていくことが求められています。

こうした問題に対応するためには、制度によるサービスだけでは難しく、住民、社会福祉事業者、地域の様々な福祉活動団体等と行政が一丸となり地域全体で対応していくことが重要となります。

このような状況を踏まえ、近年の社会情勢の変化や地域住民が抱える課題へのさらなる対応を図るため、令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間を計画期間とする「第二次川俣町地域福祉計画」を策定しました。

本計画では、地域住民の複雑化・複合化した課題や支援ニーズに対応するための包括的な相談支援体制を構築する「川俣町重層的支援体制整備事業計画」及び、認知症や知的障がい等により、様々な判断が難しい高齢者や障がいのある方等の成年後見制度の適切な利用を促進する「第二次川俣町成年後見制度利用促進基本計画」、犯罪をした人等の社会復帰を支え、地域住民の犯罪被害の防止を推進する「川俣町再犯防止推進計画」を盛り込んだところでございます。

本計画に基づき、住み慣れた地域でいきいきと安心して生活を送ることができるよう、見守りや支え合う体制づくりを地域の皆さまとの協働により推進してまいりたいと考えています。今後とも、町民の皆さまの御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本計画策定に当たり、御尽力いただきました川俣町地域福祉計画策定委員会委員の皆さまをはじめ、関係団体の皆さま、ワークショップ等に御協力いただきました関係各位、並びに貴重な御意見をお寄せいただきました町民の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和7年3月

川俣町長 藤 原 一 二

目　次

第 1 章　計画の策定にあたって 1

第 1 節　計画策定の背景と趣旨 3

第 2 節　地域福祉の考え方について 4

1　地域福祉とは 4

2　地域福祉の推進に必要な「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方 5

3　地域福祉圏域の捉え方 6

第 3 節　計画の位置づけ 7

第 4 節　計画の期間 8

第 2 章　地域福祉を取り巻く現状 9

第 1 節　統計からみる現状 11

1　人口・世帯の状況 11

2　障がいのある人の状況 13

3　支援が必要な人の状況 16

第 2 節　アンケート調査結果からみる現状 19

1　調査概要 19

2　調査結果 20

第 3 節　町民の意見聴取（オンライン意見箱）からみる現状 29

1　実施概要 29

2　実施結果 30

第 4 節　関係者へのワークショップからみる現状 31

1　実施概要 31

2　実施結果 32

第 5 節　第 1 次計画（後期計画）における施策の評価 38

1　施策の評価方法 38

2　基本目標ごとの評価 39

第 6 節　川俣町の地域福祉をめぐる主な課題 48

第 3 章　地域福祉計画の基本的な考え方 51

第 1 節　基本理念 53

第 2 節　基本目標 55

基本目標 1　地域を支える人づくり 55

基本目標 2　誰もがつながり合う仕組みづくり 55

基本目標 3　誰もが安心して暮らせる環境づくり 55

基本目標 4 地域福祉を推進する連携の体制づくり 55
第 3 節 重点施策 56
重点施策 1 福祉意識の醸成 56
重点施策 2 地域コミュニティの形成及び交流の場や機会の充実 56
重点施策 3 生活環境の整備 56
重点施策 4 地域福祉ネットワークの構築 56
第 4 節 計画の体系 57

第 4 章 地域福祉計画の施策の展開 59

基本目標 1 地域を支える人づくり 61
基本目標 2 誰もがつながり合う仕組みづくり 67
基本目標 3 誰もが安心して暮らせる環境づくり 75
基本目標 4 地域福祉を推進する連携の体制づくり 87

第 5 章 重層的支援体制整備事業計画 95

第 1 節 計画策定の背景と趣旨 97
第 2 節 計画の位置づけ 98
第 3 節 計画の期間 98
第 4 節 重層的支援体制整備事業計画に関する制度の主な内容 98
第 5 節 重層的支援体制整備事業の理念・目的 99
第 6 節 重層的支援体制整備事業における各事業の内容 99
第 7 節 重層的支援体制整備事業の推進体制 102

第 6 章 成年後見制度利用促進基本計画 105

第 1 節 計画策定の背景と趣旨 107
第 2 節 計画の位置づけ 107
第 3 節 計画の期間 107
第 4 節 成年後見制度利用促進基本計画に関する制度の主な内容 108
第 5 節 現状と課題 110
第 6 節 成年後見制度利用促進基本計画の理念・目標 113
第 7 節 成年後見制度利用促進基本計画の事業内容 113

第 7 章 再犯防止推進計画 115

第 1 節 計画策定の背景と趣旨 117

第 2 節　計画の位置づけ 117
第 3 節　計画の期間 117
第 4 節　再犯防止推進計画に関する制度の主な内容 118
第 5 節　現状と課題 119
第 6 節　再犯防止推進計画の理念・目標 122
第 7 節　再犯防止推進計画の実施内容 122

第 8 章　計画の推進・評価 123

第 1 節　計画の推進 125
第 2 節　計画の評価 126
1 計画の進捗管理 126

資料編 127

第 1 節　策定経過 129
第 2 節　計画の策定体制 130
1 川俣町地域福祉計画策定本部 130
2 川俣町地域福祉計画策定委員会 130
3 アンケート調査 130
4 町民の意見聴取（オンライン意見箱） 130
5 関係者へのワークショップ 130
6 パブリックコメント 130
第 3 節　川俣町地域福祉計画策定本部設置要綱 132
第 4 節　川俣町地域福祉計画策定委員会規則 134
第 5 節　川俣町地域福祉計画策定委員名簿 136
第 6 節　計画推進に係る主な事業・取り組み 137

本計画書では、ユニバーサルデザインフォントを使用しています。

第1章

計画の策定にあたって

第１節　計画策定の背景と趣旨

これまでの日本ではあらゆる生活の場面で、家族や地域、職場での支え合いが存在していましたが、近年、少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、地域におけるつながりや助け合いの関係性が薄れ、困難を抱えているにも関わらず、誰にも助けを求めることができない方や、支援に結びつかずに問題が深刻化している方などが増加しています。

さらには、8050 問題やダブルケア、ヤングケアラーといった複雑化・複合化した課題が顕在化しており、介護保険制度や障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度などの対象者ごとの「縦割り」の制度だけでは解決が困難な状況となっています。

こうした変化を踏まえ、人と人、人と地域のつながりを再構築し、互いに助け合い、支え合うことで、住民一人ひとりの暮らしや生きがい、地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現が必要とされるようになり、その実現に向け「地域福祉」を推進していくことが求められるようになっています。

国では、平成 12 年に「社会福祉法」を制定して以降、「地域共生社会」の実現に向け、各種法整備が進められています。平成 30 年 4 月の「社会福祉法の一部改正」では、「市町村地域福祉計画」の策定が努力義務となり、令和 3 年 4 月の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、高齢者、障がい者、児童などの対象者ごとの制度の狭間で、サービスにつながらない課題をはじめ、地域住民の複雑化・複合化した課題や支援ニーズに対応するため、地域全体で支え合い、解決していくことができる包括的な支援体制の整備などが掲げられています。

川俣町では、平成 27 年 3 月に、「川俣町地域福祉計画」を策定し、『誰もが笑顔で元気に暮らせるまち かわまた』の基本理念のもと、様々な地域福祉の取り組みを推進してきましたが、令和 6 年度をもって、計画期間が満了となることから、近年の社会情勢の変化や地域住民が抱える課題へのさらなる対応を図るため、令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間を計画期間とする「第二次川俣町地域福祉計画」を策定します。

本計画では、地域住民の複雑化・複合化した課題や支援ニーズに対応するための包括的な相談支援体制を構築する「川俣町重層的支援体制整備事業計画」及び、認知症や知的障がい等により、様々な判断が難しい高齢者や障がいのある方等の成年後見制度の適切な利用を促進する「第二次川俣町成年後見制度利用促進基本計画」、犯罪をした人等の社会復帰を支え、地域住民の犯罪被害の防止を推進する「川俣町再犯防止推進計画」をあわせて策定します。

第２節　地域福祉の考え方について

１　地域福祉とは

地域福祉とは、住み慣れた地域の中で、高齢者や子ども、障がいのある方など、誰もが安心して暮らしていくために、家族や友人、隣近所等がつながりをもち、お互いに助けたり、助けられたりする関係を持続していくことです。

一般に「福祉」という言葉を聞くと、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉といった対象者ごとにわかれた「一部の困っている人に対する支援」などと捉えられますが、地域福祉は、そうした対象者ごとの制度の狭間で、サービスにつながらない課題やニーズを抱えている方々をはじめ、地域で困りごとを抱えている方々の課題をお互いに支え合い、助け合いながら、地域全体で解決していくための活動です。

地域におけるつながりや助け合いの関係性が薄れ、複雑化・複合化した課題が顕在化している今般、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域での助け合い・支え合いの関係性・仕組みをつくることが求められています。

◇地域福祉推進のイメージ

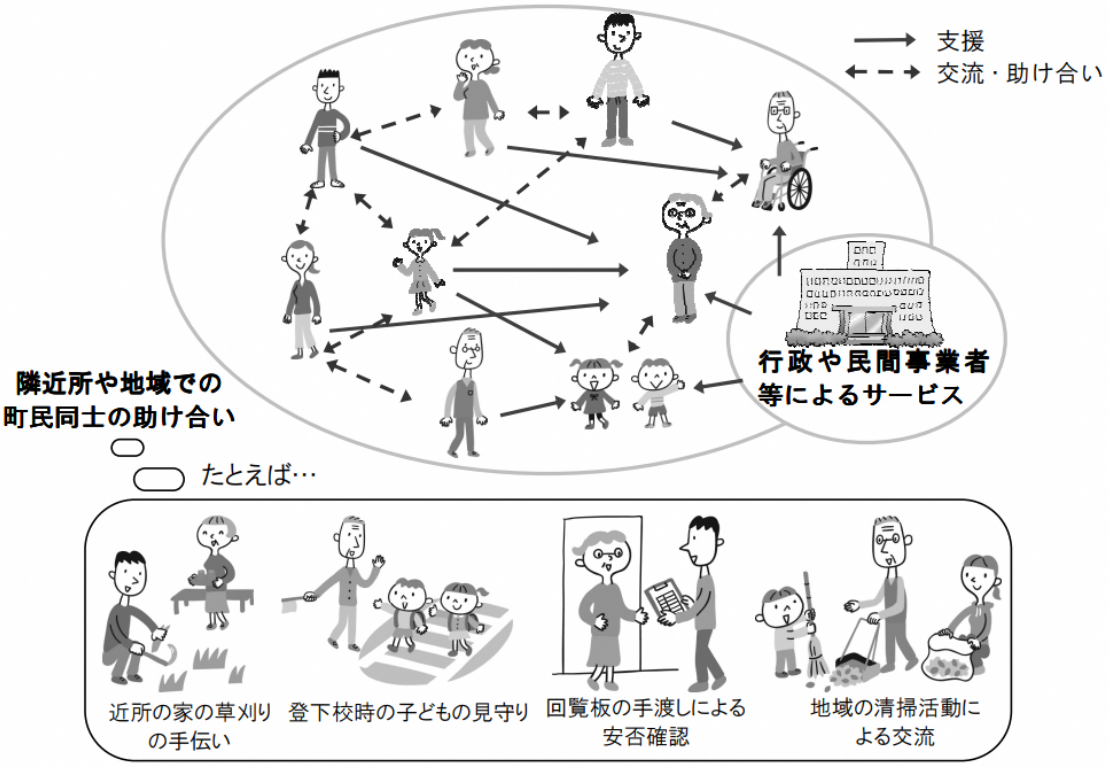

2　地域福祉の推進に必要な「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方

地域福祉を推進するうえでは、「自助」「互助」「共助」「公助」という考え方が必要です。

町民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進することが重要です。

その中でも特に、隣近所や地域の組織など、町民がみんな一緒に地域で活動をする「互助」が重要なポイントになります。

◇「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方

自助	個人や家庭による自助努力（自分でできることは自分でする）
互助	**地域における助け合い（隣近所や友人、知人とお互いに助け合う）やボランティア、ＮＰＯ、事業者、大学などによる支え（「地域ぐるみ」福祉活動に参加して地域で助け合う）**
共助	介護保険や医療、年金など制度化された相互扶助
公助	保健・医療・福祉などの関連する施策に基づく行政・公的制度

◇地域福祉推進のイメージ

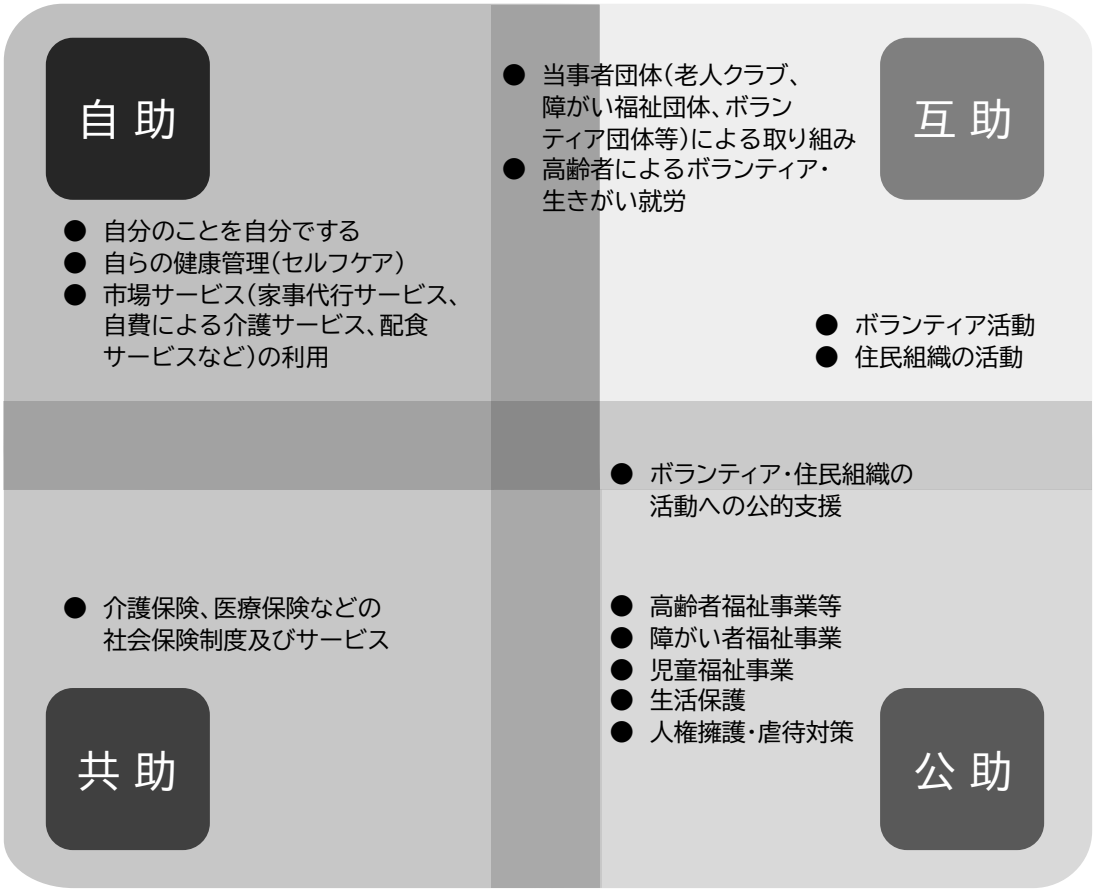

3　地域福祉圏域の捉え方

地域福祉を推進するためには、一人ひとりが抱える生活課題に対して、様々な立場の人が相互に協力し、課題の解決に取り組むことができるよう、それぞれの主体にとっての身近な圏域を設定することが必要です。

行政や社会福祉協議会による「町全域」を基本圏域として設定しながら、多くの町民が助け合い活動を行う範囲として認識している「地域自治組織圏域（自治会・行政区など）」、小学校区や公民館区といった「地域活動圏域」、介護や福祉基盤の整備の単位である「日常生活圏域・地域包括支援圏域」など、重層的な圏域設定により、協働の仕組みづくりを推進します。

◇地域福祉圏域のイメージ

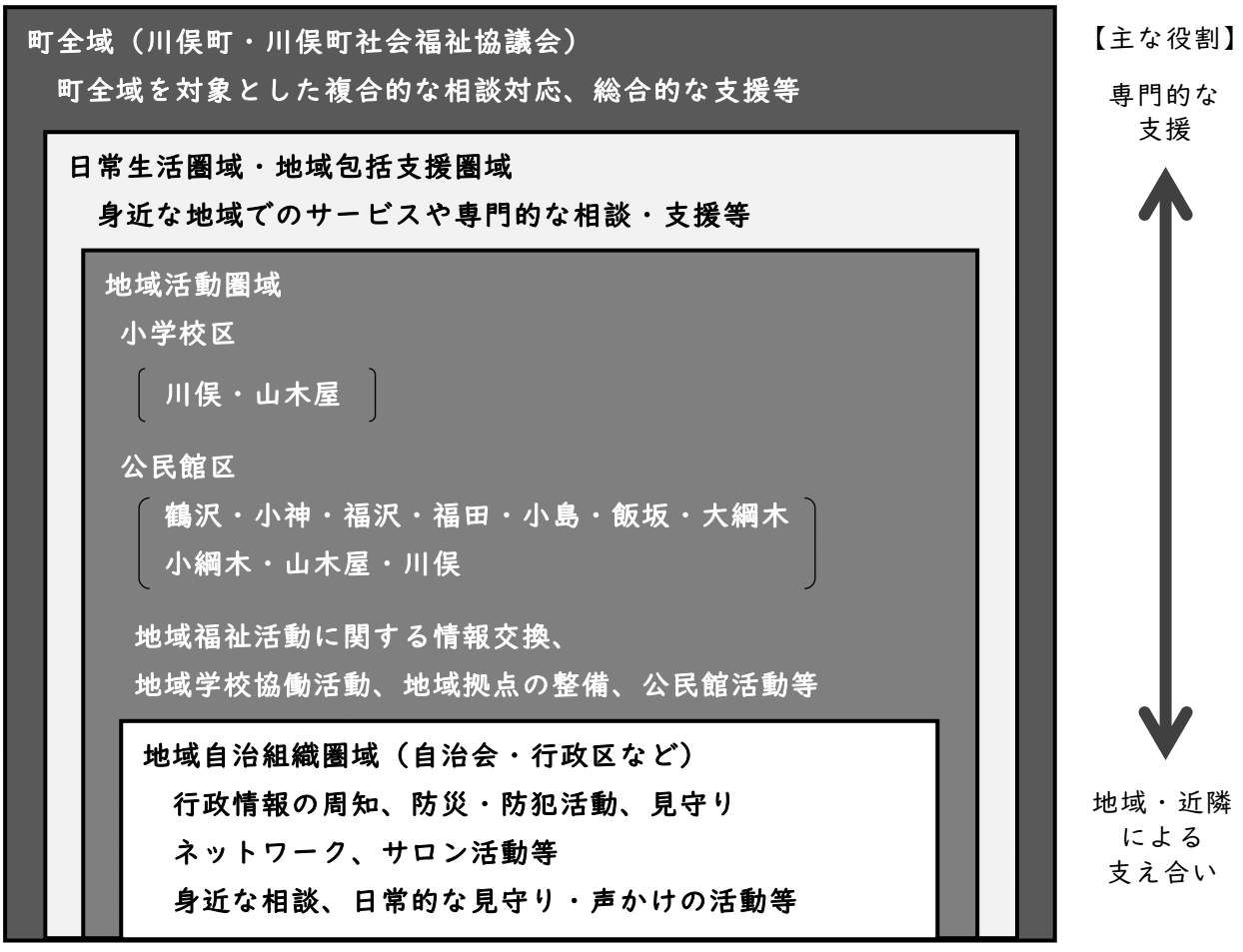

第３節　計画の位置づけ

本計画は、本町におけるまちづくりの最上位計画である「第６次川俣町振興計画」の分野別計画の一つであるとともに、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」です。

福祉分野における関連計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康かわまた21計画）との調和・整合を図りながら、川俣町社会福祉協議会が作成する、住民やボランティア団体、事業者など、民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくための活動・行動計画である「川俣町地域福祉活動計画」との連携を図り、策定します。

◇計画の位置づけ

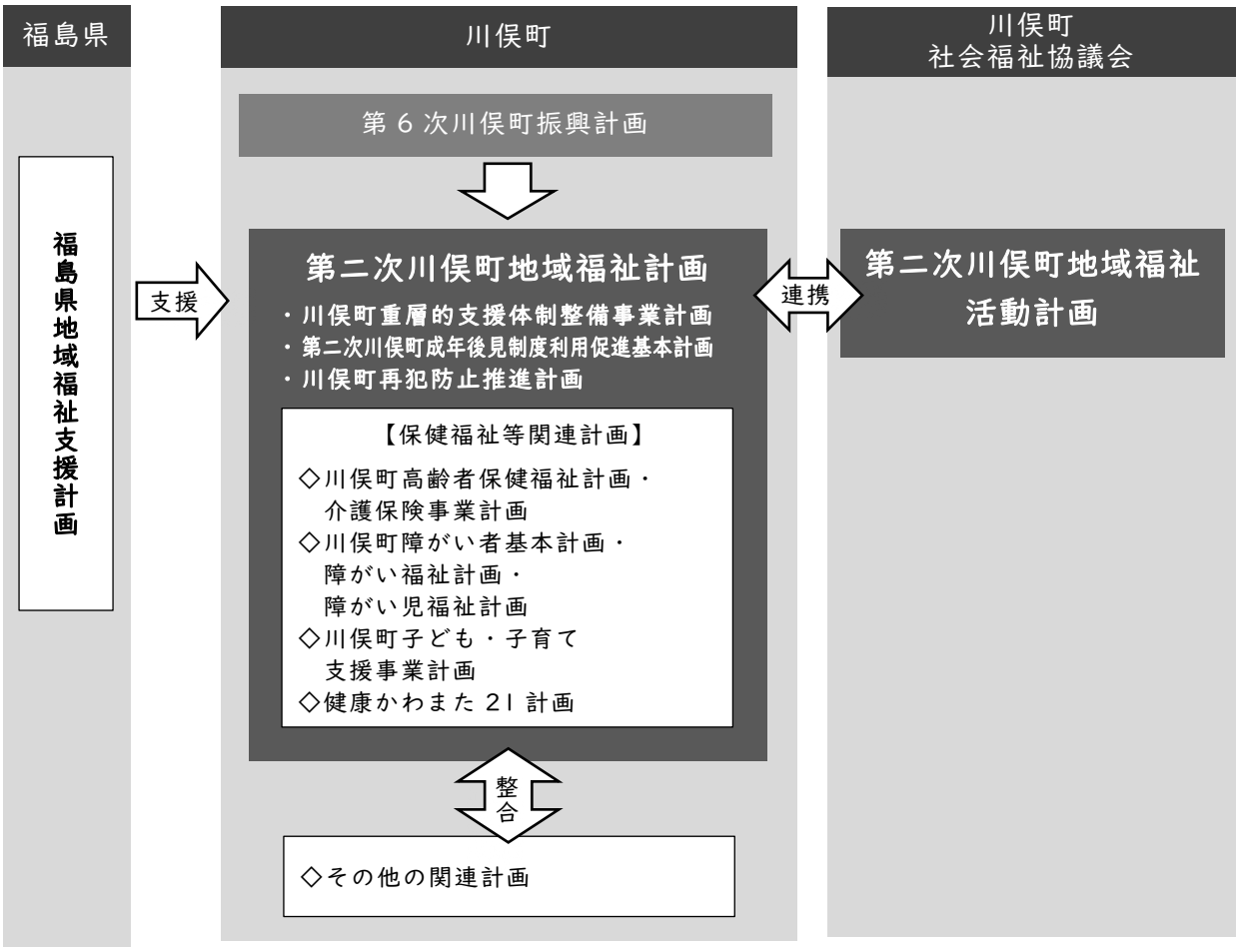

第４節　計画の期間

本計画の期間は、令和７年度から令和16年度までの10か年とします。なお、計画期間において、社会情勢の変化等に応じて見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

◇計画の期間

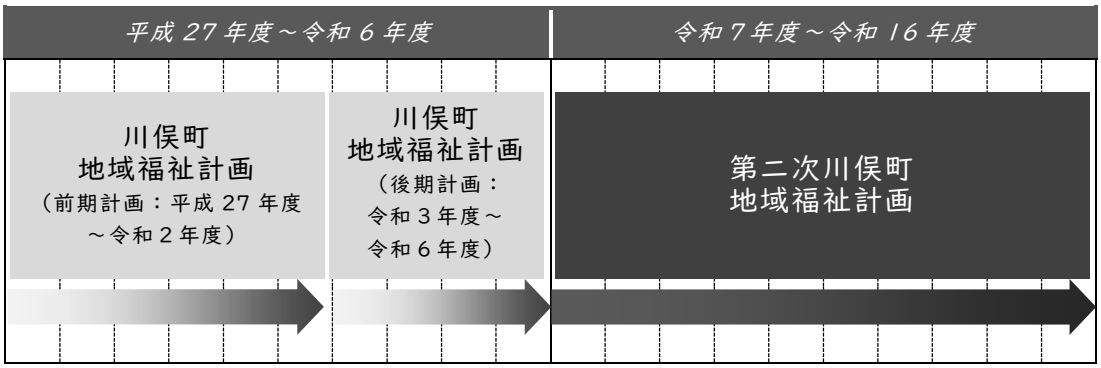

第2章

地域福祉を取り巻く現状

第１節　統計からみる現状

１　人口・世帯の状況

（1）人口の推移

本町の総人口及び年齢３区分別人口はいずれも年々減少しています。一方、総人口に占める高齢者人口（65 歳以上）の割合は年々増加しており、少子高齢化の進行が伺えます。

【総人口と年齢３区分別人口の推移】

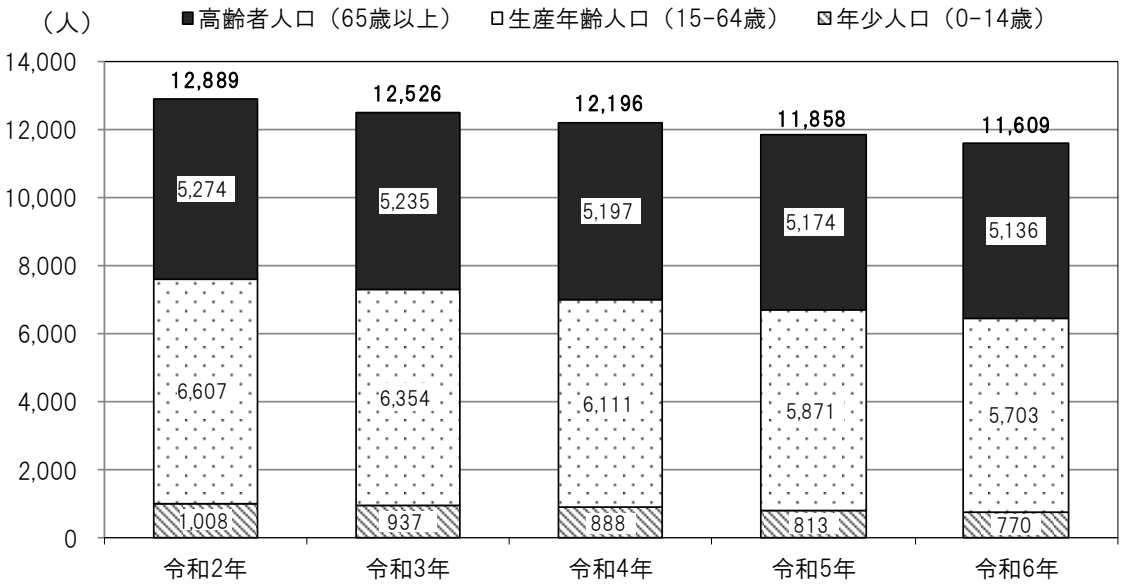

※出典：住民基本台帳（各年４月１日現在）

【年齢３区分別人口割合】

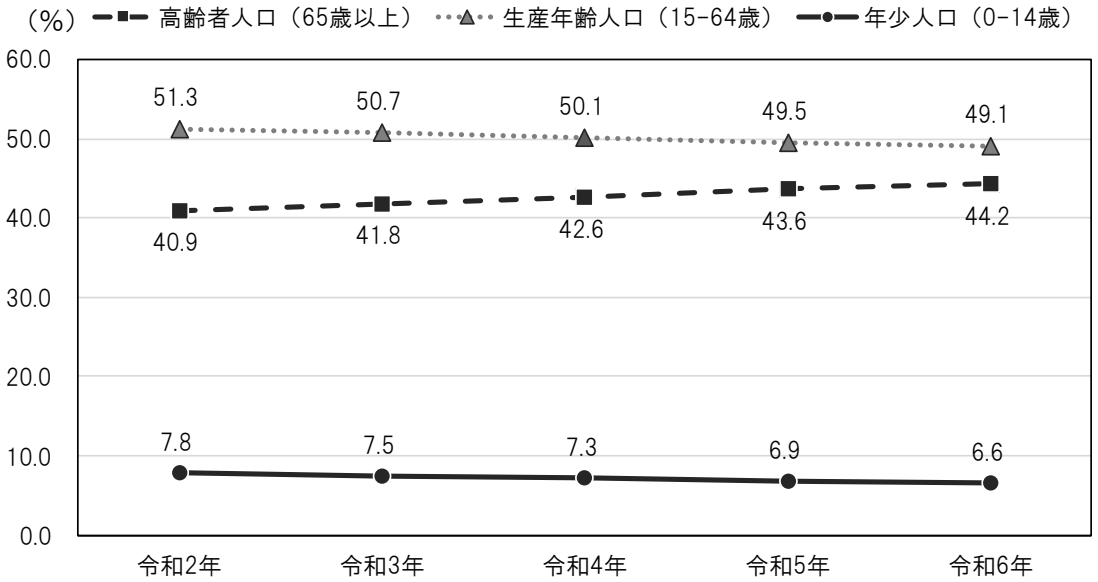

※出典：住民基本台帳（各年４月１日現在）

(2) 総世帯数の推移

総世帯数の推移をみると減少傾向にあり、令和 2 年は 4,771 世帯となっています。一世帯当たり人数は平成 17 年から減少し続け、令和 2 年は 2.48 人となっており、核家族化の進行が伺えます。

【総世帯数の推移】

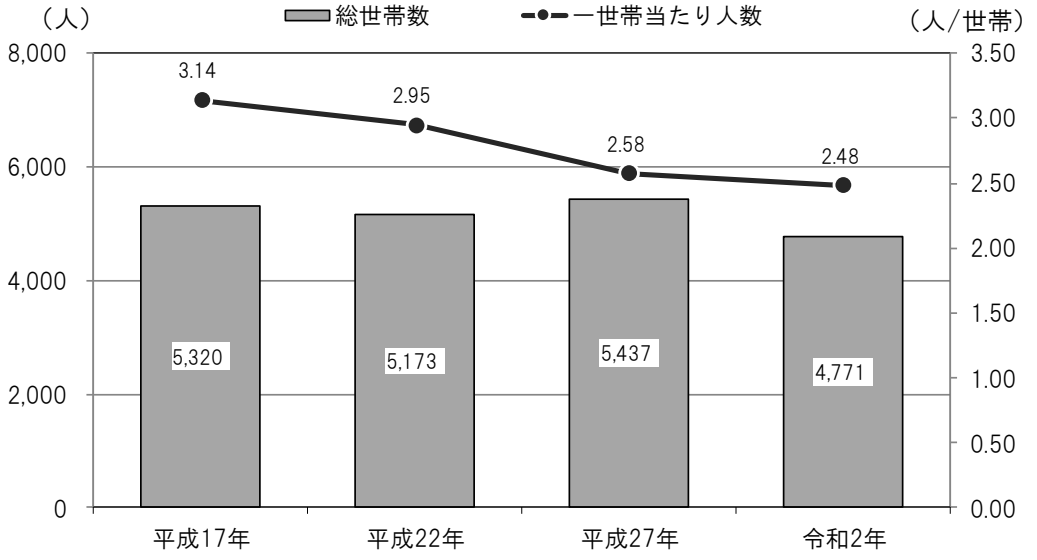

※出典：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

(3) 一人暮らし高齢者世帯数の推移

一人暮らし高齢者世帯数の推移をみると、平成 17 年から増加し続け、令和 2 年は 781 世帯となっています。

【一人暮らし高齢者世帯数の推移】

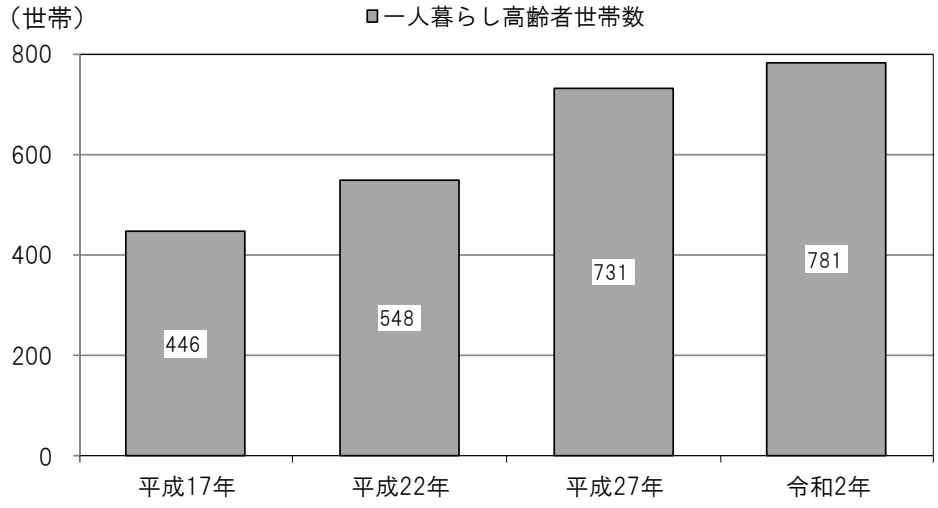

※出典：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

2　障がいのある人の状況

（1）障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、令和３年から令和５年はほぼ横ばいで推移し、令和５年から令和６年にかけてやや増加しています。

障害者手帳の種別でみると、令和６年は身体障害者手帳所持者が 575 人、療育手帳所持者が 143 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 116 人となっています。

【障害者手帳所持者数の推移】

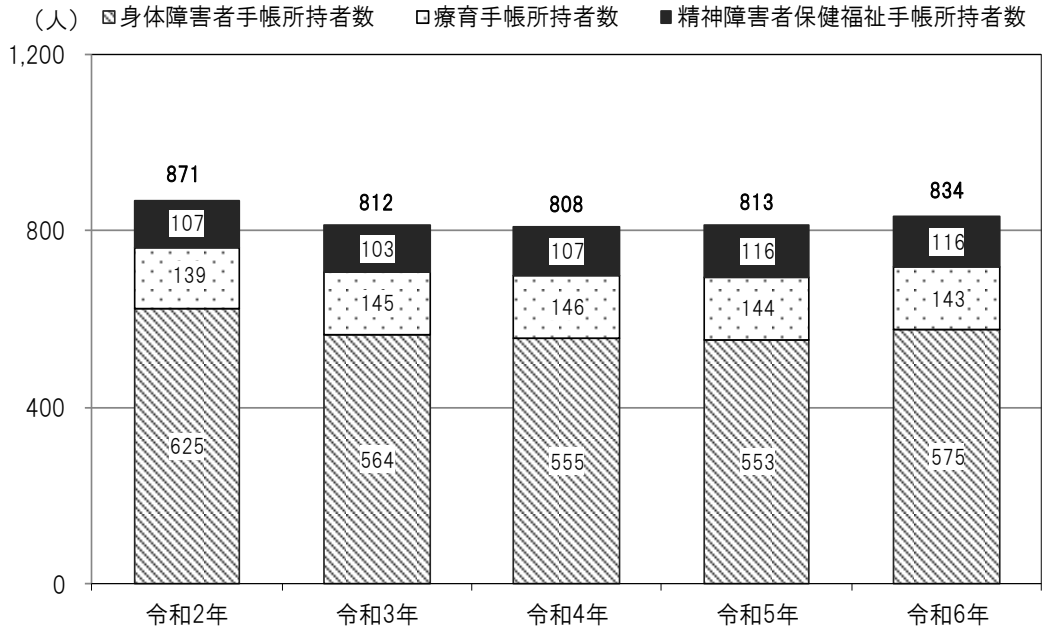

※出典：保健福祉課（各年４月１日現在）

（2）身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移を等級別にみると、令和 5 年から令和 6 年にかけて「1 級」と「3 級」がやや増加しています。

種類別にみると、令和 3 年から令和 6 年にかけて「聴覚・平衡機能障がい」と「内部障がい」は増加、「肢体不自由」は減少しています。

【身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移】

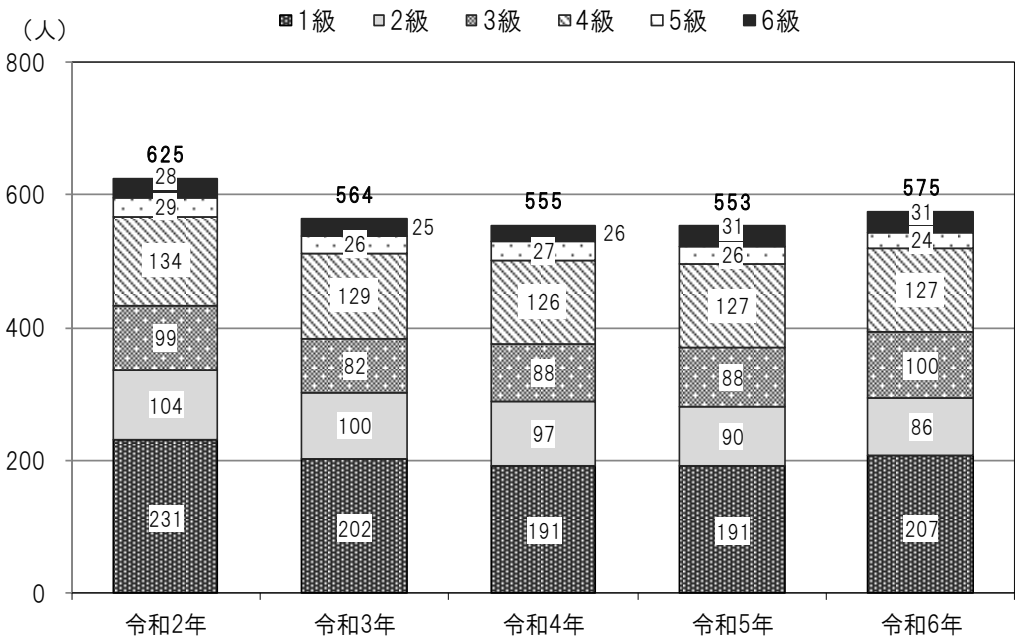

※出典：保健福祉課（各年 4 月 1 日現在）

【身体障害者手帳所持者数（種類別）の推移】

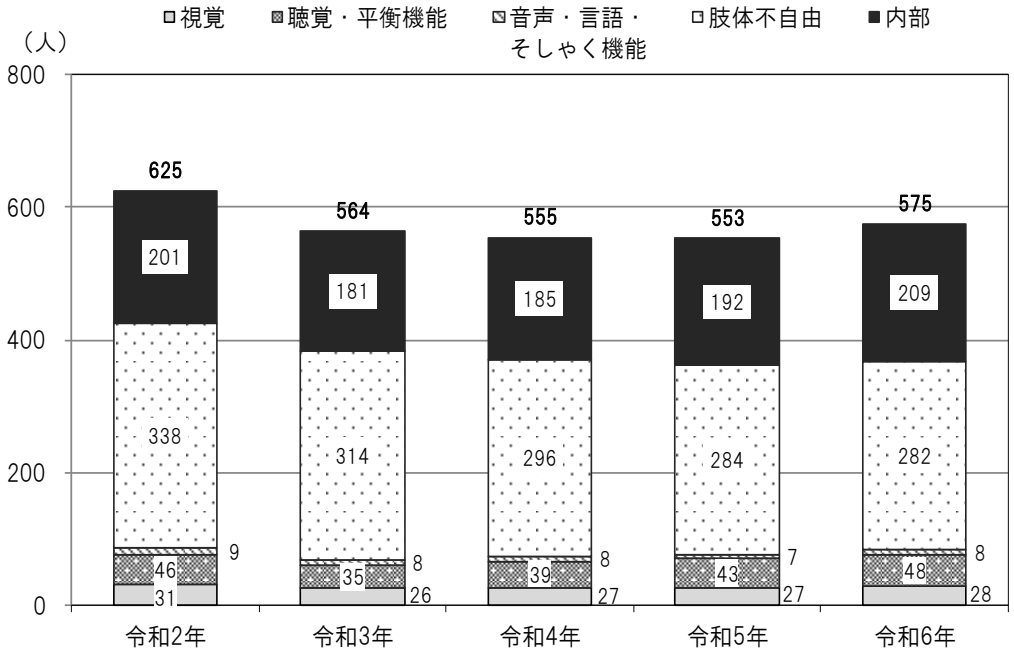

※出典：保健福祉課（各年 4 月 1 日現在）

（3）療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、ほぼ横ばいで推移しており、令和６年は「重度（Ａ判定）」が 39 人、「中軽度（Ｂ判定）」が 104 人となっています。

【療育手帳所持者数の推移】

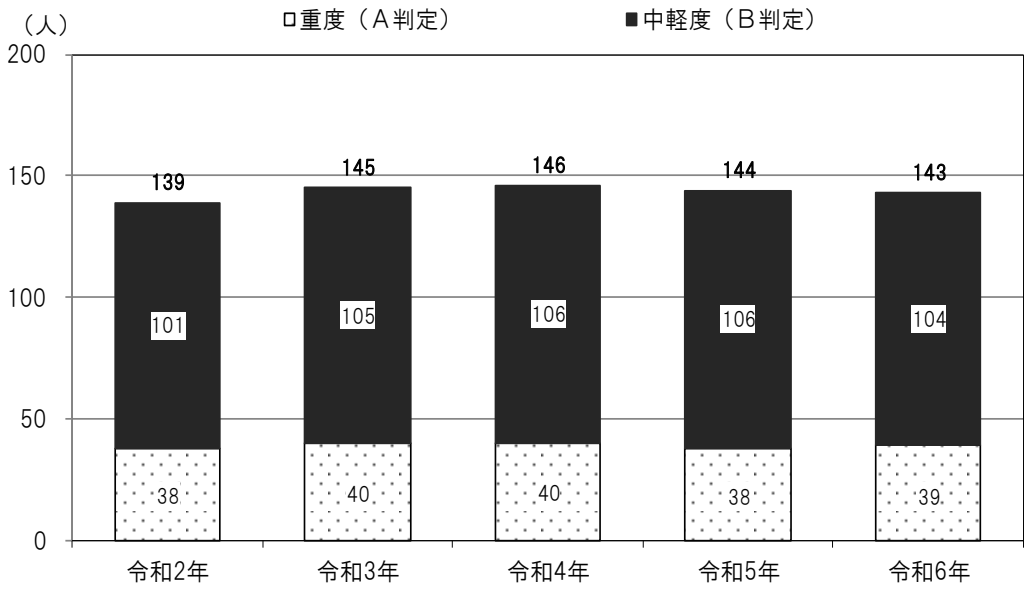

※出典：保健福祉課（各年４月１日現在）

（4）精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和４年から令和５年にかけてやや増加しており、「3 級」が増加しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

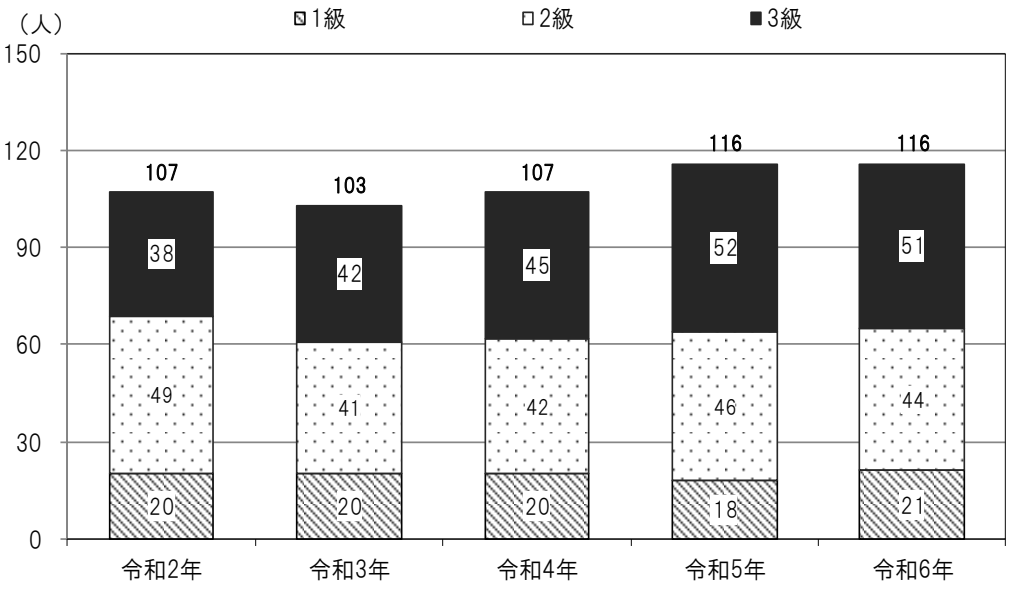

※出典：保健福祉課（各年４月１日現在）

3　支援が必要な人の状況

（1）介護保険における要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の推移をみると、令和２年から令和５年にかけては減少していましたが、令和５年から令和６年にかけて増加に転じており、令和６年は 1,119 人となっています。

【介護保険第１号被保険者（65 歳以上）における要支援・要介護認定者数の推移】

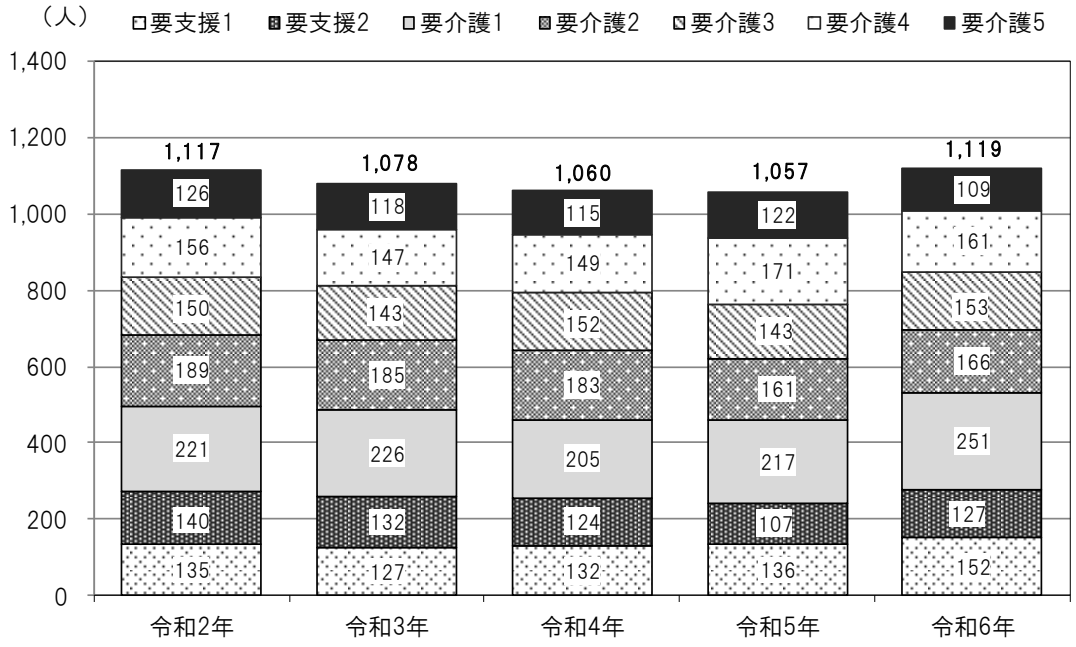

※出典：介護保険状況報告（各年９月末現在）

（2）生活保護受給世帯数、生活保護者数の推移

生活保護受給世帯数の推移をみると、令和２年から令和５年にかけては増加していましたが、令和５年から令和６年にかけて減少に転じており、令和６年は 64 世帯となっています。

生活保護者数は令和２年から令和３年にかけて増加し、その後令和５年までは横ばいで推移していましたが、令和５年から令和６年にかけて減少しており、令和６年は 73 人となっています。

【生活保護受給世帯数、生活保護者数の推移】

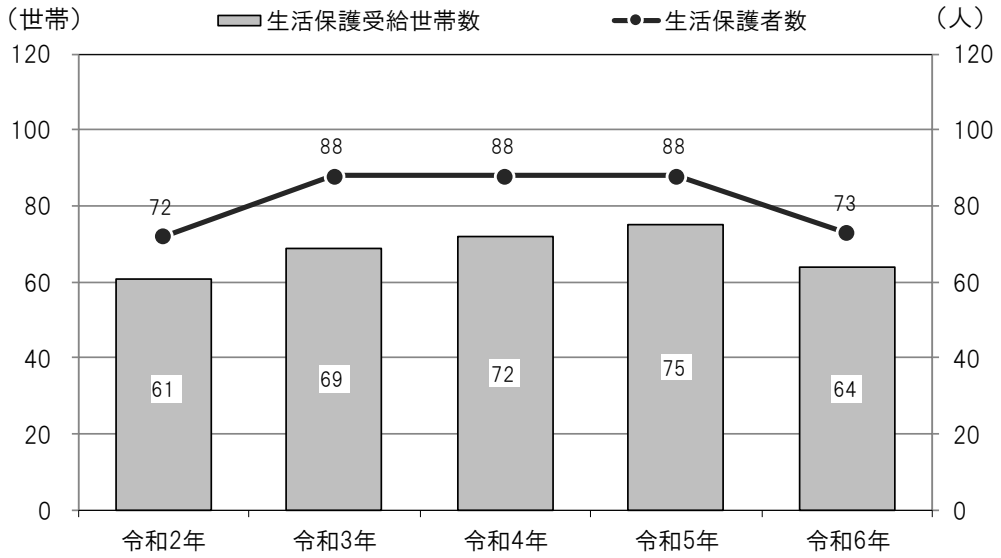

※出典：保健福祉課（各年４月１日現在）

(3) ボランティア団体等の登録状況

ボランティア団体の登録数は、やや減少傾向にあり、令和 6 年は 16 団体となっています。ふれあい・いきいきサロン数は、増加傾向にあり、45 か所となっています。

【ボランティア団体等の登録数】

（単位：団体、か所）

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
ボランティア団体数	21	21	21	20	16
ふれあい・いきいきサロン数	40	40	44	45	45

※出典：川俣町社会福祉協議会（各年 4 月 1 日現在）

(4) 民生委員・児童委員、主任児童委員数

民生委員・児童委員、主任児童委員数は、令和 2 年から令和 4 年では定数を満たしておりましたが、令和 5 年では 3 人、令和 6 年では 1 人の欠員が生じています。

【民生委員・児童委員、主任児童委員数】

（単位：人）

		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
全体		55	55	55	52	54
	民生委員・児童委員	52	52	52	49	51
	主任児童委員	3	3	3	3	3

※出典：保健福祉課（各年 4 月 1 日現在）

(5) 高齢者虐待の状況

高齢者虐待件数は、増加傾向にあり、令和 5 年は通報件数が 14 件、虐待認定件数が 11 件となっています。

【高齢者虐待件数】

（単位：件）

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
通報件数（実数）	6	7	10	14	
虐待認定件数（実数）	0	3	4	11	
対応件数（延べ数）	0	58	26	90	

※出典：地域包括支援センターくるまる（各 1 年間の件数）

第２節　アンケート調査結果からみる現状

１　調査概要

町民における地域福祉活動の実態や地域生活における課題、ニーズ等を把握し、本計画策定の基礎資料とするため、ＷＥＢ回答を併用した郵送でのアンケート調査を実施しました。

【調査概要】

項目	内容
対象者	満 18 歳以上の町民　1,000 人 （①高齢者、②障がいのある人、③子育て中の人、④その他の人）
調査期間	令和６年７月 10 日（水）～令和６年８月２日（金） ※集計には８月 20 日（火）までの回収票を含めた
調査方法	WEB 回答併用による郵送調査
回収数（回収率）	回収数 437 件（回収率：43.7%） 【内訳】 ・郵送　回収数 366 件（回収率：36.6%） ・WEB　回収数 71 件　（回収率：7.1%）

2　調査結果

(1) 福祉への関心について

福祉への関心度について、「とても関心がある」「ある程度関心がある」を合わせた『関心がある』が 68.9%と、「あまり関心がない」「全く関心がない」を合わせた『関心がない』の 20.8%を上回っています。

特に関心のある福祉の分野については、「高齢者福祉」が 51.8%と最も高く、次いで「地域福祉」「社会福祉」が 12.6%となっています。

【福祉への関心度】

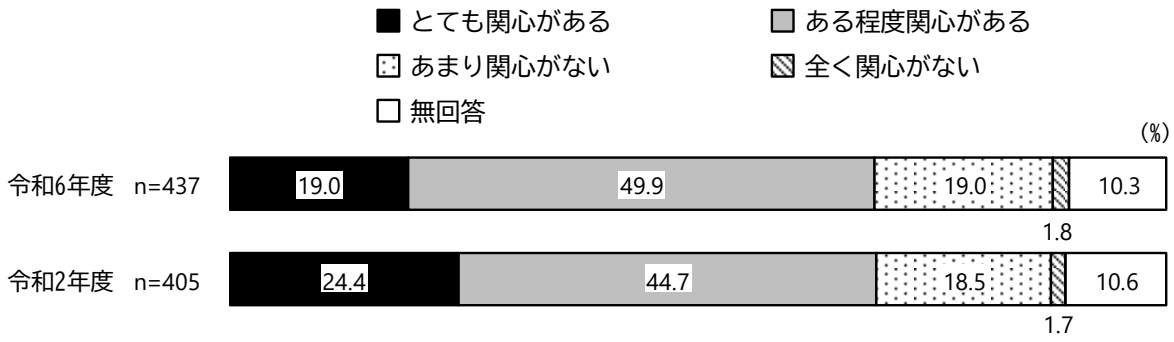

【特に関心のある福祉の分野】

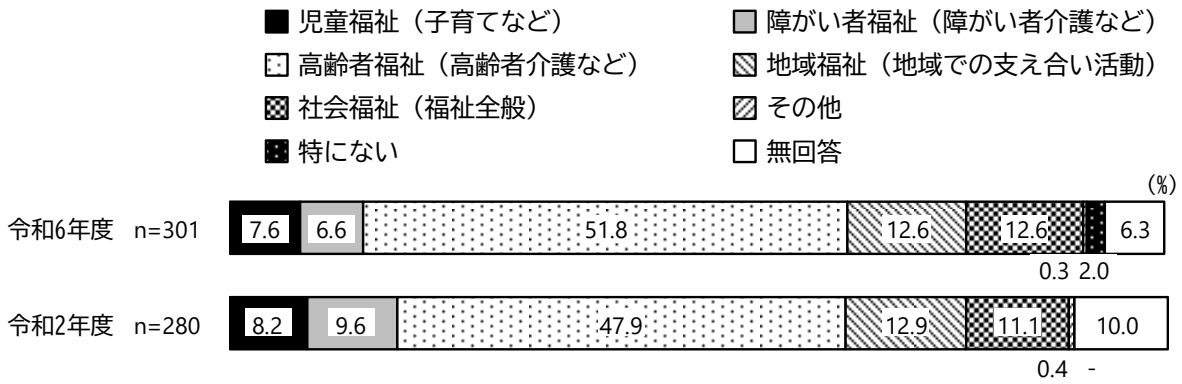

※選択肢「特にない」は令和 6 年度から設定した項目

（2）川俣町の暮らしやすさ

川俣町の暮らしやすさについて、高齢者にとっては、「とても暮らしやすいと思う」「まあまあ暮らしやすいと思う」を合わせた『暮らしやすいと思う』が 39.3%、「あまり暮らしやすいとは思わない」「全く暮らしやすいとは思わない」を合わせた『暮らしやすいとは思わない』が 43.0%となっています。

子どもにとっては、『暮らしやすいと思う』が 29.3%、『暮らしやすいとは思わない』が 37.8%となっています。

障がい者にとっては、『暮らしやすいと思う』が 17.3%、『暮らしやすいとは思わない』が 39.1%となっています。

いずれも、『暮らしやすいとは思わない』が『暮らしやすいと思う』を上回る結果となっています。

【高齢者にとっての暮らしやすさ】

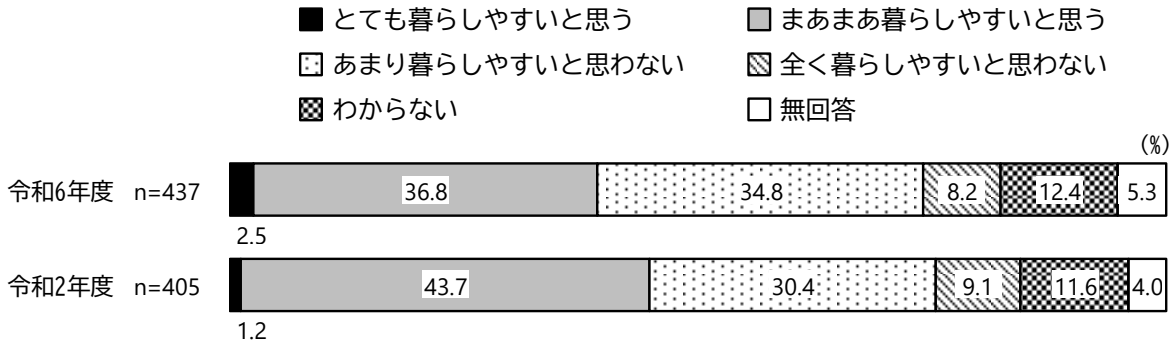

【子どもにとっての暮らしやすさ】

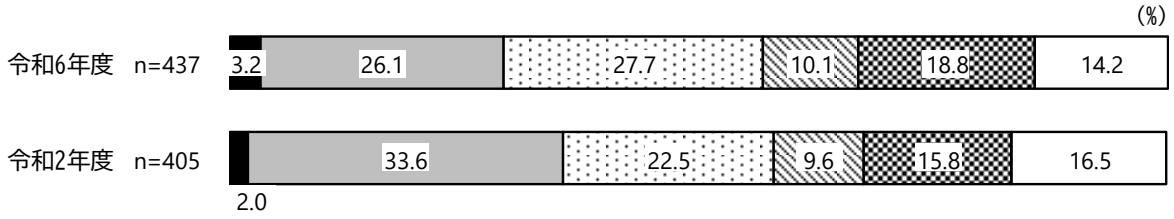

【障がい者にとっての暮らしやすさ】

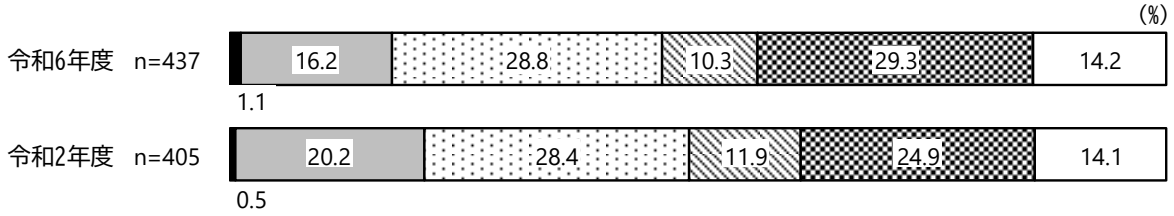

(3) 近所付き合い

近所付き合いについて、「会えば親しく話をする人がいる」が 42.8%と最も高く、次いで「あいさつ程度の関係の人がほとんどである」が 35.0%となっています。

【近所付き合い】

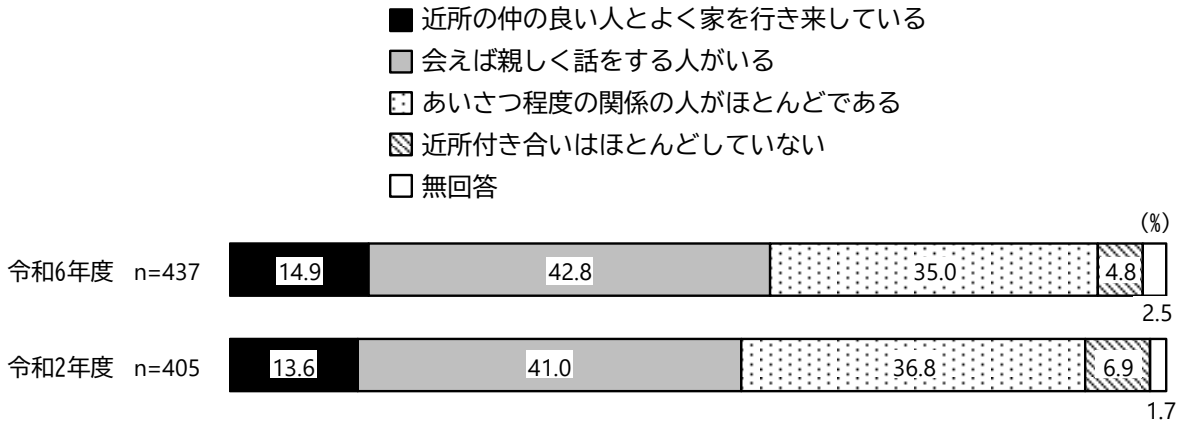

(4) 今後の居住意向

今後の居住意向について、「これからも住み続けたい」が 59.7%と最も高くなっています。

【今後の居住意向】

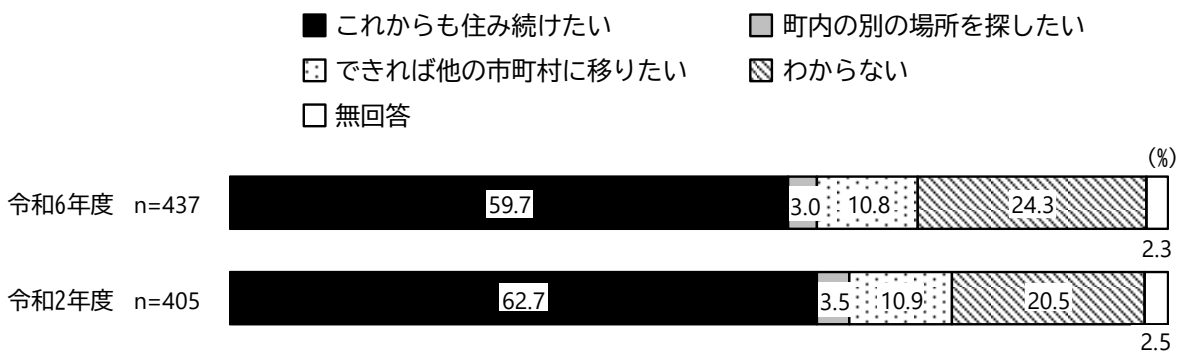

（5）地域住民が取り組むべき課題や問題

地域住民が取り組むべき課題や問題について、「高齢者世帯や障がいのある人の生活支援」が 44.9%と最も高く、次いで「防犯や防災など地域の安全を守ること」が 40.7%、「高齢者の社会参加や生きがいづくり」が 37.3%となっています。

防犯や防災など地域の安全を守ること、高齢者の社会参加や生きがいづくりについて、課題と感じている人が多くなっています。

【地域住民が取り組むべき課題や問題】

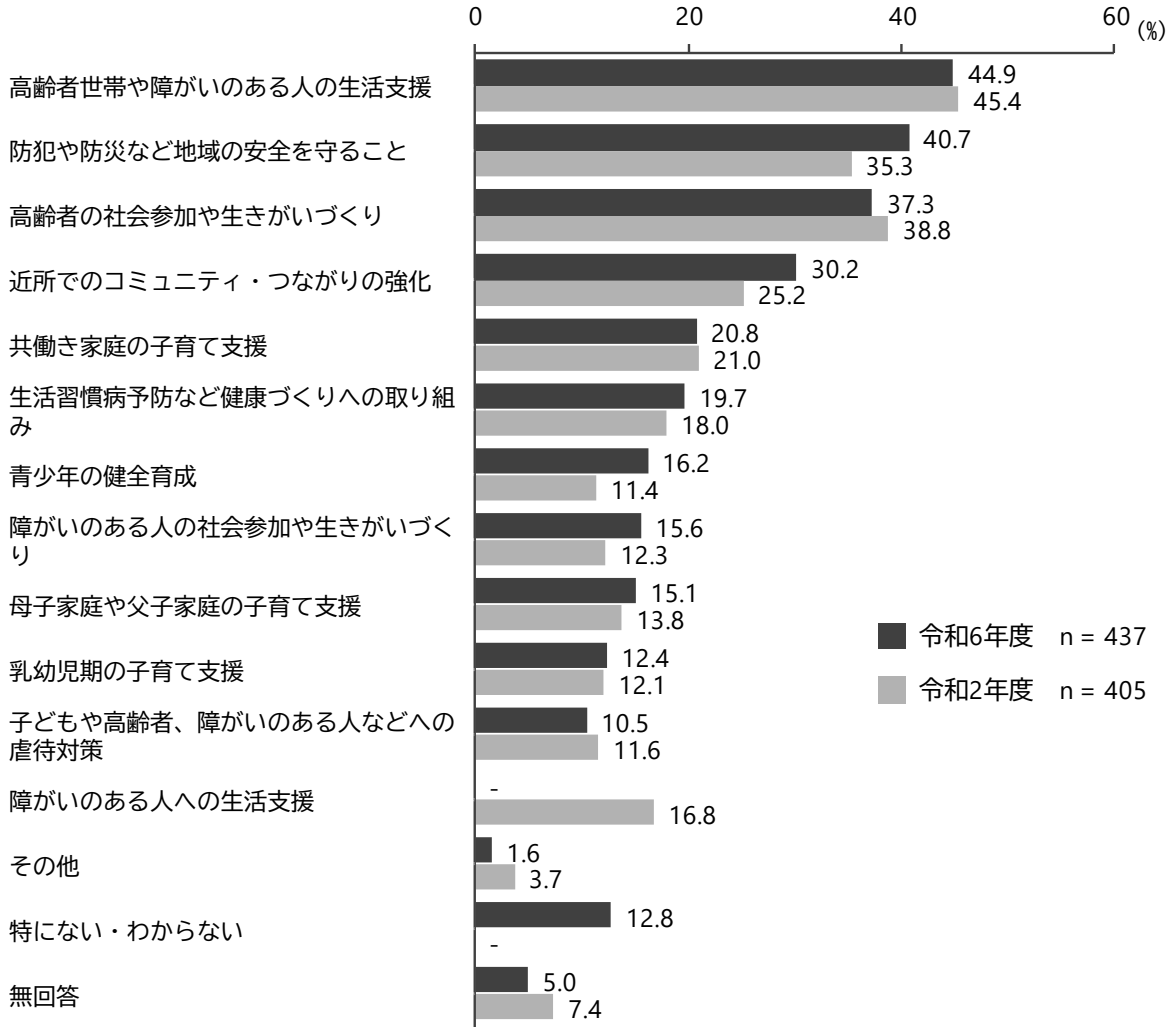

※選択肢「障がいのある人への生活支援」は令和６年度では未設定の項目

※選択肢「特にない・わからない」は令和６年度から設定した項目

（6）隣近所の人に手助けしてほしいと思うこと

隣近所の人に手助けしてほしいと思うことについて、「災害時などの手助け」が 31.1%と最も高く、次いで「安否確認の声掛け」が 25.4%、「日常の話し相手」が 17.2%となっています。

【隣近所の人に手助けしてほしいと思うこと】

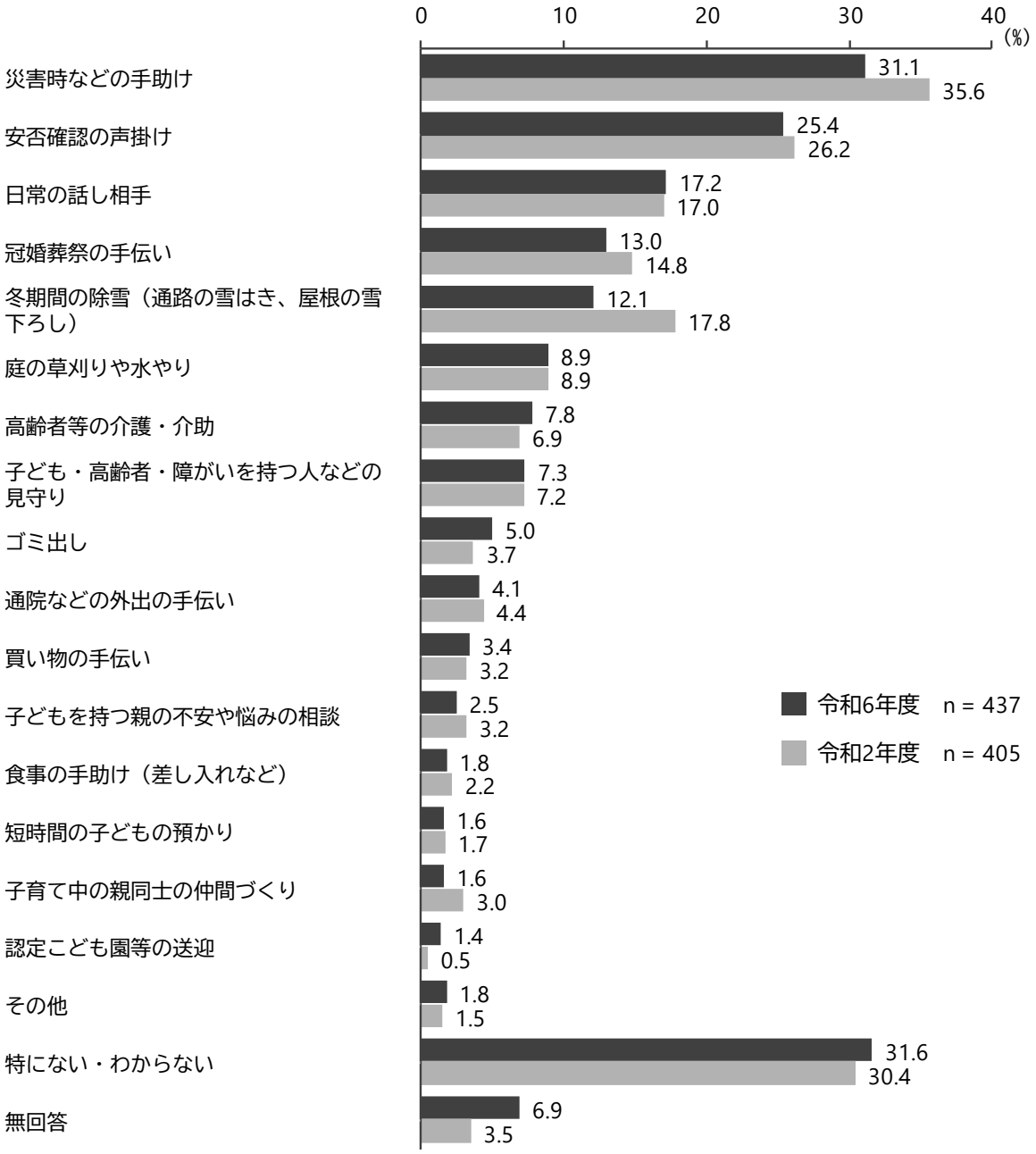

（7）地域活動等への取り組みについて

地域活動等への取り組み状況について、「取り組んだことはない」が 31.6%と最も高く、次いで「現在、継続的に取り組んでいる」が 22.4%、「たまに、取り組むことがある」が 14.6%となっています。

地域活動等へ取り組んでいない理由については、「勤務などの都合で機会がない」「体調がすぐれない」が 25.8%と最も高く、次いで「時間がない」が 24.7%となっています。

【地域活動等への取り組み状況】

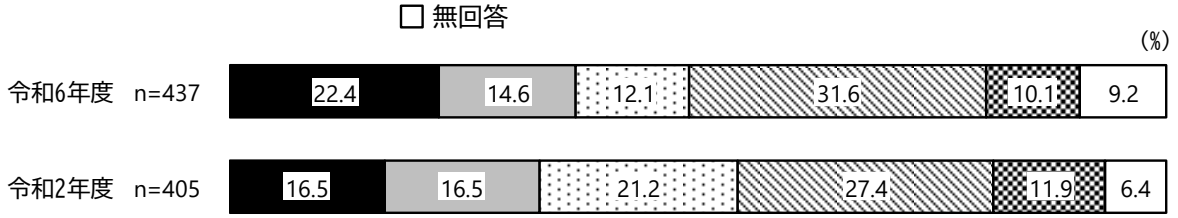

【地域活動等へ取り組んでいない理由】

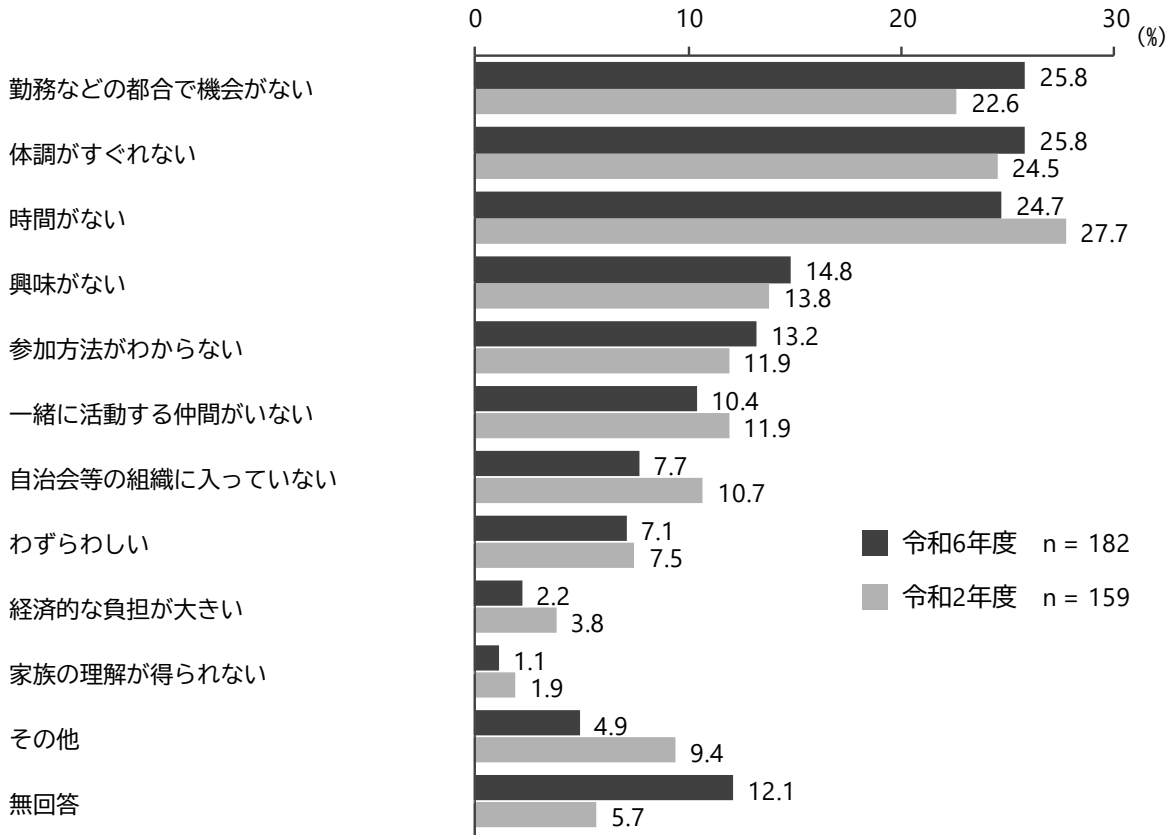

（8）今後の地域活動等の取り組み意向

今後の地域活動等の取り組み意向について、「機会があれば、取り組んでもよい」が 31.8%と最も高く、次いで「できるだけ取り組んでいきたい」が 20.6%、「あまり取り組みたくない」が 14.4%となっています。

【今後の地域活動等の取り組み意向】

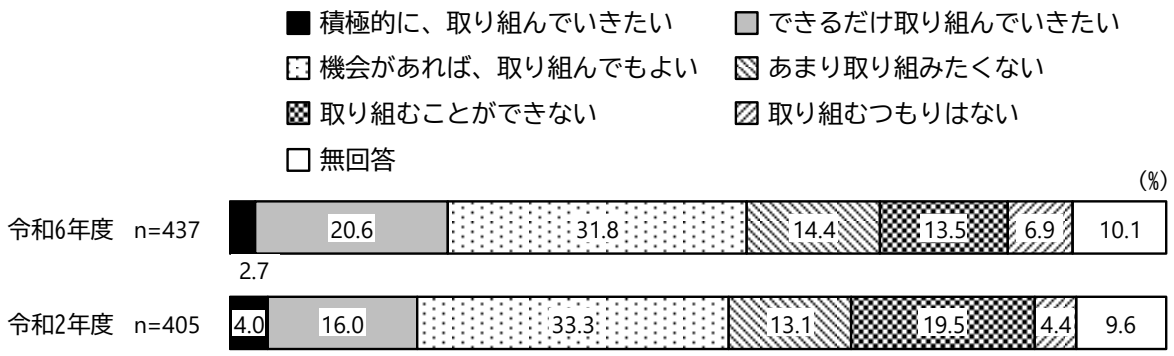

（9）地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこと

地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なことについて、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとＰＲする」が 25.4%と最も高く、次いで「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が 22.0%となっています。

【地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこと】

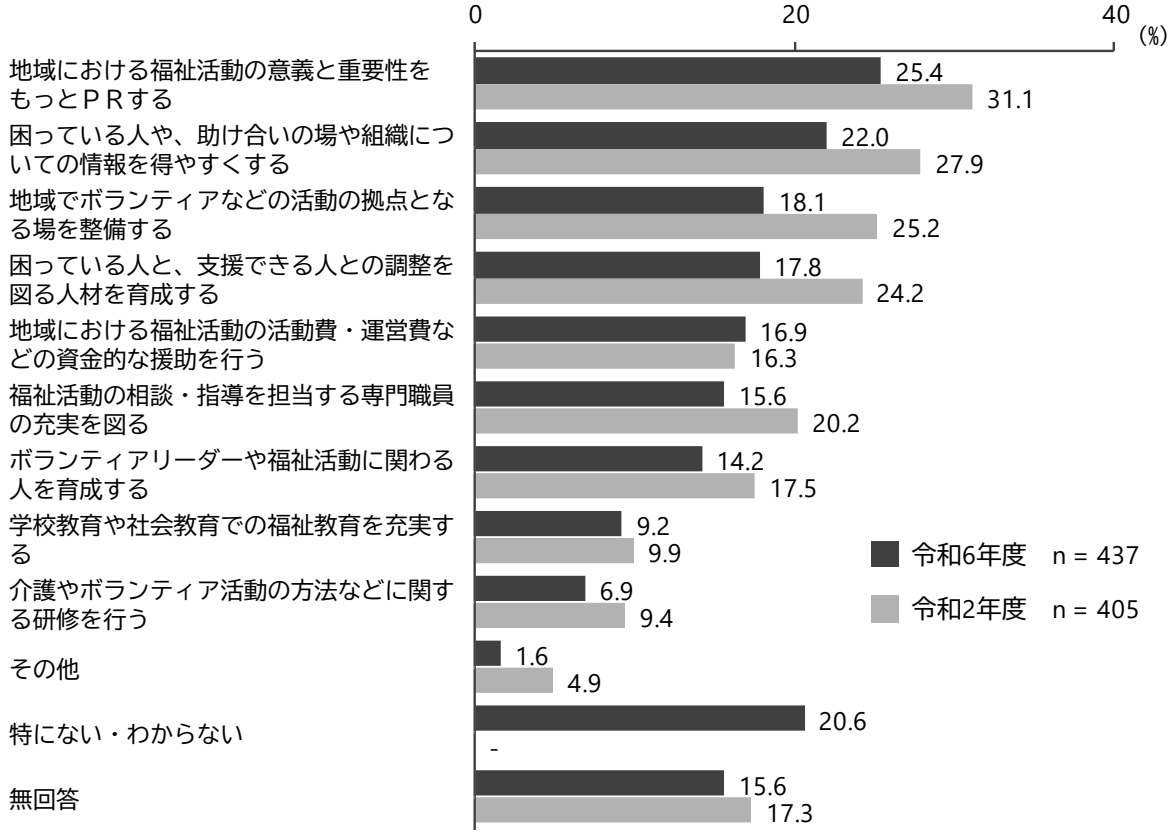

※選択肢「特にない・わからない」は令和 6 年度から設定した項目

（10）ひきこもりや閉じこもりの方へ必要な支援

ひきこもりや閉じこもりの方への支援について、「自立に向けたきっかけづくり」が47.6%と最も高く、次いで「専門機関での相談」が32.0%、「友人や仲間づくりの支援」が27.9%となっています。

【ひきこもりや閉じこもりの方へ必要な支援】

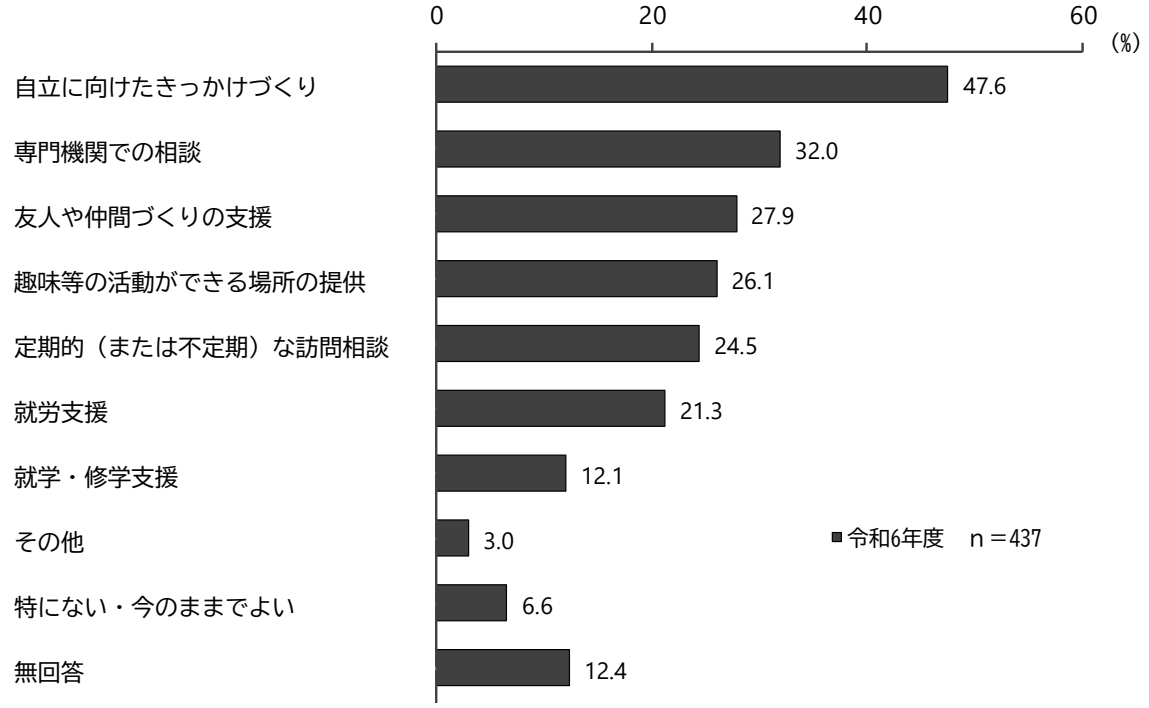

（11）現在の生活の満足度

現在の生活の満足度について、「満足している」「まあ満足している」を合わせた『満足層』が60.2%となっており、「あまり満足していない」「満足していない」を合わせた『不満足層』の29.8%を上回っています。

【現在の生活の満足度】

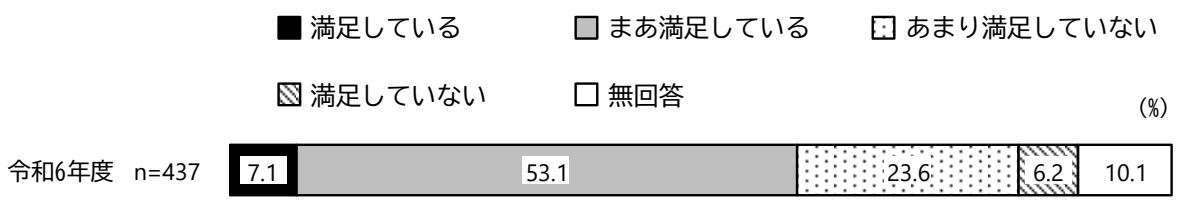

（12）町の保健福祉施策の充実のため重要と考える取り組み

町の保健福祉施策の充実のため重要と考える取り組みについて、「移動手段の充実」が26.1%と最も高く、次いで「医療サービス体制の充実」が24.7%、「地域の支え合いの仕組みづくり」が21.5%となっています。

【町の保健福祉施策の充実のため重要と考える取り組み】

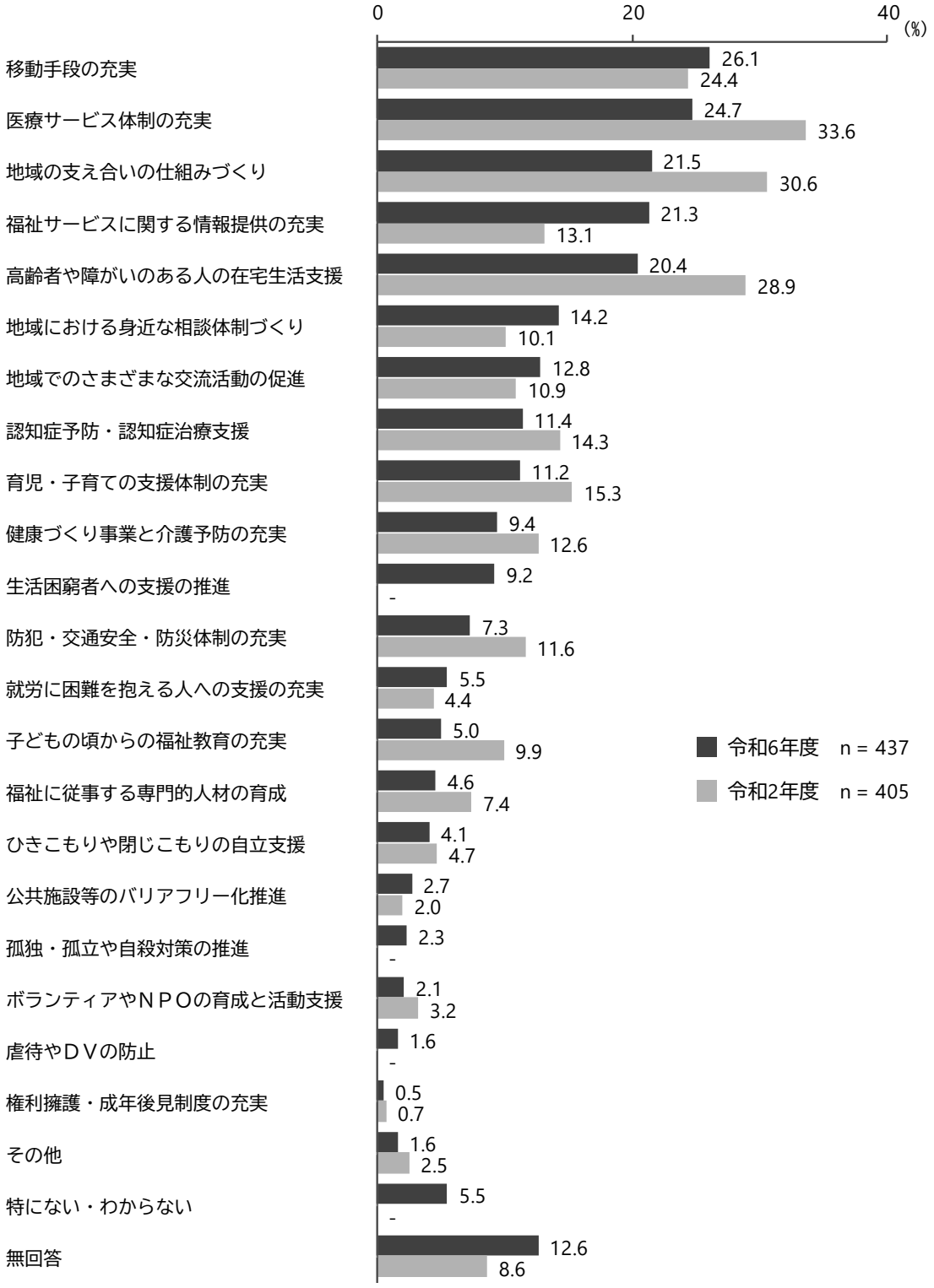

※選択肢「生活困窮者への支援の推進」「孤独・孤立や自殺対策の推進」「虐待やDVの防止」「特にない・わからない」は令和6年度から設定した項目

第３節　町民の意見聴取（オンライン意見箱）からみる現状

１　実施概要

（1）目的

川俣町が 10 年後も『誰もが笑顔で元気に暮らせるまち』であるために、町民が思う理想の福祉のまちづくりについてお伺いし、理想のまちとなるために、自分や家族、地域、行政のそれぞれがどのようなことに取り組む必要があるのか、町民から意見を募集し、計画を策定する上での基礎資料とすることを目的としました。

（2）募集期間

令和６年 10 月１日（火）～11 月 30 日（土）

（3）募集方法

オンライン意見箱の特設ページを構築し、町のホームページや公式ＬＩＮＥ、広報誌において、広く周知し、意見を募集しました。

（4）募集結果

20 件

2　実施結果

川俣町が 10 年後も『誰もが笑顔で元気に暮らせるまち』であるために、町民から得られた主な意見（意見の一部抜粋）は以下の通りです。

(1) 町民が思う理想の福祉のまちづくり

●地域でのつながりを大切にした温かいまち。
●静かなまち、自然のあるまち。子供を蔑ろにしないまち。
●静かで交通の便が良く年配の方が安全に暮らせるまち。
●人と人とが支え合って生きていけるまち。
●老若男女、誰一人不自由のない社会　　など

(2) 川俣町が理想のまちになるために取り組む必要があること

自分や家族でできること	地域でできること	行政に求める支援
・地域での行事にはなるべく参加する。 ・近所に住んでいる一人暮らしの年配の方を気にかけ声をかける。 ・笑顔であいさつをする。 ・日常の中で困っている人がいたら、声をかけ、支え合う気持ちを忘れずに生活をする。 など	・地域の事業が維持できるよう事業の見直しや会合のやり方を検討する。 ・あったら便利なお店やわくわくするようなイベントなどの催し物を増やす。 など	・地域での事業が維持できるよう、費用面の補助をする。 ・高齢者や障がい者に優しさのある支援を行う。 ・川俣町だから出来る事に目を向けた支援を行う。 ・イベント企画を考えるために、町民と意見交換したりする。 ・発言しやすい投書ボックスを設置する。 ・他の市町村の良いところをお手本に盛り上げる工夫をする。 など

第４節　関係者へのワークショップからみる現状

１　実施概要

（1）目的

「第二次川俣町地域福祉計画の策定」にあたり、地域福祉の担い手の立場から「川俣町地域福祉計画（後期計画）」の評価を実施いただくとともに、基本目標ごとの重点課題と課題の解決策を検討いただき、計画を策定する上での基礎資料とすることを目的としました。

（2）実施日時

令和６年 10 月 16 日（水）13：30～15：30

（3）会場

川俣町役場　３階　大会議室

（4）参加者

参加者総数　14 名

区分	団体名	参加者数
Ａグループ	ＪＡふくしま未来介護プランセンターかわまた	１名
	特定非営利活動法人川俣町セルプかえで	１名
	アールプラスワーク川俣	１名
	特定非営利活動法人コミュニティちゃばたけ	１名
Ｂグループ	川俣町民生委員協議会	１名
	社会福祉法人川俣町社会福祉協議会	１名
	済生会かわまた居宅介護支援事業所	１名
	合同会社アールプラス	１名
Ｃグループ	川俣町食生活改善推進員	１名
	ＩＥＰキッズカレッジＢａｎｂｉｎｉ	１名
	川俣町社会福祉協議会　指定居宅介護支援事業所	１名
Ｄグループ	地域活動支援センター花塚	１名
	川俣町地域包括支援センター	１名
	南東北川俣居宅介護支援事業所	１名

2　実施結果

ワークショップはＡ～Ｄグループの 4 グループに分かれて実施しました。

「川俣町地域福祉計画（後期計画）」で定めた基本目標 1～4 の施策について、4 段階で評価いただいた後、基本目標ごとに、今後、重点的に取り組む必要があると考えられる「重点課題」と「重点課題に対する解決策（考え・意見・アイデア）」を検討いただきました。

（1）全体評価

「川俣町地域福祉計画（後期計画）」で定めた基本目標 1～4 の施策について、地域福祉の担い手からの評価の結果を点数化し、加重平均により、各施策の達成度（点数）を算出し、分析を行いました。

＊達成度（点数）の算出方法＊

【点数化】
「できていた」：4 点
「ややできていた」：3 点
「あまりできていなかった」：2 点
「できていなかった」：1 点

【算出式】

$$\frac{(「できていた」\times 4\text{点}) + (「ややできていた」\times 3\text{点}) + (「あまりできていなかった」\times 2\text{点}) + (「できていなかった」\times 1\text{点})}{\text{調査数}} = \text{達成度（点数）}$$

平均点より高い項目は、上から「社会参加・生きがいづくりの支援」「交流の場や機会の充実」「福島第一原発事故からの復興」の順となっています。

平均点より低い項目は、下から「防犯体制の充実」「防災体制の充実」「地域で活躍する人材の育成と活用」の順となっています。

	施策	達成度（点数）	
平均点より高い項目	社会参加・生きがいづくりの支援 （生涯学習機会の拡大、スポーツ・レクリエーションの機会の拡大 等）	3.3点	
	交流の場や機会の充実 （地域の活動拠点の整備、いきいきサロンの充実 等）	3.2点	
	福島第一原発事故からの復興 （被災した町民の心身のケア、被災者と地域との交流の促進、放射能対策の推進 等）	3.2点	
	健康づくりの推進 （健康づくりの普及・推進、健康に関する情報提供 等）	3.0点	
	地域福祉ネットワークの構築 （各種関係機関との連携に向けた支援、社会福祉協議会との連携の強化 等）	2.9点	
	福祉意識の醸成 （地域福祉に関する普及・啓発、福祉教育の推進、地域での交流の促進 等）	2.8点	
	地域コミュニティの形成 （行政区・自治会活動等への支援、見守り活動の推進、あいさつ・声かけ運動の促進等）	2.7点	
	生活困窮者の支援体制の充実 （生活困窮者の把握と支援、就労支援の推進 等）	2.7点	
	相談体制の充実 （相談窓口の周知、身近な相談体制の充実、自殺対策の推進 等）	2.7点	
	福祉サービスの充実 （成年後見制度の普及、福祉サービス利用支援の充実 等）	2.6点	平均点 2.6点
平均点より低い項目	生活環境の整備 （バリアフリーの推進、移送サービスの充実、マナー向上に向けた啓発活動 等）	2.4点	
	支援が必要な子どもへの支援の充実 （困難を抱える子どもや家庭への支援、子どもの権利擁護・虐待防止 等）	2.2点	
	情報提供の充実 （情報バリアフリーの推進、地域における情報提供の推進 等）	2.2点	
	ボランティア活動等の活性化 （ボランティアの育成支援、ボランティア・NPO活動への支援、企業や事業所の地域福祉活動の促進 等）	2.1点	
	地域で活躍する人材の育成と活用 （地域福祉の活動主体の育成・支援 等）	1.9点	
	防災体制の充実 （地域の防災力の向上、避難行動要支援者の把握、福祉避難所の充実 等）	1.8点	
	防犯体制の充実 （安心して生活できる地域づくりの推進、地域の防犯体制の充実 等）	1.6点	

（2）基本目標ごとの評価と重点課題、重点課題に対する解決策（考え・意見・アイデア）

基本目標ごとの評価と地域福祉の担い手の立場からみた重点課題、解決策は以下の通りです。

基本目標１　地域を支える人づくり

【地域福祉の担い手からの評価（4段階評価での回答件数・割合）・達成度（点数）】

施策	回答者数	評価				達成度（点数）
		できていた	ややできていた	あまりできていなかった	できていなかった	
福祉意識の醸成 （地域福祉に関する普及・啓発、福祉教育の推進、地域での交流の促進 等）	14人	0件 0.0%	11件 78.6%	3件 21.4%	0件 0.0%	2.8点
地域で活躍する人材の育成と活用 （地域福祉の活動主体の育成・支援 等）	14人	0件 0.0%	1件 7.1%	11件 78.6%	2件 14.3%	1.9点
ボランティア活動等の活性化 （ボランティアの育成支援、ボランティア・NPO活動への支援、企業や事業所の地域福祉活動の促進 等）	14人	1件 7.1%	5件 35.7%	3件 21.4%	5件 35.7%	2.1点

【地域福祉の担い手の立場からみた重点課題（Ａグループが選定）】

地域で活躍する人材の育成と活用（地域福祉の活動主体の育成・支援 等）

【重点課題に対する解決策（考え・意見・アイデア）のまとめ（発表内容）】

Ａグループでは、「地域で活躍する人材の育成と活用」を重点課題として挙げました。自分や家族でできること、地域でできること、行政に求める支援について、横のつながりも考慮すると良いのではないかと考えています。

自分や家族でできることとしては、地域で活躍することや地域の福祉について知ることが重要であると考えました。知らなければ参加は難しいため、まずは知ることからはじめましょうということです。また、それを実現するための機会を提供することも重要です。現在活動している方々が誘い、仲間を増やしていくことが大切です。その中で「私もこういう活動に参加しているがどうだろう」と誘い合い、知ったことから参加するという流れが自然と生まれるのではないかと考えました。

地域でできることについては、特に知ってもらうことが重要です。事業者側も地域福祉の現場について発信し、知ってもらう努力が必要です。自分たちで調べるには限界があるため、事業者側が情報を提供し、発信するシステムを構築することが求められます。施設見学などが最も効果的ですが、コロナ禍では制限があるため、他の方法で発信する機会を設けることが必要です。地域の方々が知ろうとする姿勢と、専門職が発信する姿勢の両方が重要です。

また、参加する場がなければ何に参加すれば良いのか分からないため、地域での活動や集まりを開催することが重要です。知ってもらい、開催しているところに参加することで、仲間を増やし、一緒に活動を開催することができます。開催するためには、やる側の育成も必要であり、資金もかかるため、助成金や行政からの補助が必要です。地域活動に参加する人や運営する人を育てる機会も必要です。

行政に求める支援については、他の市町村や都道府県の事例を参考にすることが有益です。視察などを予算に組んで定期的に開催し、実際の活動を目にする機会を提供することが重要です。継続的に活動を行うためには、行政のサポートが必要です。川俣町の魅力を発信し、移住者を増やすことも重要です。人材の育成には、場を提供し、知ってもらい、参加する機会を定期的に設けることが必要です。

基本目標２　誰もがつながり合う仕組みづくり

【地域福祉の担い手からの評価（4 段階評価での回答件数・割合）・達成度（点数）】

施策	回答者数	評価				達成度（点数）
		できていた	ややできていた	あまりできていなかった	できていなかった	
地域コミュニティの形成（行政区･自治会活動等への支援、見守り活動の推進、あいさつ･声かけ運動の促進等）	14人	1件 7.1%	8件 57.1%	5件 35.7%	0件 0.0%	2.7点
交流の場や機会の充実（地域の活動拠点の整備、いきいきサロンの充実 等）	14人	5件 35.7%	7件 50.0%	2件 14.3%	0件 0.0%	3.2点
防災体制の充実（地域の防災力の向上、避難行動要支援者の把握、福祉避難所の充実 等）	14人	0件 0.0%	2件 14.3%	7件 50.0%	5件 35.7%	1.8点
防犯体制の充実（安心して生活できる地域づくりの推進、地域の防犯体制の充実 等）	14人	0件 0.0%	1件 7.1%	7件 50.0%	6件 42.9%	1.6点

【地域福祉の担い手の立場からみた重点課題（Ｂグループが選定）】

地域コミュニティの形成（行政区・自治会活動等への支援、見守り活動の推進、あいさつ・声かけ運動の促進等）

【重点課題に対する解決策（考え・意見・アイデア）のまとめ（発表内容）】

Ｂグループでは、「地域コミュニティの形成」を重点課題として挙げました。まず、家族や自分でできることについて、三つに分けて考えました。

第一に、知ることについてです。自分とその隣の地域、住んでいる地域を知ること、そして行政区長の活動を知ることが、地域コミュニティを形成するために重要であると考えました。また、家族内で近所の出来事について話し合うことも、地域を知る一助となるでしょう。ニュースについて家族で会話を持ち、興味を持つことや、自治会の活動を知ることも重要です。

第二に、行動することについてです。例えば、散歩中に動物を連れている方と会話を持つ、地域の方に挨拶をする、ごみを拾いながら散歩をする、回覧板の際に会話をする機会を持つ、隣近所でお茶を飲む機会を作るなど、地域で会う機会を多く作ることが挙げられます。

第三に、参加することについてです。地域の事業や行事、イベントに積極的に参加することが重要です。集まりが面倒に感じることもありますが、自分や家族が積極的に参加することで、友人や知り合いも参加する機会が増えるでしょう。

地域でできることとしては、集まる機会を多くすることが重要です。コロナ禍で参加できないことが多かったですが、現在は状況が改善しているため、花見や芋煮会、地域での勉強会や飲み会などを開催することが考えられます。また、地域の文化財の発信や、趣味を生かしたスポーツなどで集まる機会を多くすることも重要です。これにより、地域の子どもから大人までが顔見知りとなり、コミュニティ形成の近道となるでしょう。

行政に求める支援としては、行政区の見直しが必要です。現在の区割りでは、従来通りの開催が難しくなっているため、コミュニティを維持するための見直しが求められます。また、行政には補助や奉仕、相談や援助の窓口としての役割を果たしてもらいたいと思います。

基本目標３　誰もが安心して暮らせる環境づくり

【地域福祉の担い手からの評価（4 段階評価での回答件数・割合）・達成度（点数）】

施策	回答者数	評価				達成度（点数）
		できていた	ややできていた	あまりできていなかった	できていなかった	
生活環境の整備 （バリアフリーの推進、移送サービスの充実、マナー向上に向けた啓発活動 等）	14人	1件 7.1%	5件 35.7%	6件 42.9%	2件 14.3%	2.4点
健康づくりの推進 （健康づくりの普及・推進、健康に関する情報提供 等）	14人	2件 14.3%	11件 78.6%	0件 0.0%	1件 7.1%	3.0点
福島第一原発事故からの復興 （被災した町民の心身のケア、被災者と地域との交流の促進、放射能対策の推進 等）	14人	5件 35.7%	7件 50.0%	2件 14.3%	0件 0.0%	3.2点
社会参加・生きがいづくりの支援 （生涯学習機会の拡大、スポーツ・レクリエーションの機会の拡大 等）	14人	7件 50.0%	5件 35.7%	1件 7.1%	1件 7.1%	3.3点
支援が必要な子どもへの支援の充実 （困難を抱える子どもや家庭への支援、子どもの権利擁護・虐待防止 等）	14人	0件 0.0%	5件 35.7%	7件 50.0%	2件 14.3%	2.2点
生活困窮者の支援体制の充実 （生活困窮者の把握と支援、就労支援の推進 等）	14人	2件 14.3%	6件 42.9%	6件 42.9%	0件 0.0%	2.7点

【地域福祉の担い手の立場からみた重点課題（Ｃグループが選定）】

生活困窮者の支援体制の充実
（生活困窮者の把握と支援、就労支援の推進 等）

【重点課題に対する解決策（考え・意見・アイデア）のまとめ（発表内容）】

Ｃグループでは、「生活困窮支援体制の充実」を重点課題として挙げました。

自分や家族でできることとして、例えば地域内で歩いている人の身なりが気になったり、その子供が学校での様子が気になったり、安否確認を行うことが挙げられます。また、食べ物や衣服の状況を把握することや、近所の人とのコミュニケーションを通じて、きちんと食事をとれているかを確認することも重要です。これらの結果、情報収集や気づきに繋がると考えました。気になる家族のゴミの量や内容を観察することも、小さな気づきに繋がるでしょう。

地域でできることとしては、閉じこもらないように外部との関係を維持する支援が重要です。サロンの活用や活動への誘い、こども食堂の開催、就労支援勉強会や体験学習の実施も、孤立を防ぐために有効であると考えました。

行政に求める支援としては、制度に繋げることが重要です。就労支援に繋げることや、民生委員の活動を活発にすること、民生委員が把握した情報を行政や社協に繋げることが求められます。また、学校との連携も重要であり、子供を通じて様々な情報を得ることができると考えました。

結果として、具体的な把握方法について疑問を持ち、議論を重ねましたが、地域のネットワークやコミュニティの繋がりが非常に重要であることを改めて認識しました。

基本目標４　地域福祉を推進する連携の体制づくり

【地域福祉の担い手からの評価（4 段階評価での回答件数・割合）・達成度（点数）】

施策	回答者数	評価				達成度（点数）
		できていた	ややできていた	あまりできていなかった	できていなかった	
相談体制の充実 （相談窓口の周知、身近な相談体制の充実、自殺対策の推進 等）	14人	1件 7.1%	8件 57.1%	5件 35.7%	0件 0.0%	2.7点
情報提供の充実 （情報バリアフリーの推進、地域における情報提供の推進 等）	14人	1件 7.1%	3件 21.4%	8件 57.1%	2件 14.3%	2.2点
福祉サービスの充実 （成年後見制度の普及、福祉サービス利用支援の充実 等）	14人	2件 14.3%	6件 42.9%	4件 28.6%	2件 14.3%	2.6点
地域福祉ネットワークの構築 （各種関係機関との連携に向けた支援、社会福祉協議会との連携の強化 等）	14人	2件 14.3%	9件 64.3%	3件 21.4%	0件 0.0%	2.9点

【地域福祉の担い手の立場からみた重点課題（Ｄグループが選定）】

地域福祉ネットワークの構築（各種関係機関との連携に向けた支援、社会福祉協議会との連携の強化　等）

【重点課題に対する解決策（考え・意見・アイデア）のまとめ（発表内容）】

Ｄグループでは、「地域福祉ネットワークの構築」を重点課題として挙げました。

自分や家族にできることについては、まずは困っている人を発見することからはじめましょうという意見が出ました。発見した場合には相談に乗り、各相談窓口の情報を発信していければ良いと考えました。そのためには、顔の見える関係づくりが日常的に必要であるという話も出ました。

地域でできることとしては、地域の方と交流する機会を作り、声がけしながら参加していくことが重要です。参加しながら、必要な関係機関に必要な方を繋げていければ良いという意見も出ました。

行政に求める支援としては、助成金の提供が必要です。また、サロンや自治会の活動において担い手づくりが今後のネットワーク構築に必要であると考えました。多職種との連携、例えば医療と福祉、農業と福祉、学生と福祉の連携を進めるために、行政のバックアップが必要です。福祉人材の確保も重要な課題です。行政からの情報発信については、集まりや集会の開催情報を発信し、必要な情報を提供するために行政の力を借りることが必要です。行政主体の集会を開くことで、多くの方が参加しやすくなると考えました。

第 5 節　第 1 次計画（後期計画）における施策の評価

1　施策の評価方法

「川俣町地域福祉計画（後期計画）」で定めた基本目標 1～4 の施策について、各担当課による進捗状況評価と数値目標による評価を実施し、施策の振り返りを実施しました。

(1) 各担当課による評価方法

「川俣町地域福祉計画（後期計画）」で定めた基本目標 1～4 の施策について、担当課ごとに以下の評価区分で進捗状況を評価し、施策の振り返りを実施しました。

＊各担当課の評価区分＊

Ａ：達成した　　Ｂ：概ね達成した

Ｃ：あまり達成できていない　　Ｄ：達成できていない

(2) 数値目標による評価方法

「川俣町地域福祉計画（後期計画）」で定めた数値目標について、以下の評価区分で達成状況を評価しました。

＊数値目標の評価区分＊

◎：数値目標以上

○：計画策定時以上、数値目標未満

△：計画策定時未満

2　基本目標ごとの評価

基本目標１　地域を支える人づくり

【町の取り組みに対する各担当課の評価】

区分	評価	担当課
施策１　福祉意識の醸成		
（1）地域福祉に関する普及・啓発	B	保健福祉課、子育て支援課
（2）福祉教育の推進	A	保健福祉課、学校教育課
（3）地域での交流の促進	B	保健福祉課、生涯学習課
施策２　地域で活躍する人材の育成と活用		
（4）地域福祉の活動主体の育成・支援	B	保健福祉課
施策３　ボランティア活動等の活性化		
（5）ボランティアの育成支援	C	保健福祉課
（6）ボランティア・ＮＰＯ活動への支援	C	保健福祉課
（7）企業や事業所の地域福祉活動の促進	C	保健福祉課、政策推進課

【数値目標の達成状況】

区分		策定時	目標値	実績値	達成状況
		令和元年度	令和６年度	令和５年度	
施策１　福祉意識の醸成					
1	家族介護教室（回）	－回	1回	1回	◎
2	認知症サポーター養成人数（人）	65人	150人	79人	○
3	認知症サポーター養成人数（小中学生対象）（人）	32人	50人	0人	△
4	子育てほっとステーション（延べ回数）	121回	130回	364回	◎
5	男性の育児参加（イクメン）教室（回）	0回	4回	4回	◎
6	町民運動会（回）	1回	1回	0回	△
施策２　地域で活躍する人材の育成と活用					
1	地域づくり研修会（地区）	2地区	3地区	0地区	△
2	お宝（活動事例）発表会（回）	1回	1回	0回	△

施策３　ボランティア活動等の活性化					
1	ジュニアボランティア講座（回）	3回	4回	4回	◎
2	ボランティア講座（回）	-回	1回	0回	△
3	ボランティア団体等交流会（回）	-回	1回	0回	△
4	献血参加事業所（事業所）	12事業所	15事業所	13事業所	○
5	いきいき・かわまた男女共同参画社会づくり顕彰（人）	0人	1人	0人	△

評価（振り返り）

○福祉意識の醸成にあたっては、家族介護教室や認知症サポーター養成講座、男性の育児参加（イクメン）教室等を開催し、地域住民の意識の醸成を図りました。認知症サポーターについては、令和元年度から14人増加し、令和5年度現在では79人となるなど、一定の成果が出ています。

○地域で活躍する人材の育成と活用にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響により地域づくり研修会やお宝（活動事例）発表会の開催はできておりませんが、地域の助け合い・支えあい活動の事例集発行や地域課題の把握、地域資源の掘り起こしを行い、人材の育成や活動支援を行うための基盤整備を図りました。

○ボランティア活動等の活性化にあたっては、ジュニアボランティア講座の開催や献血参加事業者の拡大を行うことができましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、福祉施設等でのボランティアの受け入れが減少しています。新型コロナウイルスの状況が改善に向かっていることから、ボランティア交流会の実施等によりボランティア活動のマッチングを促進していく必要があります。企業による地域福祉活動への参加のハードルが下がるよう、企業版ふるさと納税制度の活用や事業所が社会的責任のもとに実施するＣＳＲ（企業の社会的責任）活動との連携など、様々な仕組みを活用しつつ、引き続き地域福祉活動への参加を働きかけることが必要です。

基本目標２　誰もがつながり合う仕組みづくり

【町の取り組みに対する各担当課の評価】

区分	評価	担当課
施策４　地域コミュニティの形成		
（8）行政区・自治会活動等への支援	B	総務課、政策推進課
（9）見守り活動の推進	B	保健福祉課
（10）あいさつ・声かけ運動の促進	B	保健福祉課
施策５　交流の場や機会の充実		
（11）地域の活動拠点の整備	B	総務課
（12）いきいきサロンの充実	A	保健福祉課
施策６　防災体制の充実		
（13）地域の防災力の向上	C	総務課
（14）避難行動要支援者の把握	B	保健福祉課
（15）福祉避難所の充実	B	保健福祉課
施策７　防犯体制の充実		
（16）安心して生活できる地域づくりの推進	A	保健福祉課、学校教育課
（17）地域の防犯体制の充実	A	保健福祉課、町民税務課

【数値目標の達成状況】

区分		策定時	目標値	実績値	達成状況
		令和元年度	令和６年度	令和５年度	
施策４　地域コミュニティの形成					
1	行政区長協議会（回）	3回	3回	5回	◎
2	行政区長協議会研修(回)	-回	1回	1回	◎
3	自治会連絡協議会（回）	3回	3回	4回	◎
4	自治会連絡協議会研修（回）	-回	1回	1回	◎
5	絹の里見守り隊（人）	150人	150人	50人	△
6	福祉票登録者数（人）	1,137人	1,100人	1,077人	△

施策 5　交流の場や機会の充実					
1	各地区集会所数（か所）	28 か所	27 か所	25 か所	△
2	サロン数（か所）	36 か所	45 か所	45 か所	◎
3	サロン参加者数（人）	470 人	585 人	580 人	○
施策 6　防災体制の充実					
1	防災訓練実施回数（回）	1 回	1 回	0 回	△
2	避難行動要支援者登録者数（人）	1,625 人	1,540 人	1,069 人	△
3	福祉避難所設置数(か所)	1 か所	4 か所	5 か所	◎
施策 7　防犯体制の充実					
1	学校警察連絡協議会(回)	2 回	2 回	2 回	◎
2	消費生活啓発チラシ配布（回）	1 回	1 回	1 回	◎

評価（振り返り）

○地域コミュニティの形成にあたっては、行政区長協議会や自治会連絡協議会、研修等を実施しました。また、民生委員、絹の里見守り隊等と連携し、あいさつ・声掛け運動や地域の見守り等を実施し、地域づくりを推進しました。一方で、人口減少等に伴い、民生委員の欠員や絹の里見守り隊の人数の減少が生じており、体制の維持に努める必要があります。

○交流の場や機会の充実にあたっては、新たな活動拠点の整備は実施できていないものの、集会所や旧学校施設、子育てほっとステーション等、既存の拠点の有効活用に努めており、子育てほっとステーションでは利用者数の増加が見られます。また、自主的な活動の場であるサロンの運営や新規での立ち上げの支援により、サロン数は令和元年度から 9 か所増加し、令和 5 年度現在では 45 か所となっています。サロンへの参加者数も令和元年度から 110 人増加し、令和 5 年度現在では 580 人となるなど、一定の成果が出ています。

○防災体制の充実にあたっては、福祉避難所の設置や「川俣町防災マップ」の作成を実施しましたが、多発する災害に対応するためにもより充実を図る必要があります。人口減少等に伴い、避難行動要支援者の登録者数は減少傾向にありますが、引き続き登録が必要な方の把握に努め、個別避難計画の作成を進めるなど、地域における防災力の更なる強化に努めます。

○防犯体制の充実にあたっては、民生委員等との連携による有事の際のネットワークの構築や児童・生徒が安全・安心に登下校や生活ができるよう、学校警察連絡協議会を通じた連携に努めました。また、高齢者が悪質商法などの犯罪にあわないよう、啓発等に努めました。

基本目標３　誰もが安心して暮らせる環境づくり

【町の取り組みに対する各担当課の評価】

区分	評価	担当課
施策８　生活環境の整備		
（18）バリアフリーの推進	B	政策推進課、建設水道課
（19）移送サービスの充実	B	保健福祉課、総務課、政策推進課
（20）マナー向上に向けた啓発活動	A	町民税務課
施策９　健康づくりの推進		
（21）健康づくりの普及・推進	B	保健福祉課
（22）健康に関する情報提供	B	保健福祉課
施策 10　福島第一原発事故からの復興		
（23）被災した町民の心身のケア	B	保健福祉課、原子力災害対策課
（24）被災者と地域との交流の促進	B	原子力災害対策課
（25）放射能対策の推進	B	原子力災害対策課
施策 11　社会参加・生きがいづくりの支援		
（26）生涯学習機会の拡大	A	保健福祉課、生涯学習課
（27）スポーツ・レクリエーションの機会の拡大	B	保健福祉課、生涯学習課
施策 12　支援が必要な子どもへの支援の充実		
（28）困難を抱える子どもや家庭への支援	A	保健福祉課、子育て支援課
（29）子どもの権利擁護・虐待防止	B	保健福祉課、学校教育課、子育て支援課
施策 13　生活困窮者の支援体制の充実		
（30）生活困窮者の把握と支援	B	保健福祉課
（31）就労支援の推進	B	保健福祉課

【数値目標の達成状況】

区分		策定時	目標値	実績値	達成状況
		令和元年度	令和 6 年度	令和 5 年度	
施策 8　生活環境の整備					
1	バリアフリー化実施数（m）	L=418.0m	L=564.0m	L=615.3m	◎
2	デマンドタクシー利用者数（人）	7,992 人	8,400 人	5,803 人	△
3	介護タクシー券配布者数（人）	147 人	180 人	527 人	◎
4	免許返納タクシー券配布者数（人）	-人	60 人	40 人	○
5	広報誌等掲載回数（回）	6 回	6 回	6 回	◎
施策 9　健康づくりの推進					
1	いきいき快善体操実施団体数（か所）	16 か所	20 か所	16 か所	○
2	健康教室開催数（回）	145 回	150 回	101 回	△
3	料理教室開催数（回）	11 回	13 回	13 回	◎
4	特定健康診査受診率(%)	49%	54%	46.7%	△
5	後期高齢者健康診査受診率（%）	26%	30%	30%	◎
施策 10　福島第一原発事故からの復興					
1	リスクコミュニケーション開催数（回）	1 回	1 回	1 回	◎
2	自治会報はやぶさ発行回数（回）	12 回	12 回	12 回	◎
3	放射線モニタリングニュース発行回数（回）	12 回	12 回	12 回	◎
施策 11　社会参加・生きがいづくりの支援					
1	女性講座回数（回）	10 回	10 回	10 回	◎
2	成人講座回数（回）	19 回	19 回	21 回	◎
3	白寿大学回数（回）	11 回	11 回	11 回	◎
4	スポーツクラブ登録人数（人）	195 人	195 人	129 人	△
施策 12　支援が必要な子どもへの支援の充実					
施策 13　生活困窮者の支援体制の充実					
1	相談件数（件）	52 件	100 件	52 件	○
2	就労者数（人）	0 人	2 人	1 人	○

評価（振り返り）

〇生活環境の整備にあたっては、バス・デマンドタクシー等の交通手段の充実やバリアフリー対応車両の導入、乗降所の拡充をはじめ、介護支援タクシー券や免許返納タクシー券の配布等、利便性の向上に努めました。また、町民全員にとって快適な環境となるよう、ゴミ出しルールやペットの飼育のマナーなど、生活マナーの向上に向け、広報・啓発活動に努めました。

〇健康づくりの推進にあたっては、各種教室や講座の開催をはじめ、健康づくりに関する団体の育成や活動の周知等を行いました。また、各種健（検）診の受診率の向上に向け、町ホームページや広報誌等を活用した情報発信に努めましたが、特定健康診査の受診率はやや低下しており、引き続き、受診率の向上に向けた広報・啓発活動を行っていく必要があります。

〇福島第一原発事故からの復興にあたっては、復興拠点商業施設「とんやの郷」を中心としながら、被災者の不安解消に繋げていけるよう、こころのケアや生活再建に向けた支援に努めました。

〇社会参加・生きがいづくりの支援にあたっては、講座等を開催し、社会参加や生涯学習、スポーツ活動の機会の提供に努めました。また、近代のデジタル社会への対応のため、スマートフォン講習会やＬＩＮＥ教室などの講座を開催しました。

〇支援が必要な子どもへの支援の充実にあたっては、関係機関等との連携により、虐待等のハイリスクケースの早期発見・早期対応等に努めました。また、令和６年４月にこども家庭センターを設置したことで、支援体制の強化を図りました。ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、経済的支援や、福島県が実施する就業相談、各種給付金事業等の情報提供など、生活の安定と自立を支援しました。

〇生活困窮者の支援体制の充実にあたっては、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、地域包括支援センター等と連携し、生活困窮者の把握や相談支援に努め、生活保護制度の利用や就労等につなげました。

基本目標４　地域福祉を推進する連携の体制づくり

【町の取り組みに対する各担当課の評価】

区分	評価	担当課
施策 14　相談体制の充実		
（32）相談窓口の周知	A	保健福祉課
（33）身近な相談体制の充実	A	保健福祉課
（34）自殺対策の推進	B	保健福祉課
施策 15　情報提供の充実		
（35）情報バリアフリーの推進	B	総務課
（36）地域における情報提供の推進	B	保健福祉課
施策 16　福祉サービスの充実		
（37）成年後見制度の普及	A	保健福祉課
（38）福祉サービス利用支援の充実	A	保健福祉課、子育て支援課
施策 17　地域福祉ネットワークの構築		
（39）各種関係機関との連携に向けた支援	C	保健福祉課
（40）社会福祉協議会との連携の強化	B	保健福祉課

【数値目標の達成状況】

区分		策定時	目標値	実績値	達成状況
		令和元年度	令和 6 年度	令和 5 年度	
施策 14　相談体制の充実					
1	社協だより発行回数(回)	4 回	4 回	4 回	◎
2	くるまるだより発行回数（回）	4 回	4 回	4 回	◎
3	ふれあい相談員数（人）	60 人	70 人	60 人	○
施策 15　情報提供の充実					
施策 16　福祉サービスの充実					
1	広報誌等掲載回数（回）	1 回	4 回	6 回	◎
施策 17　地域福祉ネットワークの構築					

評価（振り返り）

○相談体制の充実にあたっては、地域の身近な相談役である民生委員・児童委員などとの連携をはじめ、令和６年４月より重層的支援体制整備事業を実施するなど、包括的な支援体制の整備に努めました。また、広報誌や町ホームページの活用、関係機関との連携により、相談窓口の周知を図りました。自殺対策の推進では、令和６年３月に「第２次川俣町いのち支える自殺対策計画」を策定し、本町における課題の把握と「生きることへの包括的な支援」としての自殺対策の総合的な支援の方向性を示しました。

○情報提供の充実にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した見やすく、わかりやすい広報誌の作成に努めました。また、地域住民に必要な情報が届くよう、多様な情報伝達手段を活用した情報提供に努めました。

○福祉サービスの充実にあたっては、令和６年３月に「川俣町高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画」及び「川俣町障がい者基本計画・第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画」を策定し、高齢者福祉・障がい者福祉施策のさらなる充実を図りました。子どもや子育て家庭への支援では、こども家庭センターの設置をはじめ、「かわまた認定こども園」の開園等、支援体制の整備を図りました。成年後見制度の利用促進では、令和６年４月に、権利擁護支援の中核的な役割を担う「川俣町権利擁護支援センター」を整備し、広報・啓発や相談支援、利用促進等を図りました。

○地域福祉ネットワークの構築にあたっては、地域福祉推進の中核を担う社会福祉協議会との密な連携に努めました。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種福祉活動団体やボランティア団体等の活動が停滞、休止しており、活動の再開や活性化につながるよう、ボランティア交流会等を通じて情報共有に努める必要があります。

第 6 節　川俣町の地域福祉をめぐる主な課題

統計データや町民へのアンケート調査、オンライン意見箱、関係者へのワークショップ、施策の評価・進捗状況等を踏まえ、本町の地域福祉をめぐる主な課題を以下の通り整理しました。

課題 1　地域を支える人づくり

近年、少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、地域におけるつながりや助け合いの関係性の一層の低下が懸念されています。

さらに、本町では、少子高齢化が急速に進行し、一人暮らしの高齢者が増加するなど、見守りや孤立への対応をはじめ、地域における生活課題が多様化しています。

そうした中、アンケート結果では、住民における福祉への関心の高さが伺え、こうした方々が、主体的に、助け合いや支え合いの活動を推進することができるよう、地域福祉に関する普及・啓発に努め、福祉意識の醸成を図ることが必要と考えられます。

地域福祉を進めていくためには、町民の参加・協力は不可欠であり、地域福祉の考え方について周知・啓発し、地域福祉の担い手となるボランティアの育成や活動団体への支援など、人材の育成や活用を推進する必要があります。

課題 2　誰もがつながり合う仕組みづくり

地域福祉を推進するためには、地域におけるつながりの構築が重要となっていますが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、地域における交流の機会が一層少なくなっておりました。

しかし、近年は状況が改善されつつあり、地域におけるイベントの再開や自主的な交流の場であるサロン数の増加等、地域における交流の機会が少しずつ増加し、地域におけるつながりや賑わいが戻りつつある状況です。

今後、少子高齢化がさらに進行していく中、より一層、地域におけるつながりが大切となってくるため、地域コミュニティの維持・活性化に向けて、引き続き、つながりの構築を行っていく必要があります。

また、アンケート結果によると、防犯や防災など地域の安全を守ることは、地域住民が取り組むべき課題との意識が高くなっており、防災・防犯を含めた幅広い視点により、地域コミュニティの育成を図っていく必要があります。

課題３　誰もが安心して暮らせる環境づくり

近年の急速な高齢化に加え、8050 問題やダブルケアなどの課題が顕在化しており、年齢を重ねても、安心して生活を送ることができる生活環境の整備や、町民一人ひとりが健康に関心を持ち、生涯を健康で過ごすことができる健康づくりが重要となっています。

アンケート結果では、地域住民が取り組むべき課題として、高齢者の社会参加や生きがいづくりが高くなっており、人生 100 年時代を見据え、町民一人ひとりが生きがいを持って、豊かな人生を送ることができるよう、社会参加や生きがいづくりを推進していくことが必要となっています。

また、東日本大震災・原子力災害から 10 年が経過した現在も、山木屋地区の住民帰還は十分に進んでおらず、復興・再生を実感できる段階には至っておりません。心身のケア、つながりや絆づくりの再生、今なお残る放射線への不安の軽減・払拭等、引き続き、一人ひとりに寄り添った支援が必要となっています。

加えて、社会情勢の変化や就労の状況、家庭の状況等、様々な事情により、生活困窮の状態にある方もおり、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度に基づく支援が必要となっています。また、子どもの貧困や児童虐待等が社会問題となっており、困難を抱える子どもや家庭への支援や子どもの権利擁護、虐待の防止等を図り、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現が求められています。

課題４　地域福祉を推進する連携の体制づくり

地域におけるつながりや助け合いの関係性が薄れ、困難を抱えているにも関わらず、誰にも助けを求めることができない方や、支援に結びつかずに問題が深刻化している方の増加などが懸念されています。

そうした方々を必要な支援につなげることができるよう、福祉サービス等の情報発信や相談窓口の周知、身近な相談体制の充実、さらには、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、相談を受け止め、各支援機関が円滑な連携のもと支援する重層的支援体制の整備等が必要となっています。

また、今後も、少子高齢化が進行していく中、福祉サービスの需要も拡大、多様化することが見込まれ、行政によるサービスだけでは、きめ細かに対応を行っていくことが難しくなる恐れがあることから、保健・医療・福祉・地域の関係者等と連携をしながら、福祉サービスの充実に努める必要があります。

こうした地域福祉の取り組みを推進していくためには、「自助」「互助」「共助」「公助」に基づき、町民や福祉関係団体、社会福祉協議会、行政等、それぞれの役割の中で力を合わせ、地域ぐるみで推進していく連携の体制づくりが必要です。

第3章

地域福祉計画の基本的な考え方

第１節　基本理念

川俣町地域福祉計画（前期計画・後期計画）では、『誰もが笑顔で元気に暮らせるまち　かわまた』の基本理念のもと、地域における課題の解決に向け、様々な地域福祉の取り組みを推進してきました。

本計画は、地域住民が抱える課題へのさらなる対応を図るため、これまで進められてきた取り組みをさらに発展させるための後継的な計画であることから、第一次計画の基本理念を継承し、『誰もが笑顔で元気に暮らせるまち　かわまた』のもと、各施策を推進していきます。

誰もが笑顔で元気に暮らせるまち　かわまた

（1）町民の役割

町民一人ひとりが、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であるという自覚を持つことが役割として求められています。

そのため、あいさつや声がけ、地域で困っている人のことを気にかけるなど、身近なところから心がけ、自治会への加入や地域活動への参加など主体的に地域福祉の活動に加わりましょう。

（2）地域の役割

自治会や、民生委員・児童委員、ボランティア・ＮＰＯ団体など地域活動を行う各種団体が連携し、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していくことが求められています。また、地域のサービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組む役割が求められています。

そのため、地域の各種団体に所属するそれぞれの人が、地域福祉の考え方を知り、活動の活性化への機運を高め、町や各種団体が連携していくという意識を持ち、協働で取り組みましょう。また、地域住民同士で集まる機会を持ち、地域の良いところを再認識するとともに、地域で困っていることや課題を共有し、解決に向けた検討を行いましょう。

さらに、サービス事業者は、利用者の意見や要望を聞き。より良いサービスが提供できるよう反映するほか、各サービス事業者が情報を共有しましょう。

（3）行政の役割

行政は、町民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

そのため、町民、ボランティア・ＮＰＯ団体、福祉サービス事業者、社会福祉協議会などの関係機関や団体の役割を踏まえながら、相互に連携や協力を図り、地域福祉活動を促進させるための支援を行います。また、保健・医療・福祉の関係各課のほか、教育分野、建設分野などの庁内関係各課との連携を強化し、総合的に地域福祉を推進していきます。

（4）社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る中核として、計画推進にあたっては町民や各種団体と協働するとともに、行政との調整役としての役割を担っています。

そのため、同時期に策定した地域福祉活動計画における施策の充実を図り、必要に応じて見直し、計画を着実に推進します。

第２節　基本目標

本町では、計画の基本理念である『誰もが笑顔で元気に暮らせるまち　かわまた』を実現するために、次の４つの基本目標を設定します。

基本目標１　地域を支える人づくり

地域福祉を推進するためには、制度や仕組みはもちろん、実際に支え合い、助け合いの主体となる人づくりが最も重要となります。全ての町民が、「福祉は全ての人に関わる問題である」という認識を深め、活動の担い手として活躍できる地域を目指します。

そのため、子どもから大人まで、幅広い層に対して福祉意識の向上に努めるとともに、地域で中心となって活躍できる人材の育成や活用を推進します。

基本目標２　誰もがつながり合う仕組みづくり

地域を支える人づくりを通じて、今の地域でのつながりを大切にし、地域で助け合い、支え合える地域づくりを目指します。

地域におけるあいさつや声掛けの促進、行政区・自治会活動の支援のほか、地域における交流の促進等に努めます。また、東日本大震災や近年の大規模災害を契機として、安全・安心な生活を送るためには、平常時からのつながりや防災対策が大切であることが再認識されたことから、防災・防犯を含めた幅広い視点での地域コミュニティづくりに努めます。

基本目標３　誰もが安心して暮らせる環境づくり

人づくり、そしてその人たちを中心とした地域での助け合い・支え合いの仕組みづくりに加え、地域住民が相互に協力し、誰もが安全・安心を実感し、いきいきと暮らせるような地域環境づくりを目指します。

そのため、移動手段の充実、生活環境の整備に努めるとともに、町民の健康づくりや社会参加・生きがいづくりを促進します。また、東日本大震災・原子力災害の被災者の心身のケアや困難を抱える子どもへの支援、生活困窮者の支援の充実等の観点からも、町民一人ひとりが自分らしく充実した生活を送ることができる環境づくりに努めます。

基本目標４　地域福祉を推進する連携の体制づくり

基本目標１から３の達成を促進していくために、また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、支援を必要とする人が適切な福祉サービスを利用でき、制度の狭間で困難を抱える人が地域の中で包括的に受け止められる地域づくりを目指します。

そのため、身近な相談体制や重層的支援体制の整備をはじめ、行政などによる公的な福祉サービスの充実を図るとともに、地域におけるインフォーマルサービスなどを含めた、多様な形態の福祉サービスの提供に努めます。また、行政や地域の関係者、地域住民、さらには産学官での連携等、地域福祉のネットワークの構築に努めます。

第３節　重点施策

基本理念及び基本目標を達成するため、特に重要性の高い取り組みを重点施策として位置づけ、推進していきます。

重点施策１　福祉意識の醸成

アンケート結果では、住民における福祉への関心の高さが伺えましたが、一方で、地域活動やボランティア活動、住民に対する各種支援活動等に取り組んだことがない方も多く見られました。今後、少子高齢化や核家族化のさらなる進行が予測される中、住民同士の助け合いや支え合いはさらに重要となってくるため、住民同士の主体的な活動が推進されるよう、福祉意識の醸成を図ります。

重点施策２　地域コミュニティの形成及び交流の場や機会の充実

地域福祉を推進するためには、地域におけるつながりの構築が重要ですが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、地域における交流の機会が一層少なくなりました。関係者へのワークショップにおいても地域コミュニティの形成や地域住民の交流促進は重要な課題と認識されており、地域における担い手等と連携・協力をしながら、地域全体の課題として、推進を図ります。

重点施策３　生活環境の整備

近年の急速な高齢化の進行等により、生活環境の整備は重要な課題となっています。持続可能な社会を実現する上では、高齢者や障がいのある人、子どもなど、誰もが安心・安全な生活を送れる環境が必要であるため、関係機関等と連携しながら、生活環境の整備を図ります。

重点施策４　地域福祉ネットワークの構築

地域福祉の取り組みを推進していくためには、「自助」「互助」「共助」「公助」に基づき、それぞれの役割の中で力を合わせ、地域ぐるみで推進していく体制づくりが必要ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種福祉活動団体やボランティア団体等の活動が停滞、休止を余儀なくされました。活動の再開や活性化に努め、産学官の連携を推進するなど、地域福祉ネットワークの構築を図ります。

第４節　計画の体系

基本理念	基本目標	施策	施策の展開
誰もが笑顔で元気に暮らせるまち　かわまた	**基本目標１** 地域を支える人づくり	１ 福祉意識の醸成	（１） 地域福祉に関する普及・啓発
			（２） 福祉教育の推進
		２ 地域で活躍する人材の育成と活用	（３） ボランティアの育成支援
			（４） 地域福祉の活動主体の育成・支援
		３ ボランティア活動等の活性化	（５） ボランティア・ＮＰＯ活動への支援
			（６） 企業や事業所の地域福祉活動の促進
	基本目標２ 誰もがつながり合う仕組みづくり	４ 地域コミュニティの形成	（７） 行政区・自治会活動等への支援
			（８） 見守り活動の推進
			（９） あいさつ・声かけ運動の促進
		５ 交流の場や機会の充実	（10） 地域での交流の促進
			（11） 地域の活動拠点の活用促進
			（12） いきいきサロンの充実
		６ 防災体制の充実	（13） 地域の防災力の向上
			（14） 避難行動要支援者の把握
			（15） 福祉避難所の充実
		７ 防犯体制の充実	（16） 安心して生活できる地域づくりの推進
			（17） 地域の防犯体制の充実
			（18） 再犯防止の推進
	基本目標３ 誰もが安心して暮らせる環境づくり	８ 生活環境の整備	（19） バリアフリーの推進
			（20） 移送サービスの充実
			（21） マナー向上に向けた啓発活動
		９ 健康づくりの推進	（22） 健康づくりの普及・推進
			（23） 健康に関する情報提供
		10 原発被災への支援	（24） 被災した町民の心身のケア
			（25） 被災者と地域との交流の促進
			（26） 放射能対策の推進
		11 社会参加・生きがいづくりの支援	（27） 生涯学習機会の拡大
			（28） スポーツ・レクリエーションの機会の拡大
		12 支援が必要な子どもへの支援の充実	（29） 困難を抱える子どもや家庭への支援
			（30） 子どもの権利擁護・虐待防止
		13 生活困窮者の支援体制の充実	（31） 生活困窮者の把握と支援
			（32） 就労支援の推進
	基本目標４ 地域福祉を推進する連携の体制づくり	14 相談体制の充実	（33） 相談窓口の周知
			（34） 身近な相談体制の充実
			（35） 重層的支援体制整備事業の推進
			（36） 自殺対策の推進
		15 情報提供の充実	（37） 情報バリアフリーの推進
			（38） 地域における情報提供の推進
		16 福祉サービスの充実	（39） 成年後見制度の普及・利用促進
			（40） 福祉サービス利用支援の充実
		17 地域福祉ネットワークの構築	（41） 各種関係機関との連携に向けた支援
			（42） 社会福祉協議会との連携の強化
			（43） 産学官の連携の推進

第4章

地域福祉計画の施策の展開

基本目標１　地域を支える人づくり

施策１　福祉意識の醸成　【重点施策】

現状と課題

・アンケート結果では、福祉への関心について、『関心がある』人は 68.9%となっており、福祉への関心の高さが伺えます。（Ｐ20）
・地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なことについては、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとＰＲする」が 25.4%と最も高くなっています。（Ｐ26）
・福祉への関心が高い人が、主体的に、助け合いや支え合いの活動を推進することができるよう、地域福祉に関する普及・啓発に努め、福祉意識の醸成を図る必要があります。

施策の方向

・地域福祉は、地域に住む一人ひとりの住民が主体的に行動し、安心した生活を送れる地域づくりを目指していくものです。地域福祉についての理解と関心を深めることにより、地域の構成員としての意識の向上につながることから、広報や福祉講座の開催、福祉学習の機会を増やし、福祉意識の醸成を図ります。

町の取り組み

施策の展開（1）地域福祉に関する普及・啓発

町民が地域に住む高齢者や障がいのある人、子育て家庭などに対する理解を深め、福祉意識を高められるよう、町の広報誌やホームページなどでの啓発・広報活動を充実させるとともに、福祉講座の開催をはじめとする必要な事業実施に努めます。

施策の展開（2）福祉教育の推進

町民の福祉意識を醸成するため、地域活動団体やサービス提供事業者などの協力を得ながら、より効果的な福祉学習や体験機会の確保を図ります。子どもたちへは、総合的な学習の時間等の授業や特別活動など、学校教育活動全体を通した福祉教育を計画的に推進します。

協働のまちづくりに向けた自助・互助の取り組み

自助（自分や家族でできること）

〇隣近所でのコミュニケーションの充実を図り、相互扶助精神を育みましょう。
〇高齢者や障がいのある方とふれあい、思いやりの気持ちを育みましょう。
〇福祉について、正しい知識を身に付け、相手を思いやる気持ちを育みましょう。
〇地域の中で顔を合わせる人とあいさつをする習慣を身に付けましょう。
〇福祉に関する講座等に参加しましょう。

互助（地域でできること）

〇地域で福祉について学ぶ機会を設けましょう。
〇福祉にふれる多様な体験の機会を設け、地域全体の意識を高めましょう。
〇地域と学校が連携し、児童・生徒が地域に関心を持つ機会づくりに努めましょう。

◇指標

区分	実績値	目標値	
	令和５年度	令和11年度	令和16年度
家族介護教室（回）	1回	1回	1回
認知症サポーター養成人数（人）	79人	80人	80人
認知症サポーター養成人数（小中学生対象）（人）	0人	20人	20人
男性の育児参加（イクメン）教室（回）	4回	5回	5回

施策２　地域で活躍する人材の育成と活用

現状と課題

・地域福祉を推進していくためには、町民一人ひとりが活動の主体であるとの認識のもと、積極的に活動を行っていくことが重要です。
・アンケート結果では、地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なことについて、「ボランティアリーダーや福祉活動に関わる人を育成する」が 14.2%となっています。（Ｐ26）
・地域福祉の担い手からの評価では、「地域で活躍する人材の育成と活用」は、他の施策に比べ低く、ワークショップでは、今後、重要な課題であるとされています。（Ｐ34）

施策の方向

・ボランティア・地域活動の主体となる人材の育成・支援をするために、ボランティア講座の開催を行い、人材の育成を推進していきます。
・高齢者をはじめ、障がいのある人、子育て家庭等を支える地域福祉の体制を整備するためには町民の参画は必要不可欠なものとなっており、特に若い世代を中心に研修等への参加を促し、地域福祉の担い手となる人材の育成に努めます。

町の取り組み

施策の展開（3）ボランティアの育成支援

大人を対象としたボランティア講座の実施をはじめ、ボランティア人材の育成を推進し、積極的な地域活動の推進を図ります。

施策の展開（4）地域福祉の活動主体の育成・支援

地域課題の把握を行い、既存の地域資源の掘り起こしと新たな地域資源の創出を行うとともに、福祉活動の支援を通して担い手の育成に努めます。

協働のまちづくりに向けた自助・互助の取り組み

自助（自分や家族でできること）

〇身近でできるボランティア活動に参加しましょう。
〇自治会等の役員が果たす役割を理解し、できる限り引きうけるようにしましょう。

互助（地域でできること）

〇学校教育との連携により、子どもたちのボランティア活動を活性化しましょう。
〇福祉推進リーダーやそれに協力できる人材の掘り起こしを進めましょう。
〇地域の福祉リーダーに負担が偏らないよう、サポートする人材の育成や役割体制を整備しましょう。

◇指標

区分	実績値	目標値	
	令和５年度	令和 11 年度	令和 16 年度
ジュニアボランティア講座（回）	４回	４回	４回
ボランティア講座（回）	０回	１回	２回
地域の助け合い、支え合い活動の周知（回）	－	１回	１回

施策３　ボランティア活動等の活性化

現状と課題

・本町におけるボランティア団体の登録数は、近年、減少傾向にあり、令和６年４月１日現在では、16団体となっています。（Ｐ18）
・アンケート結果では、地域活動等への取り組み状況について、地域活動やボランティア活動を「取り組んだことはない」人は31.6%となっており、約３人に１人が取り組んだことがない状況となっています。一方で、今後の地域活動等の取り組み意向では、「積極的に取り組んでいきたい」が2.7%、「できるだけ取り組んでいきたい」が20.6%、「機会があれば、取り組んでもよい」が31.8%と、比較的、参加への意向が高くなっています。（Ｐ25、26）
・地域活動等へ取り組んでいない理由では、「参加方法がわからない」、「一緒に活動する仲間がいない」との回答が見られました。関係者へのワークショップで議論されたように、「現在参加している方々が誘い、仲間を増やしていくこと」や「担い手側も地域福祉の現場について発信し、知ってもらう努力を行っていくこと」等が必要と考えられます。行政においては、継続的に活動を行っていくためのサポートが必要とされています。（Ｐ25、34）
・また、新型コロナウイルス感染症の影響により、福祉施設等でのボランティアの受け入れが難しい状況が続いていました。現在は状況が改善されつつあるため、ボランティアが必要な施設とボランティアを行いたい方のマッチングにより、社会貢献活動が行われるよう、働きかけを行っていくことが必要です。

施策の方向

・各種ボランティア・ＮＰＯ団体等の活動がさらに活性化されるようサポートを継続していきます。
・企業や事業所に対して、引き続き社会貢献への理解を働きかけ、地域福祉活動への参加を呼びかけます。

町の取り組み

施策の展開（5）ボランティア・ＮＰＯ活動への支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、福祉施設等でのボランティアの受け入れが減少しているため、ボランティア交流会の実施によりボランティア活動のマッチングを促進していきます。

施策の展開（6）企業や事業所の地域福祉活動の促進

企業や事業者の地域福祉に対する意識向上のため、福祉講座を実施するとともに、地域福祉活動への参加に対するハードルが下がるよう、企業版ふるさと納税制度の活用や事業所が社会的責任のもとに実施するＣＳＲ活動との連携など、さまざまな仕組みを活用しつつ、引き続き地域福祉活動への参加を働きかけていきます。

協働のまちづくりに向けた自助・互助の取り組み

自助（自分や家族でできること）

〇社会福祉協議会や町内のボランティア・ＮＰＯ団体・各福祉機関の活動等についての理解や認識を深めましょう。
〇ボランティア活動について地域の人たちへ広めましょう。

互助（地域でできること）

〇各団体の活動について情報発信に努めましょう。
〇町民をボランティアとして受け入れる活動を活性化しましょう。

◇指標

区分	実績値	目標値	
	令和５年度	令和 11 年度	令和 16 年度
ボランティア団体等交流会（回）	０回	１回	１回
献血参加事業所（事業所）	13 事業所	15 事業所	17 事業所
いきいき・かわまた男女共同参画社会づくり顕彰（人）	０人	１人	１人

基本目標２　誰もがつながり合う仕組みづくり

施策４　地域コミュニティの形成　【重点施策】

現状と課題

・近年、少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加等の影響により、地域におけるつながりや助け合いの関係性が薄れ、社会的孤立や困難を抱えているにも関わらず、誰にも助けを求めることができない方が増加していると言われています。
・本町では一人暮らしの高齢者が増加しており、アンケート結果では、隣近所の人に手助けしてほしいと思うこととして、「安否確認の声掛け」や「日常の話し相手」が高くなるなど、一人暮らし世帯の見守りや孤立への対応が求められています。（Ｐ12、24）
・関係者へのワークショップでは、「地域コミュニティの形成」は重要な課題であるとされています。自分や家族では、まずは地域について知り、地域の行事やイベントに参加をすることが必要であり、地域では、コロナ禍の状況が改善されつつある状況を踏まえ、地域で集まる機会を増やすこと、行政では、補助や相談、援助などの役割を果たすことなどが必要であるとされています。（Ｐ35）

施策の方向

・地域活動が円滑に進むよう、行政区長協議会・自治会長連絡協議会や女性団体連絡協議会、日本赤十字奉仕団、老人クラブ、民生委員協議会との連携を強化します。
・地域コミュニティにおける人々のつながりや関わり合いを強化するため、広報誌等を活用し、各地区で行われているイベントや活動等の情報発信に努めます。
・地域で誰もが安全・安心に生活することができるよう、地域住民同士が主体となった見守り活動を推進するほか、民間事業者との連携により、高齢者世帯の見守り体制の整備などに取り組みます。

町の取り組み

施策の展開（7）行政区・自治会活動等への支援

地域住民の交流や親睦を図る地域活動を積極的に実施できるよう、引き続きコミュニティ助成事業やサポート事業等を活用しながら自治会活動等への支援を行います。

施策の展開（8）見守り活動の推進

一人暮らし高齢者などが地域で孤立しないよう、民生委員をはじめとした地域の見守りと支え合いのネットワークづくりを推進していくとともに、日中活動の場の提供を目的としたサロン活動等への支援も行っていきます。

施策の展開（9）あいさつ・声かけ運動の促進

地域住民がいざという時に助け合えるよう、民生委員を中心としたあいさつ・声かけ運動により地域の見守り体制を構築し、地域で相談しやすい環境づくりを促進します。

協働のまちづくりに向けた自助・互助の取り組み

自助（自分や家族でできること）

○隣近所の一人暮らしの高齢者などに、普段から声かけを行いましょう。
○“おはようございます”“こんにちは”“こんばんは”など、気軽にあいさつを交わすようにしましょう。
○回覧を回すときにはなるべく一言声をかけましょう。
○隣近所の様子に気を配り、困りごとや虐待の疑い等の異変に気づいたら、民生委員・児童委員や相談窓口等に連絡しましょう。

互助（地域でできること）

○自治会活動に参加しやすい雰囲気づくりを進め、ひとりでも多くの人が自治会に加入する地域社会づくりを進めましょう。
○地域の団体等で組織的な見守り活動を行いましょう。
○民生委員・児童委員が活動しやすいよう、連携・協力した環境づくりに努めましょう。

◇指標

区分	実績値	目標値	
	令和５年度	令和 11 年度	令和 16 年度
行政区長協議会（回）	５回	５回	５回
行政区長協議会研修（回）	１回	１回	１回
自治会連絡協議会（回）	４回	４回	４回
自治会連絡協議会研修（回）	１回	１回	１回
絹の里見守り隊（人）	50 人	55 人	60 人
福祉票登録者数（人）	1,077 人	1,100 人	1,100 人

施策５　交流の場や機会の充実　【重点施策】

現状と課題

・新型コロナウイルス感染症の影響等により、地域における交流の機会が少なくなっていましたが、近年、状況は改善されつつあり、令和５年８月 13 日には、夏の風物詩である「からりこフェスタ」が７年ぶりに商店街開催となるなど、地域における賑わいが戻りつつある状況です。
・地域福祉の担い手の評価では、「交流の場や機会の充実」の評価は、他の施策に比べ高く、上から２番目に高い評価となっています。（Ｐ33）
・中央公民館をはじめとする各集会施設のほか、旧学校施設等の利活用や子育てほっとステーション等により、様々な方が交流することができる場や機会の提供を行っています。
・自主的な交流の場である「ふれあい・いきいきサロン」は近年、サロン数・参加者数ともに増加傾向にあり、次第に交流が盛んになってきている状況です。（Ｐ18、42）
・自主的な交流の場であるサロンは、高齢者同士、子育て世帯同士などの活動が多く、世代間交流については、あまり行われていない状況にありましたが、近年開始した重層的支援体制整備事業（地域づくり事業）では、世代や属性を超えた交流の機会の創出に努めています。

施策の方向

・新型コロナウイルス感染症の影響が改善されつつあるため、年代や性別、障がいの有無等に関わらず、誰もが交流できる機会を創出し、地域の活性化を図ります。また、地域主催イベント等の参加促進等により、交流機会の充実を図ります。
・町内にある活動拠点を有効活用し、地域での交流を促すとともに、サロン活動の運営や立ち上げを支援し、身近な地域において誰もが気軽に集い、交流を深めることができる場の充実を図ります。

町の取り組み

施策の展開（10）地域での交流の促進

世代間交流が希薄になっている中でも、年代や性別、障がいの有無等に関わらず、世代や属性を超え、住民が相互に関わり合いながら、地域で安心して住み続けられるよう、交流の機会の充実に努め、思いやりのある地域づくりを促進します。

施策の展開（11）地域の活動拠点の活用促進

中央公民館をはじめとする各集会施設や旧学校施設、子育てほっとステーション等の地域の活動拠点を有効活用し、高齢者から子育て世帯、子どもまで、あらゆる世代の方々の居場所づくり、交流の場づくりを促進します。

施策の展開（12）いきいきサロンの充実

身近な場所で交流の機会を得ることで生きがいづくりにつながるよう、サロンの運営や新規立ち上げを支援します。

協働のまちづくりに向けた自助・互助の取り組み

自助（自分や家族でできること）

〇開放されている施設を積極的に活用し、ボランティア活動や地域活動を活発に行いましょう。
〇お祭りやスポーツ大会など地域主催のイベントを開催し、町民同士の交流を深めましょう。
〇隣近所で声をかけ合って、サロン活動や地域のイベント活動などへ参加しましょう。

互助（地域でできること）

〇いきいきサロンなど、高齢者の交流活動を促進しましょう。
〇行政等と連携した事業を推進しましょう。
〇老人クラブや子ども会などと連携し、異世代交流を促進しましょう。
〇地域の中で世代間交流の機会を設け、思いやりのある地域づくりを推進しましょう。

◇指標

区分	実績値	目標値	
	令和５年度	令和 11 年度	令和 16 年度
地域子育て支援拠点事業実施回数（延べ回数）	364 回	364 回	364 回
サロン数（か所）	45 か所	50 か所	55 か所

施策６　防災体制の充実

現状と課題

・平成 23 年の東日本大震災や令和元年の台風 19 号の影響により、本町では甚大な被害が発生しました。今後も大規模な自然災害が発生する恐れがあることから防災体制の充実が必要です。
・アンケート結果では、地域住民が取り組むべき課題や問題について、「防犯や防災など地域の安全を守ること」が 40.7%と、防災意識が高くなっており、隣近所の人に手助けしてほしいと思うことでは、「災害時などの手助け」が 31.1%と最も高くなっています。（Ｐ23、24）
・本町では、防災部局や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等と連携し、防災訓練や避難行動要支援者の個別避難計画の作成等に努めています。一方で、地域福祉の担い手からの評価では、「防災体制の充実」は、他の施策に比べ低くなっており、行政や関係機関、地域住民等の協力を得ながら、地域全体で、防災力の向上を行っていく必要があります。（Ｐ33）

施策の方向

・地域の防災力向上のため、防災マップの作成や地区での防災訓練を実施します。
・関係機関と連携し、避難行動要支援者の把握と情報共有体制の整備に努めます。
・関係施設との協議のもと福祉避難所の増加に努めるとともに、広報活動により周知を図ります。

町の取り組み

施策の展開（13）地域の防災力の向上

自主防災組織と自治会、民生委員・児童委員等との連携を強化し、地域の防災力を高めます。また、各地域における自主防災組織の育成に努めるとともに、防災訓練等を通じて、町民の防災意識の向上を図ります。

施策の展開（14）避難行動要支援者の把握

防災部局と連携し、避難行動要支援者の定期的な把握と、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等と平常時から情報共有できる体制の構築に努めます。

施策の展開（15）福祉避難所の充実

福島県福祉避難所指定・運営ガイドラインに基づき、福祉避難所の指定箇所の増加に努めます。また、広報活動などを通して、広く町民や関係団体等に福祉避難所の周知を図ります。

協働のまちづくりに向けた自助・互助の取り組み

自助（自分や家族でできること）

○防災用品の備蓄、避難方法や避難場所、家の危険箇所の確認などを普段から意識し、各家庭の防災意識の醸成を図りましょう。
○隣近所がどのような人であるか、困りごとはないかなど、日常的に情報交換できる関係を構築し、お互いに助け合う意識の醸成に努めましょう。
○地域の防災体制を強化するため、防災訓練への参加や消防団員を通じた情報収集に努めましょう。

互助（地域でできること）

○町と協力して、防災訓練を実施しましょう。
○地域の避難行動要支援者に関する情報を民生委員・児童委員に提供しましょう。
○地域全体で協力し合い、地域の防災力を高めましょう。

◇指標

区分	実績値	目標値	
	令和５年度	令和 11 年度	令和 16 年度
防災訓練実施回数（回）	０回	１回	１回
避難行動要支援者登録者数（人）	1,069 人	1,000 人	950 人
福祉避難所設置数（か所）	５か所	５か所	７か所

施策７　防犯体制の充実

現状と課題

・近年、インターネットの普及により、ＳＮＳを使用した犯罪や振り込め詐欺の被害も増え、犯罪も多様化している傾向にあります。
・本町では、学校や警察、民生委員・児童委員、老人クラブ等との連携により、児童・生徒の登下校時の交通安全や見守り活動を推進しています。また、子ども見守りサービス「コマモル」の導入、高齢者が特殊詐欺にあうことを防ぐための広報・啓発活動等を行っております。一方で地域福祉の担い手からの評価では、「防犯体制の充実」は、他の施策に比べ低くなっており、地域全体で防犯体制の強化を行っていく必要があります。（Ｐ33）
・近年、犯罪対策において、再犯の防止が重要であることに鑑み、平成 28 年には「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行し、再犯防止の取り組みが推進されています。犯罪をした人等の中には、貧困や厳しい生育環境など、様々な生きづらさを抱える人が多くいます。その人たちが犯罪の責任を自覚し、被害者の心情等を理解し、社会復帰することで、再犯の防止や住民が犯罪による被害を受けることなく、安全で安心に暮らせる社会の実現が求められています。

施策の方向

・町民や専門関係機関との連携、子ども見守りサービスの運用等により、小学生の通学時の見守り等を強化していきます。
・消費者生活対策事業として、消費者相談や消費団体活動の支援及び啓発に努めます。
・誰一人取り残さない社会や安全・安心に生活できる社会を実現するため、再犯防止の取り組みを推進します。

町の取り組み

施策の展開（16）安心して生活できる地域づくりの推進

児童・生徒が安全安心に登下校や生活ができるよう、学校と警察が連携する学校警察連絡協議会を開催しながら見守り体制の強化を図ります。また、民生委員を中心とした地域のネットワークを活用し、いざという時に備えて住民が気軽に相談できる体制の構築を図ります。

施策の展開（17）地域の防犯体制の充実

高齢者が悪質商法などの犯罪にあわないよう、広報・啓発活動や相談事業に努めるとともに、地域における消費者の問題解決力を強化する事業等を通して、防犯力の向上を図ります。

施策の展開（18）再犯防止の推進

社会を明るくする運動等を通し、犯罪や非行の防止と立ち直ろうとする人に寄り添い・支えることによって再び犯罪が起きることを防ぎ、誰一人取り残さない社会、犯罪や非行のない安全・安心に生活できる地域社会の実現を図ります。

協働のまちづくりに向けた自助・互助の取り組み

自助（自分や家族でできること）

〇自分の身は自分で守ることを基本に防犯意識を高めましょう。
〇地域の防犯・交通安全活動への関心を高め、自発的に参加しましょう。
〇地域で活動する団体等と協力して、地域の見守りを行いましょう。

互助（地域でできること）

〇登下校時の子どもたちの見守り活動を活発化しましょう。
〇学校・地区・ＰＴＡ・警察の連携を強化し、子どもたちを犯罪や交通事故から守りましょう。
〇高齢者等にも情報が届くよう広報・啓発を強化しましょう。
〇地域全体で協力し合い、地域の防犯力を高めましょう。

◇指標

区分	実績値	目標値	
	令和５年度	令和 11 年度	令和 16 年度
学校警察連絡協議会（回）	２回	２回	２回
消費生活啓発チラシ配布（回）	１回	１回	１回

基本目標３　誰もが安心して暮らせる環境づくり

施策８　生活環境の整備　【重点施策】

現状と課題

・高齢者や障がいのある人、子どもなど、誰もが安心・安全な生活を送れるようにするためには、ユニバーサルデザインに基づく快適な環境づくりが求められています。
・アンケート結果では、町の保健福祉施策の充実のため重要と考える取り組みについて、「移動手段の充実」が 26.1%と最も高くなっており、今後、高齢化が進行していく中で、移動手段の確保は重要な課題となっています。（Ｐ28）
・本町では、バス・デマンドタクシー等の交通手段の充実やバリアフリー対応車両の導入、乗降所の拡充等による利便性の向上など、移送サービスの充実を図っています。
・誰もが住みよい生活環境となるよう、ゴミ出しルールの徹底やペットの飼育のマナーなど、地域住民全員で、快適な環境づくりを推進する必要があります。

施策の方向

・誰もが安心・安全に生活できるよう、道路や施設建物等を含めた生活環境の整備に努めます。
・年齢を重ね、免許を返納した後も、地域で安心して暮らしていけるよう、バス・デマンドタクシー等の交通手段の活用や、運行時間の調整等による利便性の向上など、引き続き、移送サービスの充実を図ります。
・基本的な生活マナーの向上に向け、ハンドブックや広報誌等での啓発活動に努めます。

町の取り組み

施策の展開（19）バリアフリーの推進

町民の誰もが安全に安心して生活できるよう、道路や公園など安全な生活環境の整備を推進します。また、町で公共施設等を整備する際は、バリアフリー化及びユニバーサルデザインの導入を推進します。

施策の展開（20）移送サービスの充実

高齢者が安心して暮らしていけるよう、デマンドタクシーの整備、各種タクシー券の配布、住民主体の移動支援サービスの立ち上げ等の整備・検討により、高齢者のニーズに適した交通手段の確保に努めるとともに、運行時間の調整など利便性の向上を図ります。

施策の展開（21）マナー向上に向けた啓発活動

町民のモラルやマナー向上に向け、ハンドブックの作成・配布や広報誌などでの啓発活動に努めます。

協働のまちづくりに向けた自助・互助の取り組み

自助（自分や家族でできること）

〇公共交通機関を積極的に活用しましょう。
〇ごみ出しのルールを知らない人へは丁寧に教えてあげましょう。
〇道路や公共施設で不便な箇所がある場合は、町へ連絡するようにしましょう。
〇犬の散歩時は必ずフンを拾いましょう。
〇クリーン作戦や側溝清掃に積極的に参加しましょう。

互助（地域でできること）

〇地域で移動に困っている人がいたら、移動手段の紹介など手助けしましょう。
〇地域で外出支援の介助ができるボランティアを育成しましょう。

◇指標

区分	実績値	目標値	
	令和５年度	令和 11 年度	令和 16 年度
バリアフリー化実施数（m）	L=615.3m	L=915.0m	L=1165.0m
デマンドタクシー利用者数（人）	5,803 人	8,000 人	8,000 人
介護タクシー券配布者数（人）	527 人	550 人	600 人
免許返納タクシー券配布者数（人）	40 人	60 人	60 人
広報誌等掲載回数（回）	６回	６回	６回

施策９　健康づくりの推進

現状と課題

・高齢化の進行に伴い、健康づくりの取り組みの重要性が増しています。いつまでもいきいきと元気に生活ができるよう、町民一人ひとりが健康に関心を持ち、胎児期から高齢期にいたるまでの人の生涯を経時的に捉えた、ライフコースアプローチの観点を取り入れた健康づくりの取り組みが求められています。
・町民の健康増進を図るためには、生活習慣病や心臓病、脳血管疾患などの病気の早期発見・早期治療も重要となっており、集団健診をはじめ、各種健（検）診を推進しています。

施策の方向

・全ての町民が元気で健康に過ごすことができるよう、健康教室の開催や出前講座の開催、健康づくり団体の育成等を行い、町民主体の健康づくりを支援します。
・各種健（検）診の実施に加え、受診率の上昇を目指し、周知・啓発に努めます。

町の取り組み

施策の展開（22）健康づくりの普及・推進

ライフコースアプローチの観点を取り入れながら、今後も引き続き、健康教室の開催等により、町民が主体的・継続的に取り組むことができる健康づくり活動を推進します。また、健康づくり団体の育成や活動の周知等を図るとともに、食生活改善のための講習や食育普及活動を積極的に行います。

施策の展開（23）健康に関する情報提供

病気の早期発見・早期治療により健康に暮らせるよう、今後も町のホームページやＳＮＳ等を活用し、各種健（検）診や健康教室等について周知・啓発に努めます。

協働のまちづくりに向けた自助・互助の取り組み

自助（自分や家族でできること）

○日頃から体を動かす習慣を持ちましょう。
○自分の健康に関心を持ち、定期的に各種健（検）診を受診し、健康管理に気をつけましょう。
○健康講座や健康づくり団体、スポーツ団体が実施する料理講習会や運動教室に参加し、健康づくりの意識を高めるとともに、日常生活で実践しましょう。

互助（地域でできること）

○手軽に楽しめる運動等の情報を発信していきましょう。
○地域で声かけしながら、周囲の人と一緒に運動やスポーツに参加しましょう。
○手軽に体を動かせるスポーツの集いを開きましょう。
○健康づくり団体やスポーツ団体が行う各種教室の開催等の活動が円滑に行われるよう、協力しましょう。
○各種健（検）診を受診するよう、地域で声かけをしましょう。

◇指標

区分	実績値	目標値	
	令和5年度	令和11年度	令和16年度
いきいき快善体操実施団体数（か所）	16か所	20か所	20か所
健康教室開催数（回）	101回	150回	170回
料理教室開催数（回）	13回	15回	16回
特定健康診査受診率（%）	46.7%	53.0%	56.0%
後期高齢者健康診査受診率（%）	30.0%	32.0%	34.0%

施策 10　原発被災への支援

現状と課題

・地域福祉の担い手からの評価では、「福島第一原発事故からの復興」は、他の施策に比べ高くなっています。平成 29 年 7 月にオープンした復興拠点商業施設「とんやの郷」は、地域コミュニティの再生に貢献する拠点施設として、当初の目標を大きく上回る利用がされており、令和 5 年 3 月には、国道 114 号、国道 349 号の整備が完了するなど、復興の取り組みが進められています。（Ｐ33）
・一方で、平成 29 年 3 月 31 日に避難指示が解除された山木屋地区では、住民帰還が十分に進んでいない状況もあり、東日本大震災から 10 年以上が経過した現在も十分な復興・再生を実感できる段階には至っておりません。日常生活や医療・福祉分野における生活支援や絆づくりをはじめとするコミュニティの再生など、課題に対応するための継続的な取り組みが求められています。

施策の方向

・東日本大震災・原子力災害からの避難により失われたつながりや絆を取り戻し、誰もが安全・安心に暮らすことができるよう、心身のケアや安全・安心な生活環境の確保に努めます。
・今なお残る放射線への不安の軽減・払拭を図るため、住民との対話によるリスクコミュニケーションに継続して取り組み、丁寧に対応することで、住民一人ひとりの疑問や不安の解消へつなげます。

町の取り組み

施策の展開（24）被災した町民の心身のケア

被災者の不安解消に繋げていけるよう、引き続き「とんやの郷」を中心とした対話や困りごとの相談、生活支援相談員と連携した訪問等の実施を通じて、こころのケア及び生活再建に向けた支援に努めます。

施策の展開（25）被災者と地域との交流の促進

引き続き地域情報の提供を行うとともに、地域交流の促進を図ります。

施策の展開（26）放射能対策の推進

放射性物質等に関する相談の継続と、放射能に関する情報の把握と発信を図ります。

協働のまちづくりに向けた自助・互助の取り組み

自助（自分や家族でできること）

○自分自身の健康管理に努め、体調に不安を感じたら身の回りの人に相談するほか、医療機関で診てもらうようにしましょう。
○復興公営住宅等で生活している人と積極的に交流を図りましょう。
○放射能対策について理解を深めましょう

互助（地域でできること）

○地域の中で震災の影響により健康面がすぐれない人を見かけたら、声かけなど可能な限りの支援をしましょう。
○復興公営住宅等で生活している人や転入者などに対し、地域の交流の場への参加を呼びかけましょう。

◇指標

区分	実績値	目標値	
	令和５年度	令和 11 年度	令和 16 年度
リスクコミュニケーション開催数（回）	１回	１回	１回
自治会報はやぶさ発行回数（回）	12 回	12 回	12 回
放射線モニタリングニュース発行回数（回）	12 回	12 回	12 回

施策 11　社会参加・生きがいづくりの支援

現状と課題

・人生 100 年時代を見据え、住民一人ひとりが生きがいを持って、豊かな人生を送るためには、社会参加や生きがいづくりが重要な要素の一つとなっています。
・本町では、シルバー人材センターによる高齢者の社会参加や自主的サロン活動の促進を図るほか、スマートフォン講習会の実施など、生涯学習の機会の充実等を図っています。
・スポーツ庁が創設し、スポーツライフに関する関心が高くなるなど、スポーツ・レクリエーションは、健康づくりにとどまらず、豊かな人間関係の形成や地域づくりにおいても重要な役割を担っており、スポーツ機会の拡大などが求められています。

施策の方向

・町民誰もが地域の中で明るく活力に満ちた生活を送ることができるよう、社会参加の場や生涯学習の機会の提供に努めます。
・町民主体のスポーツ・レクリエーションの充実を支援します。

町の取り組み

施策の展開（27）生涯学習機会の拡大

講座等を開催し、社会参加の場や生涯学習機会の提供に努め、町民の自主活動への参加を支援するとともに、スマートフォン講習会やＬＩＮＥ教室など、時代の新たな学習課題に対応しながら生涯学習機会の拡大に努めていきます。

施策の展開（28）スポーツ・レクリエーションの機会の拡大

スポーツ教室等の実施により、健康づくり、仲間づくりの機会の拡大に努めるほか、社会参加や生きがいづくりの場の提供のため、町民が参加可能なイベント等の開催を促進します。

協働のまちづくりに向けた自助・互助の取り組み

自助（自分や家族でできること）

〇日常的に外出、人と交流する機会をつくりましょう。
〇何歳になっても、いきいきと充実した生活が送れるよう、生きがい活動を持ちましょう。
〇町、社会福祉協議会等による様々な事業へ積極的に参加しましょう。

互助（地域でできること）

〇集会所などで、様々な世代が参加できる、生きがいづくりにつながるイベントを行いましょう。
〇地域の人が集い、生きがいを感じられるサークルを育成しましょう。
〇老人クラブや子ども会などと連携し、異世代交流を促進しましょう。

◇指標

区分	実績値	目標値	
	令和５年度	令和 11 年度	令和 16 年度
女性講座回数（回）	10 回	10 回	10 回
成人講座回数（回）	21 回	19 回	19 回
白寿大学回数（回）	11 回	11 回	11 回
スポーツクラブ登録人数（人）	129 人	100 人	100 人

施策 12　支援が必要な子どもへの支援の充実

現状と課題

・近年、子どもの貧困やいじめ、虐待等が社会問題化しており、困難を抱える子どもや家庭への支援が重要となっています。
・令和４年の児童福祉法の改正では、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の充実に向け、母子保健と児童福祉の機能を統合した機関として、「こども家庭センター」の設置が必要となっており、本町では令和６年４月に、こども家庭センターを設置し、妊産婦、子育て世帯、子ども等の不安や悩み、困りごとなどへの対応を実施しています。
・令和４年６月には「こども基本法」が成立し、全ての子どもが、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、権利擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現が求められています。

施策の方向

・育児等に対し、不安や困難を抱える妊産婦や子育て家庭等が、安心して、子どもを産み育てることができるよう、こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援に取り組みます。
・ひとり親家庭等、生活に困難を抱える家庭に対し、各種経済的支援や保護者に対する就労支援等を行い、安心して子育てができる環境の整備に努めます。
・子どもの権利擁護・虐待防止に関する取り組みを充実させ、置かれている環境等にかかわらず、全ての子どもが健やかに育つことのできる環境づくりを推進します。

町の取り組み

施策の展開（29）困難を抱える子どもや家庭への支援

乳幼児健診等で把握した育児不安や悩みを持つケースに対し、母子相談室を有効に活用した支援ができるよう、こども家庭センターの役割について周知するとともに、専門職による相談会等も継続していきます。また、ひとり親家庭が安心して子育てできるよう、引き続き経済的支援を行うとともに、県が実施する就業相談や各種給付金事業等の情報提供を行うなど、生活の安定と自立を支援します。

施策の展開（30）子どもの権利擁護・虐待防止

子どもの健やかな育ちを確保するため、こども家庭センターを中心とした関係各課及び関係機関の連携を一層強化し、虐待の未然防止やハイリスクケースの早期発見・対応のための一貫した支援を行う仕組みづくりを行うとともに、こども園から小学校へ就学し環境が変化する時期にも切れ目なく対応していきます。

協働のまちづくりに向けた自助・互助の取り組み

自助（自分や家族でできること）

〇育児等に対する不安や悩みを相談できる窓口を知っておきましょう。
〇悩みや不安を感じた際は周囲の人や相談機関に相談しましょう。
〇各種助成制度等を活用し、家庭の負担を減らしましょう。

互助（地域でできること）

〇育児に不安を抱える親が気軽に相談できる環境づくりを行いましょう。
〇相談を受けた際は親身になって話を聞き、必要に応じて、適切な相談機関へつなげましょう。
〇いじめや虐待に気づいた際は児童相談所等へ相談し、必要な支援につなげましょう。

施策 13　生活困窮者の支援体制の充実

現状と課題

・社会情勢の変化や災害、不慮の出来事等、誰しもが生活困窮に陥る可能性があり、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立に向けた支援を行っていく必要があります。
・関係者へのワークショップでは、「生活困窮者の支援体制の充実」は重要な課題であるとされています。支援が必要な方を把握した場合には、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、地域包括支援センター、行政等、地域におけるネットワークを活用して、必要な支援につなげることが必要であり、自分や家族、地域における小さな気づきが支援につながるとされています。（Ｐ36）

施策の方向

・生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度に基づく支援をはじめ、町社会福祉協議会・県社会福祉協議会や、生活困窮者自立支援業務の委託先である地域包括支援センターと連携を強化し、生活困窮者の把握に努めるとともに、支援の充実を図ります。
・生活困窮者や求職している人が適切な仕事に就くことができるよう、各種機関と連携し就労支援を行います。

町の取り組み

施策の展開（31）生活困窮者の把握と支援

生活困窮の状態にある方が地域で孤立しないよう、窓口での相談支援や民生委員等と連携した見守り等により、生活困窮者の把握に努めます。支援制度の周知を図り、支援を必要とする方に対して、必要な支援を行います。

施策の展開（32）就労支援の推進

生活困窮者や求職している人が適切な仕事に就くことができるよう、町内求人の把握に努めつつ、生活困窮者への支援を行う各種機関と連携し、就労支援を行います。

協働のまちづくりに向けた自助・互助の取り組み

自助（自分や家族でできること）

〇一人ひとりが近隣を温かく見守り、声かけ・気づきに努めましょう。
〇地域の同好会や活動などに参加して、仲間づくりを行いましょう。
〇支援が必要な人の情報把握に努めましょう。
〇生活困窮者自立支援制度等の各種制度について理解を深め、適切に活用しましょう。

互助（地域でできること）

〇地域の横のつながりを密にして、見守りを行いましょう。
〇高齢者や子ども、障がい者など分野を問わない事業所間の連携と情報交換を行いましょう。
〇各機関が連携を取り合って、得意分野を活かすシステムをつくりましょう。

◇指標

区分	実績値	目標値	
	令和５年度	令和 11 年度	令和 16 年度
相談件数（件）	52 件	75 件	100 件
就労者数（人）	１人	１人	２人

基本目標４　地域福祉を推進する連携の体制づくり

施策 14　相談体制の充実

現状と課題

・令和２年６月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、高齢者、障がい者、児童などの対象者ごとの制度の狭間でサービスにつながらない課題をはじめ、地域住民の複雑化・複合化した課題や支援ニーズに対応するため、地域全体で支え合い、解決をしていくことができる包括的な支援体制の整備が必要とされています。
・本町では、令和３年度に、引きこもりの方など、多分野にわたる支援を必要とする方に対する包括的な支援体制を構築するため「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」を実施し、令和５年度には、「重層的支援における多機関協働事業」により、関係機関との連携体制を構築するための検討を重ね、令和６年度からは、福祉・医療分野の連携による多機関協働、アウトリーチなど、重層的支援体制を整備するための事業を本格的に開始しています。
・本町の自殺死亡率は県や全国と比較してやや高い状況となっています。自殺の背景には精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があり、「生きることへの包括的な支援」を推進する必要があります。

施策の方向

・地域住民が抱える悩みや不安を気軽に相談することができるよう、相談窓口の周知や民生委員・児童委員との連携を図るとともに、専門的な相談体制を整備しながら、重層的な支援体制の下、様々な相談を受け止め、「断らない相談支援体制」の構築を推進します。
・誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、支援体制の整備や自殺対策に関する取り組みを推進します。

町の取り組み

施策の展開（33）相談窓口の周知

関係機関との連携や広報誌、町ホームページなどにより町や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの相談窓口の周知を徹底します。

施策の展開（34）身近な相談体制の充実

地域の身近な相談役である民生委員・児童委員などと連携を深めるとともに、その活動を支援し、町民へのさらなる情報提供や活動につなげます。

施策の展開（35）重層的支援体制整備事業の推進

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、「包括的な相談支援（属性を問わない相談支援）」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を柱としながら、一層効果的・円滑に実施するために、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「多機関協働による支援」を推進します。

施策の展開（36）自殺対策の推進

川俣町いのち支える自殺対策推進本部や川俣町いのち支える自殺対策推進協議会を設定し、関係機関との連携を強化し自殺対策を推進します。また、自殺対策に関するリーフレットを全戸配布し、全町民に周知を図ります。

協働のまちづくりに向けた自助・互助の取り組み

自助（自分や家族でできること）

〇悩みごとや心配ごとをひとりで抱え込まず、周囲の人に相談しましょう。
〇地域の身近な相談役である民生委員・児童委員や各種相談窓口に相談しましょう。
〇身の回りで相談を受けたら、話を聞き、内容に応じて地域に相談するか、適切な相談機関へつなげましょう。

互助（地域でできること）

〇悩みごとを抱えている人が気軽に相談でき、かつ地域で様々なことについてみんなで話し合える環境づくりを行いましょう。
〇地域で対応できない相談については、町や関係機関の窓口を紹介し、支援につなげましょう。

◇指標

区分	実績値	目標値	
	令和５年度	令和 11 年度	令和 16 年度
社協だより発行回数（回）	４回	４回	４回
くるまるだより発行回数（回）	４回	４回	４回
ふれあい相談員数（人）	60 人	62 人	65 人

施策 15　情報提供の充実

現状と課題

・アンケート結果では、町の保健福祉施策の充実のため重要と考える取り組みについて、「福祉サービスに関する情報提供の充実」が 21.3%となっています。（Ｐ28）
・本町では、広報誌や町ホームページ、ＳＮＳ等を活用し、福祉サービス等に関する情報提供を行っています。また、地域コミュニティの活性化を図るため、各地区のできごとを「地元密着通信」として、毎月広報誌で発信する等、情報提供の充実に努めています。

施策の方向

・福祉サービスの利用促進や地域コミュニティの活性化を図るためには情報提供が重要となります。広報誌や回覧、町ホームページ、ＳＮＳ等から年代に応じて適切な情報ツールを用い、様々な層の町民が適切に情報を受け取れるよう、情報提供を行います。
・情報提供の際はユニバーサルデザインに配慮した見やすく、わかりやすい情報発信に努めます。

町の取り組み

施策の展開（37）情報バリアフリーの推進

町民誰もが適切な情報を入手できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した見やすく、わかりやすい広報誌や町ホームページ等の充実を図ります。

施策の展開（38）地域における情報提供の推進

今後も引き続き、町ホームページやＳＮＳ等を活用し、必要な情報の適切な発信に努めます。

協働のまちづくりに向けた自助・互助の取り組み

自助（自分や家族でできること）

〇町や社会福祉協議会からの福祉情報に関心を持ち、日頃から必要な情報の収集を行いましょう。
〇広報誌をはじめ、社会福祉協議会が発行する社協だより等の関係機関・団体からの情報を入手しましょう。
〇収集した情報について、近隣住民と必要な情報の伝達や共有を行いましょう。

互助（地域でできること）

〇町や関係機関、団体等から出される情報を地域で共有し、情報を必要としている人に提供しましょう。
〇地域で情報共有や意見交換を行える場をつくりましょう。
〇活動する地域や分野、組織の枠を超えて、情報を共有し、積極的に情報を発信しましょう。

施策 16　福祉サービスの充実

現状と課題

・少子高齢化や地域社会の変化が進む中で、住み慣れた地域で安心して生活をするためには、福祉サービスの充実が求められます。
・本町では、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など、各個別計画に基づきながら、対象者ごとの福祉サービスの提供に努めるとともに、保健・医療・福祉・地域の関係者等と連携をしながら、制度の狭間で困難を抱える方への支援に努めています。

施策の方向

・高齢者、障がいのある人、子どものための各種福祉サービスを各個別計画に基づき、着実に進めるとともに、分野別の制度をつなぎ、制度の間で困難を抱える方等を包括的に支える仕組みづくりを検討します。
・個人の人権が尊重され、安心して日常生活を送れるよう、制度に関する広報や講演会等を開催し、普及・充実に努めます。

町の取り組み

施策の展開（39）成年後見制度の普及・利用促進

誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら尊厳を持ってその人らしい生活を継続することができるよう、権利擁護支援センターの周知・広報に努め、成年後見制度の理解及び利用促進に努めます。また、あんしんサポート事業（日常生活自立支援事業）の利用者に対しては、社会福祉協議会と連携し、スムーズに制度利用へ移行できるよう支援します。

施策の展開（40）福祉サービス利用支援の充実

子ども・高齢者・障がい者・健康等の各福祉分野の計画に基づき、各種福祉サービスの情報提供とサービスの充実を図ります。

協働のまちづくりに向けた自助・互助の取り組み

自助（自分や家族でできること）

〇成年後見制度や権利擁護制度について理解を深めましょう。
〇自分に合った福祉サービスや制度を選択できるよう、広報誌や町ホームページ等を活用し、情報収集しましょう。
〇福祉サービスの内容について、正しく理解し、適切に利用しましょう。
〇必要なサービスを受けられずに困っている人がいたら、民生委員・児童委員や団体等に知らせましょう。

互助（地域でできること）

〇福祉サービスに関する知識が学べる講座等を実施しましょう。
〇福祉サービスの利用について、相談できる場を設けましょう。
〇周囲に支援を必要とする人がいる際には、民生委員・児童委員や関係機関につなげ、必要なサービスの利用に結びつけましょう。

施策 17　地域福祉ネットワークの構築　【重点施策】

現状と課題

・地域における複雑化・複合化した課題を解決し、地域で安心して生活をするためには、地域活動団体や福祉サービス事業所、当事者団体、社会福祉協議会等と町が連携し、ネットワークを構築することが求められます。
・関係者へのワークショップにおいても、「地域福祉ネットワークの構築」は重要な課題であるとされています。（Ｐ37）
・人口減少や少子高齢化がさらに進行していく場合、行政や地域の関係者、地域住民だけでは、誰もが安全・安心に生活できる地域社会の維持が難しくなってくる懸念があります。こうした状況に鑑み、本町では、大学との包括連携協定や民間企業との事業連携協定、最新のサービスの導入等により、産学官連携による取り組みを推進しています。

施策の方向

・多様化した地域の福祉課題を解決するため、ケア会議等を開催し、情報共有を行うことにより、各種福祉団体やボランティア団体等との連携を強化していきます。
・地域福祉推進の中核を担う社会福祉協議会とさらなる連携の強化を図ります。
・地域コミュニティの活性化や子どもから高齢者まで、誰もが安全・安心に生活できる地域社会を維持するため、産学官の連携を推進します。

町の取り組み

施策の展開（41）各種関係機関との連携に向けた支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、各種福祉活動団体やボランティア団体等の活動が停滞、休止している中、活動の再開や活性化につながるよう、社会福祉協議会をはじめとする各団体への情報提供を図ります。

施策の展開（42）社会福祉協議会との連携の強化

地域福祉推進の中核を担う社会福祉協議会による町民主体の福祉活動をより活性化するため、情報共有等のより密な連携を図り、活動を最大限支援していきます。

施策の展開（43）産学官の連携の推進

行政や地域の関係者、地域住民では、対応が難しい課題や困難な課題等に対して、大学が有する知識や民間企業が有する最先端技術等により、地域コミュニティの活性化や地域社会の維持を図るため、産学官の連携を推進します。

協働のまちづくりに向けた自助・互助の取り組み

自助（自分や家族でできること）

〇社会福祉協議会や町内のボランティア・ＮＰＯ団体・各福祉機関の活動等についての理解や認識を深めましょう。
〇町内外の福祉施設についての理解や認識を深めましょう。

互助（地域でできること）

〇町との情報交換・連携に努めましょう。
〇町や各種機関と連携し、地域の福祉ニーズの把握と適切な支援に努めましょう。

第５章

重層的支援体制整備事業計画

第1節　計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加、社会的孤立、大規模自然災害の多発といった問題のほか、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーといった複雑化・複合化した課題が顕在化しており、地域において、このような課題やニーズを受け止める力を高めていくことが求められています。

平成30年4月に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、「社会福祉法」が改正され、地域福祉の理念が明記されたほか、市町村において、包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。また、モデル事業の展開により、各自治体における属性横断的な支援に向けた機運の高まりがみられはじめました。

こうした中、令和2年6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、新しい事業として「重層的支援体制整備事業」が定義され、市町村において、地域生活課題を解決するための重層的な支援体制の整備に努めることが規定されました。

本町では、令和3年度に、引きこもりなど、多分野にわたる支援を必要とする方に対して、包括的な支援体制を構築するための「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」を実施するにあたり、令和3年10月に庁内関係部局により組織される「川俣町重層的支援体制整備事業推進本部」を設置し、重層的支援体制整備事業の移行準備を進めました。

令和5年4月には、庁内関係各課のほか、社会福祉協議会等に属する者により組織される「川俣町重層的支援体制整備事業支援会議」を設置し、令和5年度には、「重層的支援における多機関協働事業」により、関係機関との連携体制を構築するための検討を重ね、令和6年4月に、多機関協働コーディネーターとして、社会福祉士を配置しました。そして令和6年度から、福祉・医療分野の連携による多機関協働、アウトリーチなどを本格的に開始しました。

本町において、重層的支援体制のさらなる整備を進めるため、「川俣町重層的支援体制整備事業計画」を策定します。

第 2 節　計画の位置づけ

本計画は、本町におけるまちづくりの最上位計画である「第 6 次川俣町振興計画」及び、福祉分野の上位計画である「第二次川俣町地域福祉計画」、そのほか福祉分野における関連計画との連携を図り、策定します。

第 3 節　計画の期間

本計画の期間は、「第二次川俣町地域福祉計画」に準じ、令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 か年とします。なお、計画期間において、社会情勢の変化等に応じて見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

第 4 節　重層的支援体制整備事業計画に関する制度の主な内容

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①包括的相談支援（属性を問わない相談支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら 3 つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④アウトリーチ等を通じた継続的支援、⑤多機関協働による支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものです。

◇各事業の概要

事業名	事業内容
①包括的相談支援事業	・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
②参加支援事業	・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
③地域づくり事業	・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
⑤多機関協働事業	・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る

第 5 節　重層的支援体制整備事業の理念・目的

重層的支援体制整備事業は、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する包括的な支援体制を整備することで、重層的なセーフティネットの構築を目指すものであり、当該事業による支援対象者は、地域住民やその世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労、教育等に関する課題や地域社会からの孤立などの地域生活課題を抱える全ての地域住民です。

重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、下記の基本的な理念に基づくこととします。

・アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと
・本人・世帯を包括的に受け止め支えること
・本人を中心とし、本人の力を引き出す観点で行われること
・信頼関係を基盤として継続的に行われること
・地域住民のつながりや関係性づくりを行うこと

第 6 節　重層的支援体制整備事業における各事業の内容

施策 1　包括的相談支援事業

介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体として実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

事業名	担当課（実施主体）	事業内容
地域包括支援センターの運営（改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のイ）	保健福祉課 （委託：済生会福島支部）	地域包括支援センターの設置 ・拠点設置数：1 か所 ・設置形態　：基本型
障害者相談支援事業（改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のロ）	保健福祉課 （委託：社会福祉法人陽光会）	ふくしま基幹相談支援センターの設置 ・拠点設置数：1 か所 ・設置形態　：基本型
利用者支援事業（改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のハ）	保健福祉課 子育て支援課 （直営）	こども家庭センターの設置 ・拠点設置数：1 か所 ・設置形態　：基本型
生活困窮者自立支援事業（改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のニ）	保健福祉課 （委託：済生会福島支部）	生活困窮者自立支援相談支援員の設置 ・拠点設置数：1 か所 ・設置形態　：基本型

施策 2　参加支援事業

既存の各制度における社会参加支援では対応が難しい個別性の高いニーズを有している本人や世帯（ひきこもりの状態にある者、精神的に不調があり、社会に出ることに不安がある者等）が抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源などを活用し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

事業名	担当課（実施方法）	事業内容
参加支援事業	保健福祉課（委託）	活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供と助言 ・配置人数：1 名（生活支援コーディネーター）

施策 3　地域づくり事業

介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取り組みのマッチング等により、地域における多様な主体による取り組みのコーディネート等を行います。地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備します。

事業名	担当課（実施方法）	事業内容
地域介護予防活動支援事業	保健福祉課（直営）	地域支援事業一般介護予防事業のうち運動推進員活動 ・拠点設置数：1 か所
生活支援体制整備事業	保健福祉課（委託：合同会社アールプラス）	生活支援コーディネーターの設置（1 人） ・拠点設置数：1 か所
地域活動支援センターの基本事業	保健福祉課（補助：ＮＰＯ達南精神保健福祉会）	地域活動支援センターⅡ型への補助 ・拠点設置数：1 か所
地域子育て支援拠点事業	子育て支援課 （子育て支援センター：補助、子育てほっとステーション：直営）	子育て支援センター（こども園内）への補助 子育てほっとステーションの設置 ・拠点設置数：2 か所
地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）	保健福祉課（委託：済生会福島支部）	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金実施要綱に規定する生活困窮者支援等のための地域づくり事業 ・拠点設置数：1 か所

施策4　アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

長期にわたりひきこもりの状態にある人や地域とのつながりが希薄化している人、複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えているために自ら支援を求めることができない人や支援につながることに拒否的な人など、必要な支援が届いていない人に対して、訪問により状況を把握し、本人とのつながりや信頼関係を構築しながら、利用可能な福祉サービスに関する情報提供や助言などを継続的に行います。

事業名	担当課（実施方法）	事業内容
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	保健福祉課 （委託：済生会福島支部）	訪問による状況把握と福祉サービスに係る情報提供及び助言 ・配置人数：1名（社会福祉士）

施策5　多機関協働事業

複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整を行います。

必要に応じて、支援関係機関と連携しながら、相談者本人に直接会って、独自のアセスメントを行うなどといった直接的な支援も行います。

支援関係機関間の連携体制を構築し、当該連携体制の中で、地域における地域生活課題等の共有を図ること等を通じて、新たな福祉サービスやその他社会参加に資する取り組みや支援手法の創出を図っていきます。

事業名	担当課（実施方法）	事業内容
多機関協働事業	保健福祉課 （委託：済生会福島支部）	複数の支援関係機関相互間の連携 ※支援プラン作成も一体的に実施 ・配置人数：1名（社会福祉士）

第 7 節　重層的支援体制整備事業の推進体制

(1) 重層的支援会議

重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するため、重層的支援会議を実施します。重層的支援会議の開催については、重層的支援会議の会長（保健福祉課長）と協議し決定するものとし、次の 3 つの役割を果たすことを基本とします。

なお、毎回の会議において、これら全ての役割を担う必要はなく、状況に応じて次に明記していない役割を果たすなど、柔軟な対応を行います。

①プランの適切性の協議

多機関協働事業が作成したプラン（参加支援事業、アウトリーチ等事業が作成したプランがある場合はこれらのプランを含む）について、市町村や支援関係機関が参加して合議のもとで適切性を判断する。

②プラン終結時等の評価

多機関協働事業のプラン終結時（参加支援事業、アウトリーチ等事業が作成したプランがある場合はこれらのプラン終結時を含む）等においては、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するかどうかを検討する。

③社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置付け、社会資源の開発に向けた取り組みを検討する。ただし、重層的支援会議の中でこれらを十分に検討する時間を確保することは困難な場合も考えられるため、重層的支援会議においては、例えば、課題の整理と認識の共有にとどめ、地域の諸課題と社会資源の開発については別途協議の場を設ける等の対応をすることも考えられる。

(2) 支援会議

地域において、複雑・複合化した課題のある事例に対し必要な支援体制の検討を行うため、支援会議を実施します。

支援会議では、会議の構成員に対して守秘義務を設けることで、構成員同士が安心して相談や共有等を行うことができる体制を整備します。

なお、支援会議は、既存の会議を活用することで迅速かつ柔軟に対応できるよう努めるとともに、必要に応じ随時開催するものとします。

（3）支援関係機関間の連携体制

包括的相談支援事業所のうち、１か所に多機関協働の機能を持たせ、各分野の連携・調整や支援プランの作成を一体的に実施します。また、包括的相談支援事業として、一次相談の受付を行いつつ、二次相談の受付及び機関調整を行います。

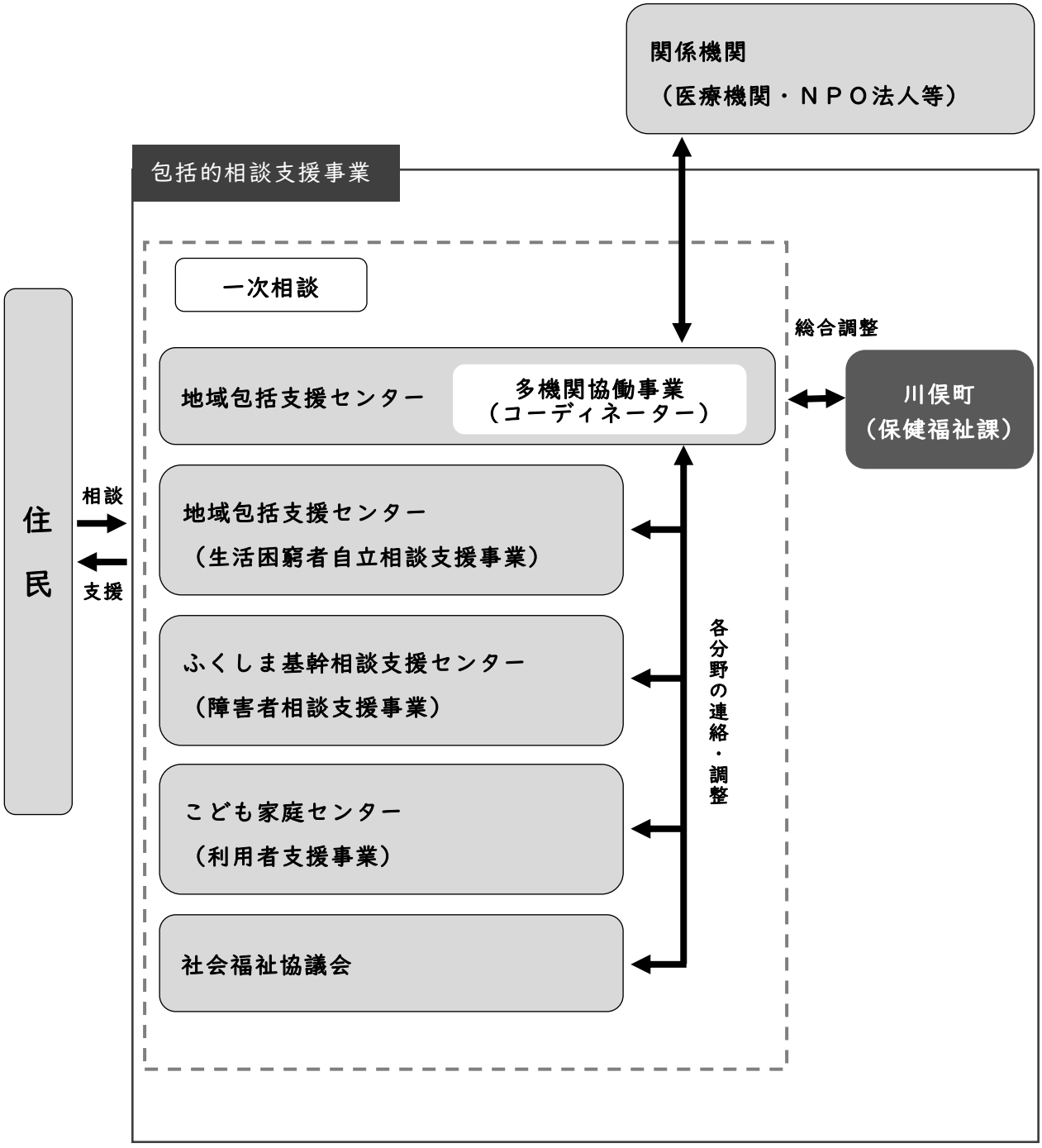

第6章

成年後見制度利用促進基本計画

第 1 節　計画策定の背景と趣旨

認知症や知的障がい、その他の精神上の障がいがあること等により、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題です。

成年後見制度は、これらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない現状があります。

国では、こうした状況に鑑み、平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、平成 29 年 3 月に「第一期成年後見制度利用促進基本計画」、令和 4 年 3 月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定し、成年後見制度の利用促進に係る取り組みが推進されています。

本町では、平成 27 年 3 月に策定した「川俣町地域福祉計画」において、「成年後見制度利用促進基本計画」にあたる内容を位置づけ、中核機関の整備や成年後見制度の普及等に取り組み、令和 6 年 4 月に、本町の権利擁護支援の中核的な役割を担う「川俣町権利擁護支援センター」を整備しました。

認知症や知的障がい、その他の精神上の障がいがあること等により、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うためには、権利擁護支援が一層重要となることから、「第二次川俣町成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

第 2 節　計画の位置づけ

本計画は、本町におけるまちづくりの最上位計画である「第 6 次川俣町振興計画」及び、福祉分野の上位計画である「第二次川俣町地域福祉計画」、そのほか福祉分野における関連計画との連携を図り、策定します。

第 3 節　計画の期間

本計画の期間は、「第二次川俣町地域福祉計画」に準じ、令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 か年とします。なお、計画期間において、社会情勢の変化等に応じて見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

第４節　成年後見制度利用促進基本計画に関する制度の主な内容

(1) 成年後見制度の概要

「成年後見制度」は、財産の管理、サービスの利用や施設への入所に関する契約の締結、遺産分割の協議などを認知症や知的障がい、その他の精神上の障がいなどの理由で、実施することが困難な方々が、不利益な契約や悪質商法などの被害に合わないように保護し、支援する制度です。

成年後見制度は、「法定後見制度」「任意後見制度」の２種類に分かれます。

	法定後見制度	任意後見制度
制度の概要	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度 （本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の３つの制度がある）	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務（本人の生活、療養看護及び、財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度
申立手続	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う	①本人と任意後見人となる方との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について、任意後見人に代理権を与える内容の契約（任意後見契約）を締結 ⇒この契約は、公証人が作成する公正証書により締結することが必要 ②本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立てを行う
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる方※1
成年後見人等、任意後見人の権限	制度に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消すことができる。	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない。
後見監督人等※2の選任	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任される。	全件で選任される。

※1：本人以外の方の申立てにより任意後見監督人の選任の審判をするには、本人の同意が必要。ただし、本人の意思を表示することができない場合は必要ない。

※2：後見監督人等は、任意後見制度における任意後見監督人及び、法定後見制度における後見監督人、補佐監督人、補助監督人。

（2）第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画における「成年後見制度の利用促進にあたっての基本的な考え方」「成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策」「優先して取り組む事項」は以下のとおりです。

◇成年後見制度の利用促進にあたっての基本的な考え方

〇地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。

〇成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。

・本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
・成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
・成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取り組みを進めること。不正防止等の方策を推進すること。

〇福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

◇成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
（1）成年後見制度等の見直しに向けた検討
（2）総合的な権利擁護支援策の充実

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
（1）本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
（2）適切な後見人等の選任・交代の推進等
（3）不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
（4）各種手続における後見事務の円滑化等

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

川俣町

◇優先して取り組む事項

（1）任意後見制度の利用促進
（2）担い手の確保・育成等の推進
（3）市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
（4）地方公共団体による行政計画等の策定
（5）都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

第5節　現状と課題

(1) アンケート調査結果からみる現状

①成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度について、「知っている」が27.5%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が36.8%、「知らない」が30.4%となっています。

【成年後見制度の認知度】

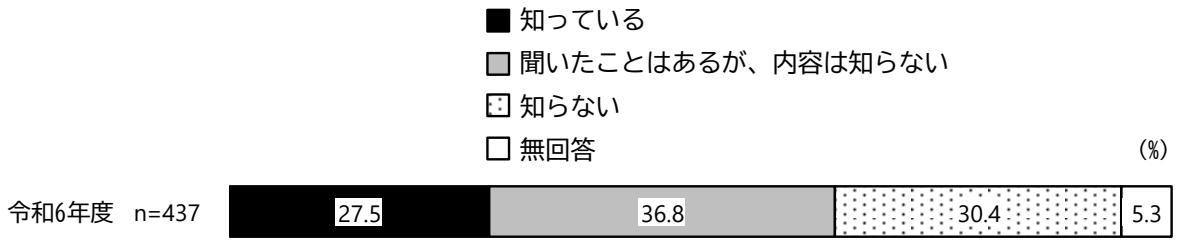

②成年後見制度の利用意向

成年後見制度の利用意向について、「わからない」が 69.3%と最も高く、次いで「利用したい」が 15.3%、「利用したくない」が 8.7%となっています。

【成年後見制度の利用意向】

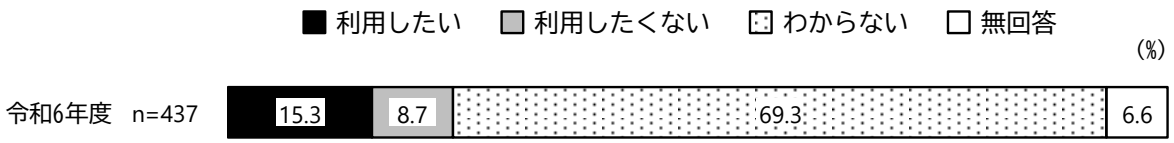

③成年後見制度を利用する際に不安に思うこと

成年後見制度を利用する際に不安に思うことについて、「制度の内容がよくわからない」が 53.5%と最も高く、次いで「費用がいくらかかるかわからない」が 41.2%、「手続きの方法がわからない」が 36.4%となっています。

【成年後見制度を利用する際に不安に思うこと】

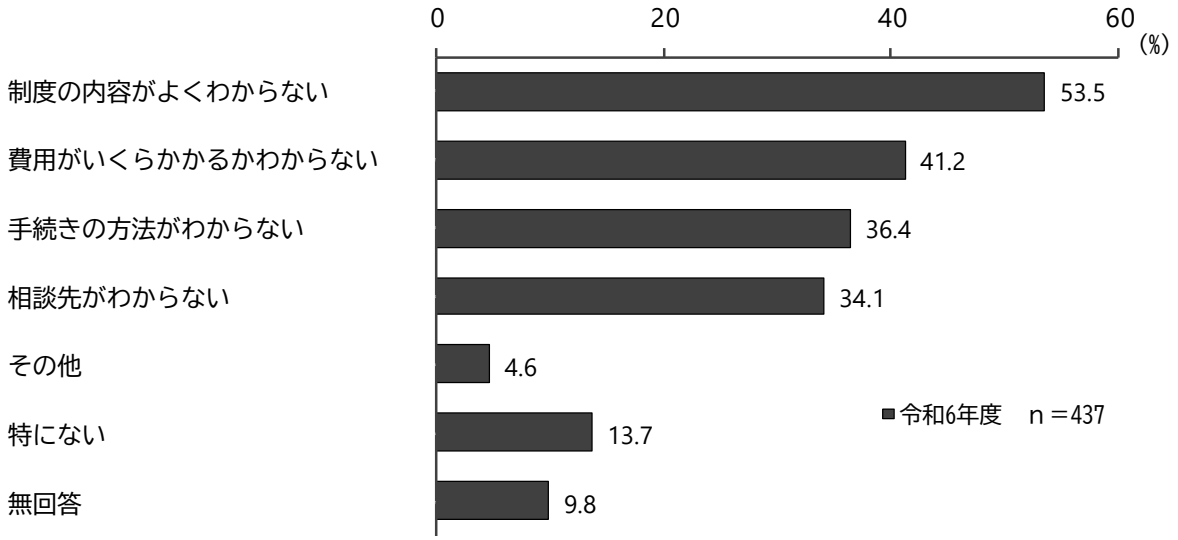

（2）成年後見制度の利用促進における課題の整理

○平成 27 年 3 月に策定した「川俣町地域福祉計画」において、「成年後見制度利用促進基本計画」にあたる内容を位置づけ、成年後見制度の普及等に取り組んできましたが、成年後見制度を知っている人は約 3 割に留まっています。

○成年後見制度を利用したい人は一定数いますが、依然として、町民のほとんどは利用したいかわからない状態にあり、成年後見制度の利用にあたっては、「制度の内容がよくわからない」「費用がいくらかかるのかわからない」等、多くの不安を感じている状況が伺えます。

○一方で、令和 6 年 4 月に、本町の権利擁護支援の中核的な役割を担う「川俣町権利擁護支援センター」が整備され、成年後見制度の支援体制が強化されました。

成年後見制度の利用が必要となった際に、必要な支援を受けることができるよう、川俣町権利擁護支援センターが中心となり、成年後見制度の周知・啓発を行うとともに、利用にあたる不安を解消することができるよう、相談受付や成年後見制度の利用促進を図る必要があります。

第 6 節　成年後見制度利用促進基本計画の理念・目標

地域共生社会の実現に向け、成年後見制度の利用を必要とする人たちが、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加することができるよう、地域や福祉、行政、司法等、多様な分野・主体が連携した権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を推進します。

第 7 節　成年後見制度利用促進基本計画の事業内容

中核機関として設置した川俣町権利擁護支援センターにおいて、成年後見制度の周知・啓発やコーディネート機能による利用の促進等を図ります。

なお、成年後見制度の事案にとどまらず、虐待防止等を含めた権利擁護支援に向けた課題の検討等を目的とした協議会の設置を進めていきます

川俣町権利擁護支援センターでは、主に以下の 4 つの支援を行います。

施策 1　成年後見制度の広報・啓発

成年後見制度をより多くの人に知ってもらうことができるよう、広報や出前講座の開催に努めます。

施策 2　成年後見制度の相談受付

判断能力に不安のある人の家族・親族、支援者からの相談に応じ、支援の方向性について、検討を行います。

施策 3　成年後見制度の利用促進

成年後見制度の申し立てに関し、書類の作成などの支援を行います。あんしんサポート（日常生活自立支援事業）を利用している人については、社会福祉協議会と連携し、スムーズな制度利用への移行を支援します。

施策 4　成年後見人による支援

成年後見人の決定後は、スムーズな制度の利用へ移行するよう支援するとともに、本人が安心して生活することができるよう、支援者会議等、寄り添った支援を行います。

第7章

再犯防止推進計画

第１節　計画策定の背景と趣旨

犯罪をした人等の中には、貧困や厳しい生育環境など、様々な生きづらさを抱える人が多くいます。「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、犯罪をした人等が社会の一員として復帰することができるよう支援することが必要です。そして、犯罪をした人等が犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、社会復帰をすることで、住民が犯罪による被害を受けることの防止や安全で安心に暮らせる社会の実現につながります。

国では、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を公布・施行し、平成 29 年 12 月には「再犯防止推進計画」、令和 5 年 3 月には「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定し、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することで、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

本町においても、誰一人取り残さない社会、誰もが安全で安心に暮らせる社会の実現に向け、「川俣町再犯防止推進計画」を策定します。

第２節　計画の位置づけ

本計画は、本町におけるまちづくりの最上位計画である「第 6 次川俣町振興計画」及び、福祉分野の上位計画である「第二次川俣町地域福祉計画」、そのほか福祉分野における関連計画との連携を図り、策定します。

第３節　計画の期間

本計画の期間は、「第二次川俣町地域福祉計画」に準じ、令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 か年とします。なお、計画期間において、社会情勢の変化等に応じて見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

第 4 節　再犯防止推進計画に関する制度の主な内容

国の第二次再犯防止推進計画における基本方針と重点課題は以下のとおりです。

◇基本方針

①犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。

②犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。

③再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。

④再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとすること。

⑤国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取り組みを、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

◇重点課題

①就労・住居の確保

②保健医療・福祉サービスの利用の促進

③学校等と連携した修学支援の実施等

④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等

⑤民間協力者の活動の促進等

⑥地域による包摂の推進

⑦再犯防止に向けた基盤の整備等

第５節　現状と課題

(1) アンケート調査からみる現状

①再犯防止の取り組みへの考え方

再犯防止の取り組みへの考え方について、「自分がやることは難しいが、取り組みは必要だと思う」が 59.7%と最も高く、次いで「積極的に協力することは難しいが、取り組んでいる人（保護司等）や団体を応援したい」が 13.7%となっています。

【再犯防止の取り組みへの考え方】

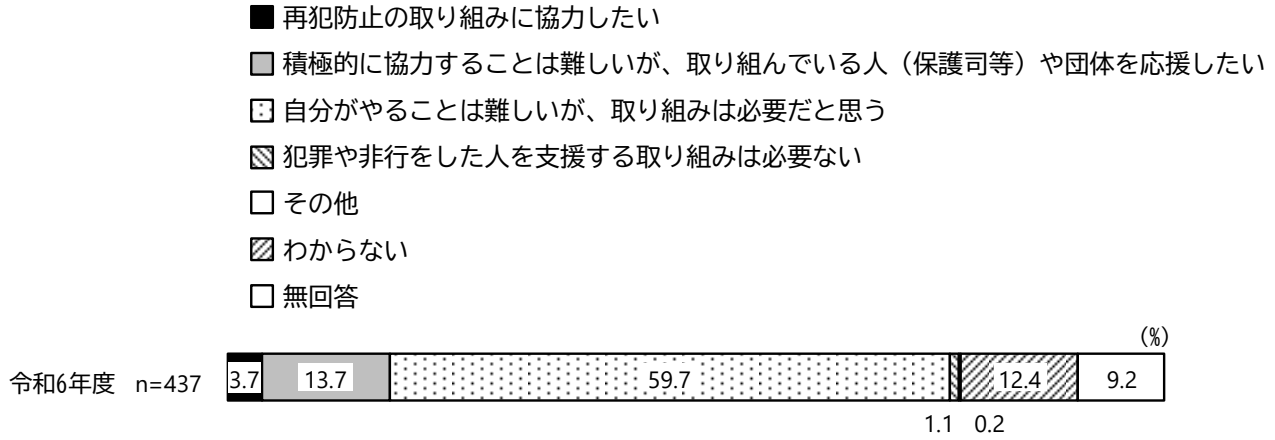

②非行等をした人の立ち直りに必要だと思う支援

非行等をした人の立ち直りに必要だと思う支援について、「就労支援」が 52.4%と最も高く、次いで「地域住民の理解」が 38.4%、「特性に応じた効果的な指導」が 34.8%となっています。

【非行等をした人の立ち直りに必要だと思う支援】

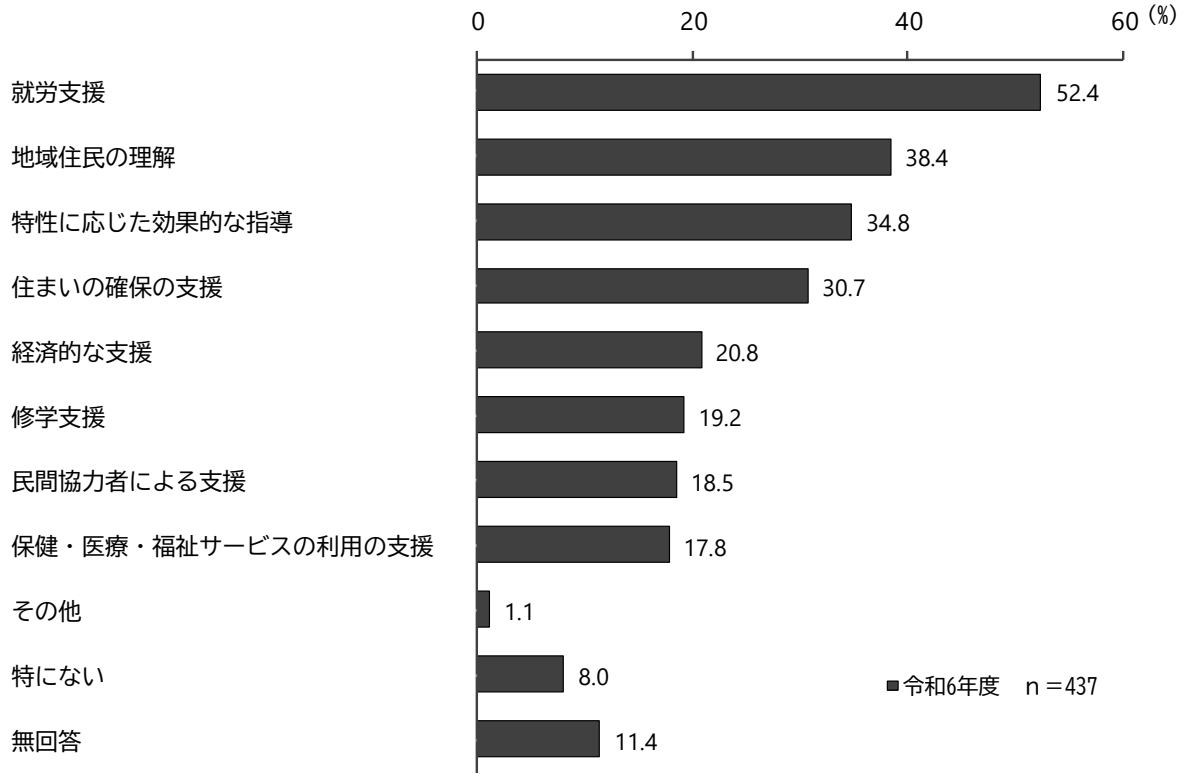

（2）再犯防止の推進における課題の整理

〇再犯防止の取り組みの必要性について、約 6 割の人が取り組みは必要だと思うと認識しており、町民からの理解が比較的得られている状況となっていますが、就労支援や相談支援など、その取り組みの具体的な内容についての理解を広げることが必要とされています。

〇また、就労支援や特性に応じた効果的な指導、住まいの確保の支援等、複数の分野・関係者にまたがる支援が必要とされています。

再犯防止の推進にあって、地域住民における理解の拡大や複数の分野・関係者との連携による取り組みを推進する必要があります。

第 6 節　再犯防止推進計画の理念・目標

町民の理解を得ながら、再犯防止の取り組みを推進することで、犯罪をした人等が、再び社会の一員となり、「誰一人取り残さない」社会の実現、さらには、再び犯罪や非行が起こることのない、安全・安心に暮らせる社会の実現を目指します。

第 7 節　再犯防止推進計画の実施内容

施策 1　広報・啓発活動の推進

再犯防止の取り組みについて、地域で理解を深めることができるよう、毎年 7 月の「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」を通じた広報・啓発活動を行います。

施策 2　就労支援や住まいの確保などの安定した生活の支援

ハローワークや保護観察所等との連携により、犯罪や非行をした人等の就労に向けた支援を行うとともに、生活困窮者自立支援制度等を通じた支援や公営住宅への入居に対する配慮について検討を行うなど、生活の安定に向けた支援を行います。

施策 3　保健医療・福祉サービスの利用促進

保健医療・福祉サービス等の必要な支援につなげることができるよう、福祉サービスに関する情報提供や相談窓口の周知に努めるとともに、重層的支援体制整備事業による包括的な支援に努めます。

犯罪をした後、自立した生活を営むことが困難な高齢者や障がいのある方に対して、福島県地域生活定着支援センターや福祉関係機関と連携し、地域生活へ移行するために必要な福祉サービスの調整等を行います。

施策 4　関係機関との連携の体制づくり

犯罪をした人等の再犯の防止と社会復帰を支えるため、保護司会や更生保護女性会等、更生保護ボランティア団体等との連携を図ります。

第8章

計画の推進・評価

第１節　計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している町民自身です。住み慣れた地域で助け合える地域社会を実現するためには、行政だけの取り組みでは不十分であり、町民との協働が不可欠です。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア・ＮＰＯ団体、関係機関・団体、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。さらに、福祉関係団体のほか様々な分野との連携を行い、全庁的な体制整備に努めるとともに、産学官の連携による地域福祉を推進します。なお、本計画の推進のため、策定した旨を広報誌に掲載し、計画書本編を町ホームページに掲載します。また、本計画の概要版を全世帯に配布し、周知を図ります。

計画推進体制

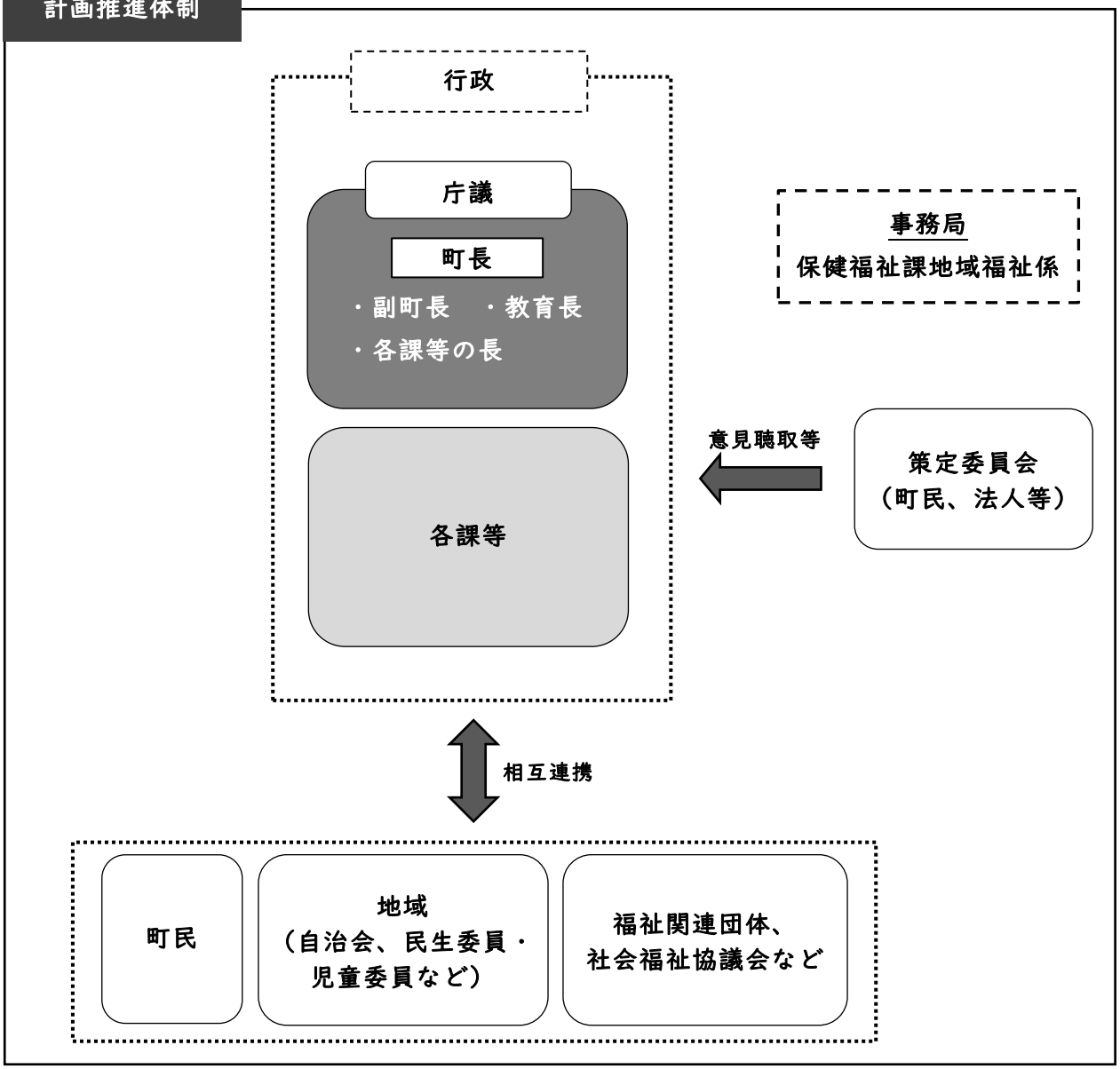

第２節　計画の評価

１　計画の進捗管理

本計画を実効性のあるものとして推進していくため、各担当課において毎年度の取り組みの進捗を管理し、ＰＤＣＡマネジメントサイクルにより、時代の変化や課題に柔軟に対応しながら取り組みを進めます。

立案した計画（Ｐｌａｎ）の目標達成に向けた施策等を着実に実行（Ｄｏ）し、成果に基づく客観的な評価（Ｃｈｅｃｋ）を行います。その結果を踏まえて、必要な改善・見直し（Ａｃｔｉｏｎ）を図ります。評価（Ｃｈｅｃｋ）は「川俣町地域福祉計画策定委員会」が行い、施策の見直し、計画の見直しに反映します。

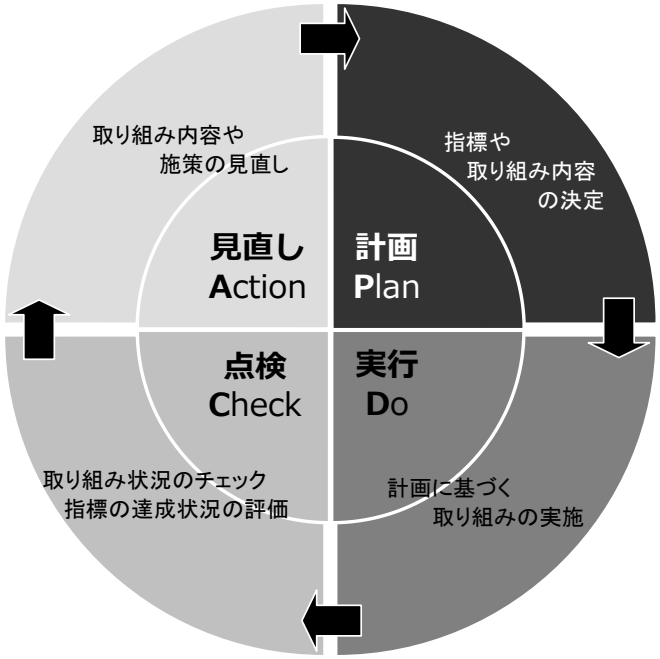

資料編

第1節　策定経過

年　月　日	会議・内容など
令和6年7月10日 ～8月2日	アンケート調査の実施 ・本計画の策定にあたり、満18歳以上の町民を①高齢者、②障がいのある人、③子育て中の人、④その他の人、1,000人を対象に地域福祉に関するアンケート調査を実施
令和6年8月29日	川俣町地域福祉計画策定委員会 第1回会議 ・委嘱状の交付 ・委員会の運営について ・第二次川俣町地域福祉計画の策定方針（案）について ・第二次川俣町地域福祉計画（骨子案）について
令和6年10月1日 ～11月30日	町民の意見聴取（オンライン意見箱） ・町ホームページにて、オンライン意見箱を設置し、町民の意見聴取を実施
令和6年10月16日	関係者へのワークショップ ・地域福祉の担い手や福祉関係者等の意見を計画に反映するとともに、計画策定へのプロセスへの積極的な参画を促すため、関係者へのワークショップを実施
令和6年12月19日	川俣町地域福祉計画策定委員会 第2回会議 ・第二次川俣町地域福祉計画（素案）について
令和7年1月15日 ～1月31日	パブリックコメントの実施 ・本計画の素案について町ホームページに掲載のほか、各地区公民館等にて掲示し町民の意見を募集
令和7年2月13日	川俣町地域福祉計画策定委員会 第3回会議（最終審議） ・パブリックコメントの結果について ・第二次川俣町地域福祉計画（原案）について

第２節　計画の策定体制

1　川俣町地域福祉計画策定本部

「川俣町地域福祉計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）において、円滑な協議を行うため、庁内各部署で構成する「川俣町地域福祉計画策定本部」を設置し、各計画策定資料の作成及び検討、各関係機関・団体との連絡調整を行いました。

2　川俣町地域福祉計画策定委員会

本計画の策定に関する調査研究及び計画の原案を作成するため、策定委員会において、検討を行いました。

策定委員会の構成メンバーは、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、地域代表者等となっています。

3　アンケート調査

町民における地域福祉活動の実態や地域生活における課題、ニーズ等を把握するため、ＷＥＢ回答を併用した郵送でのアンケート調査を実施しました。

4　町民の意見聴取（オンライン意見箱）

町民の意見を計画に広く反映するとともに、計画策定のプロセスへの積極的な参画を促すため、町ホームページにて、オンライン意見箱を設置し、町民の意見聴取を実施しました。

5　関係者へのワークショップ

地域福祉の担い手や福祉関係者等の意見を計画に反映するとともに、計画策定のプロセスへの積極的な参画を促すため、関係者へのワークショップを実施しました。

6　パブリックコメント

町民の意見・提言を募集し、計画に反映させるため、パブリックコメントを実施します。パブリックコメントの実施にあたっては、町ホームページ、役場、各地区公民館等において、計画素案が閲覧できるよう、その内容を公開しました。

計画の策定体制

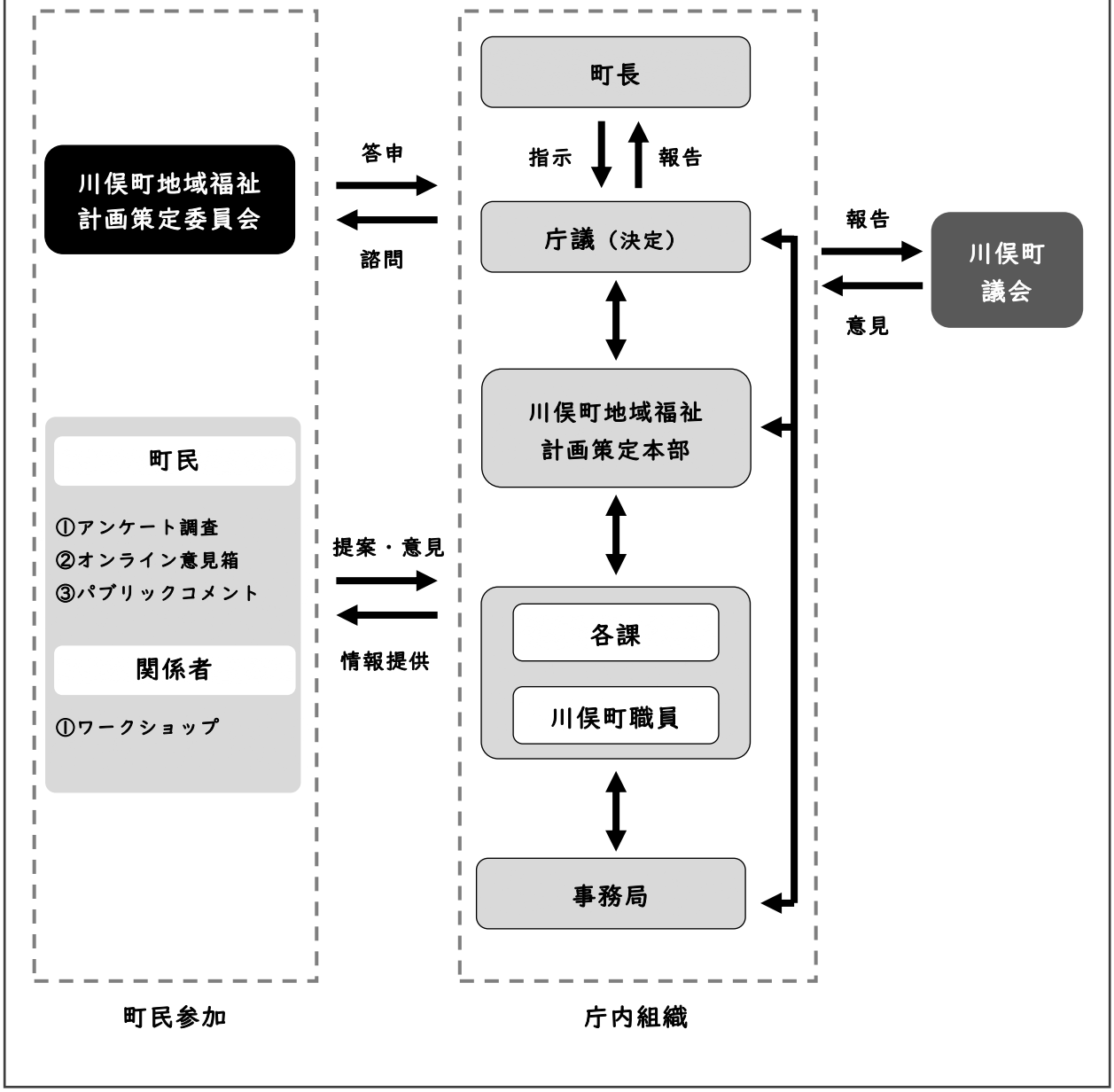
町長
指示
報告
川俣町地域福祉
計画策定委員会
答申
諮問
庁議（決定）
報告
川俣町
議会
意見
川俣町地域福祉
計画策定本部
町民
①アンケート調査
②オンライン意見箱
③パブリックコメント
提案・意見
情報提供
各課
関係者
①ワークショップ
川俣町職員
事務局
町民参加
庁内組織

第３節　川俣町地域福祉計画策定本部設置要綱

平成 25 年４月１日
訓令第４号

（設置）

第１条　川俣町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり庁内等で連携し必要な事項や施策の検討及び推進を図るため、川俣町地域福祉計画策定本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　本部は、次に掲げる事項を処理する。

(1)　計画の内容に関すること

(2)　川俣町地域福祉計画策定委員会との連絡調整に関すること

(3)　関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること

(4)　計画策定のための調査等に関すること

(5)　その他必要な事項に関すること

（組織）

第３条　本部は、別表１に掲げる者をもって組織する。

２　本部に、本部長を置き、副町長をもって充てる。

３　本部に、副本部長を置き、保健福祉課長をもって充てる。

（本部長等）

第４条　本部長は、本部を代表し、会務を総括する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、会議の議長となる。

２　本部長は、必要があると認めるときは、本部の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（事務局）

第６条　本部の事務局は保健福祉課に置く。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則（平成 25 年訓令第 25 号）

この訓令は、平成 25 年７月１日から施行する。

附　則（平成 28 年訓令第 24 号）

この訓令は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則（平成29年訓令第16号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附　則（平成30年訓令第14号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附　則（令和4年訓令第70号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附　則（令和6年訓令第19号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

役職	職名等
本部長	副町長
副本部長	保健福祉課長
本部員	総務課課長補佐 財政課課長補佐 政策推進課課長補佐 町民税務課課長補佐 保健福祉課課長補佐 農林振興課課長補佐 建設水道課課長補佐 原子力災害対策課課長補佐 教育委員会事務局／学校教育課課長補佐 教育委員会事務局／子育て支援課課長補佐 教育委員会事務局／生涯学習課課長補佐 会計室出納係長 議会事務局／庶務係長

第４節　川俣町地域福祉計画策定委員会規則

平成28年9月23日
規則第40号

（目的）

第１条　この規則は、川俣町附属機関の設置に関する条例（令和３年川俣町条例第１号）第２条の規定に基づき、川俣町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を処理する。

(1)　川俣町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関すること。

(2)　計画策定のための調査等に関すること。

(3)　計画の推進、評価に関すること。

(4)　その他計画の策定、推進、評価のために必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。この場合において、第4号に規定する者のうち2名以内については公募するものとする。

(1)　学識経験者

(2)　保健福祉及び医療関係者

(3)　地域活動団体等関係者

(4)　その他町長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は２年間とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長等）

第５条　委員会に、委員長及び副委員長をおき、委員の中から互選により選任する。

2　委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱をする最初の委員会は、町長が招集する。

2　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

（関係者の出席）

第７条　委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、保健福祉課において行う。

（その他）

第９条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附　則　抄

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（川俣町地域福祉計画策定委員会設置要綱の廃止）

2　川俣町地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成25年川俣町告示第18号）は廃止する。

（経過措置）

3　この規則の施行の際、現に廃止前の川俣町地域福祉計画策定委員会設置要綱の規定により置かれている川俣町地域福祉計画策定委員会及び委員に任命されているものは、この規則により置かれた川俣町地域福祉計画策定委員会及び委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、廃止前の川俣町地域福祉計画策定委員会設置要綱の規定により任命された日から起算する。

附　則（令和3年規則第7号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附　則（令和6年規則第18号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

第５節　川俣町地域福祉計画策定委員名簿

（氏名五十音順、敬称略）

	氏　名	所　　属	委員選出区分
1	神尾　純平	公募委員	町民
2	黒澤　良太	川俣町ＰＴＡ連絡協議会	地域活動団体等（子育て世代）
3	齋藤　金男	川俣町民生委員協議会	保健・福祉・医療（福祉関係）
4	斎藤　久美子	特定非営利活動法人 川俣町セルプかえで	保健・福祉・医療（障がい者福祉）
5	佐藤　研策	川俣町自治会連絡協議会	地域活動団体等（自治会）
6	佐藤　武二	社会福祉法人川俣町社会福祉協議会	地域活動団体等（福祉関係）
7	鈴木　秀	一般社団法人川俣医師会	保健・福祉・医療（医療関係）
8	鈴木　典夫	福島大学　行政政策学類	学識経験者（大学教授）
9	髙野　イキ子	川俣町女性団体連絡協議会	地域活動団体等（女性団体）
10	田中　文博	川俣町行政区長協議会	地域活動団体等（行政区）
11	奈良　薫	川俣町老人クラブ連合会	地域活動団体等（高齢者）
12	宮口　正稔	川俣町地域包括支援センター	保健・福祉・医療（福祉関係）
13	安田　志穂	特定非営利活動法人コミュニティちゃばたけ	ボランティア団体
14	吉田　文芳	川俣町男女共同参画推進委員会	地域活動団体等（男女共同参画）
15	渡辺　信任	公募委員	町民

第6節　計画推進に係る主な事業・取り組み

基本目標1　地域を支える人づくり

施策	施策の展開	主な事業・取り組み
1 福祉意識の醸成	(1) 地域福祉に関する普及・啓発	○家族介護教室 ○認知症サポーター養成講座 ○子育てほっとステーション ○男性の育児参加（イクメン）教室
	(2) 福祉教育の推進	○社会科、道徳、総合学習等の時間を通しての福祉意識の向上
2 地域で活躍する人材の育成と活用	(3) ボランティアの育成支援	○川俣町社会福祉等活動事業（川俣町社会福祉協議会事業）補助 ○活動情報の提供 ○ボランティアセンターの運営
	(4) 地域福祉の活動主体の育成・支援	○福祉人材の育成 ○地域福祉リーダーの養成の検討 ○生活支援体制整備事業
3 ボランティア活動等の活性化	(5) ボランティア・ＮＰＯ活動への支援	○赤十字奉仕活動助成 ○活動拠点の確保への支援
	(6) 企業や事業所の地域福祉活動の促進	○企業等の地域福祉活動への参加の促進

基本目標2　誰もがつながり合う仕組みづくり

施策	施策の展開	主な事業・取り組み
4 地域コミュニティの形成	(7) 行政区・自治会活動等への支援	○川俣町みんなでつくるまちづくり事業
	(8) 見守り活動の推進	○民生委員による見守り活動の推進及び福祉票の整備 ○福祉団体等運営事業
	(9) あいさつ・声かけ運動の促進	○「あいさつ運動」の実施
5 交流の場や機会の充実	(10) 地域での交流の促進	○敬老会実施委託
	(11) 地域の活動拠点の活用促進	○地域活動のための既存施設の有効活用の推進 ○空き店舗活用事業
	(12) いきいきサロンの充実	○いきいきサロンの推進 ○サロン活動の支援

施策	施策の展開	主な事業・取り組み
6 防災体制の充実	（13）地域の防災力の向上	○避難体制の整備 ○地域防災計画の推進
	（14）避難行動要支援者の把握	○避難行動要支援者名簿の作成・管理
	（15）福祉避難所の充実	○福祉事業所に対する福祉避難所設置に向けた支援
7 防犯体制の充実	（16）安心して生活できる地域づくりの推進	○絹の里見守り隊運営補助 ○学校警察連絡協議会 ○防犯ブザー貸与 ○防犯指導隊活動
	（17）地域の防犯体制の充実	○地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 ○防犯指導に関する事業
	（18）再犯防止の推進	○社会を明るくする運動や再犯防止月間での広報・啓発

基本目標３　誰もが安心して暮らせる環境づくり

施策	施策の展開	主な事業・取り組み
8 生活環境の整備	（19）バリアフリーの推進	○公共施設のバリアフリー化の推進
	（20）移送サービスの充実	○外出支援サービス事業
	（21）マナー向上に向けた啓発活動	○廃棄物の適正処理啓発 ○飼い犬等の適正飼養啓発
9 健康づくりの推進	（22）健康づくりの普及・推進	○健康チェック・さわやか体操教室
	（23）健康に関する情報提供	○町広報誌及び町ホームページにおける情報提供の充実
10 原発被災への支援	（24）被災した町民の心身のケア	○山木屋地区情報発信事業 ○個別訪問
	（25）被災者と地域との交流の促進	○自治会報の発行
	（26）放射能対策の推進	○除染対策事業 ○空間放射線量等モニタリング事業 ○食品等モニタリング事業
11 社会参加・生きがいづくりの支援	（27）生涯学習機会の拡大	○女性講座 ○成人講座 ○白寿大学講座
	（28）スポーツ・レクリエーションの機会の拡大	○一般高齢者を対象としたスポーツ・レクリエーションの開催

施策	施策の展開	主な事業・取り組み
12 支援が必要な子どもへの支援の充実	(29) 困難を抱える子どもや家庭への支援	○障がい児地域療育等支援事業 ○各種助成・手当
	(30) 子どもの権利擁護・虐待防止	○子ども家庭総合支援拠点の設置 ○乳幼児虐待予防事業
13 生活困窮者の支援体制の充実	(31) 生活困窮者の把握と支援	○生活困窮者自立支援制度に基づく事業
	(32) 就労支援の推進	○生活困窮者自立支援制度に基づく就労支援 ○雇用支援・就労支援

基本目標４　地域福祉を推進する連携の体制づくり

施策	施策の展開	主な事業・取り組み
14 相談体制の充実	(33) 相談窓口の周知	○町広報誌及び町ホームページによる情報発信 ○相談窓口の充実とネットワーク化
	(34) 身近な相談体制の充実	○ふれあい相談員配置支援事業 ○地域での相談体制の整備・充実
	(35) 重層的支援体制整備事業の推進	○包括的相談支援事業 ○参加支援事業 ○地域づくり事業 ○アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ○多機関協働事業
	(36) 自殺対策の推進	○地域におけるネットワークの強化
15 情報提供の充実	(37) 情報バリアフリーの推進	○町ホームページ管理運営事業
	(38) 地域における情報提供の推進	○広報誌配布事業
16 福祉サービスの充実	(39) 成年後見制度の普及・利用促進	○成年後見制度の利用の支援
	(40) 福祉サービス利用支援の充実	○各福祉サービスの充実 ○介護職員初任者研修実施主体への補助
17 地域福祉ネットワークの構築	(41) 各種関係機関との連携に向けた支援	○関係機関・団体のネットワークの強化 ○支援センター間のネットワーク化の推進
	(42) 社会福祉協議会との連携の強化	○川俣町社会福祉等活動事業（川俣町社会福祉協議会事業）補助
	(43) 産学官の連携の推進	○連携協定による事業の推進

第二次川俣町地域福祉計画

～川俣町重層的支援体制整備事業計画～
～第二次川俣町成年後見制度利用促進基本計画～
～川俣町再犯防止推進計画～

2025 年（令和 7 年）3 月

発行者　川俣町
編　集　保健福祉課　地域福祉係
〒960-1492　　福島県伊達郡川俣町字五百田 30 番地
電話：024-566-2111（内線 1403）